

令和4年第2回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（6月7日）（火曜日）		
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	一般質問	7
	福 岡 兵八郎 議員	7
	特別支援教育環境整備	
	みどりの食料戦略システムについて	
	道路・橋梁整備について	
	住宅環境整備について	
	（太学校教育課長、高岡町長、高城農林水産課長、 清山建設課長、村上総務課長）	
	宮之原 剛 議員	25
	急傾斜地危険箇所対策について	
	各自治公民館へのコロナ禍での助成について	
	コロナ感染防止対策について	
	防災対策について	
	（清山建設課長、茂岡社会教育課長、高岡町長、 田畑健康増進課長、村上総務課長、廣介護福祉課長）	
	松 田 太 志 議員	43
	我が町における子育て環境について	
	コロナ見舞金の現状と課題について	
	ドローン法規制航空法の周知は	
	（廣介護福祉課長、高岡町長、福教育長、村上総務課長、 吉田企画課長）	
1. 散 会	54

第2号（6月8日）（水曜日）

1. 開 議	57
1. 日程第 1 一般質問	57
富 田 良 一 議員	57
農業振興について	
畑かん推進について	
（高城農林水産課長、高岡町長、水野耕地課長）	
是 枝 孝太郎 議員	63
教育振興について	
福祉政策について	
低所得者について（非課税世帯を除く）	
（太学校教育課長、福教育長、廣介護福祉課長、高岡町長）	
大 沢 章 宏 議員	75
井之川朝潮記念館について	
道路整備について	
牛糞で発電する事業について	
（吉田おもてなし観光課長、吉田企画課長、清瀬地域営業課長、清山建設課長、高岡町長、高城農林水産課長、幸野副町長）	
内 博 行 議員	85
サトウキビ増収対策	
家畜糞尿対策	
（高城農林水産課長、清瀬地域営業課長）	
竹 山 成 浩 議員	90
地域内の経済循環の促進は急務	
環境保全への取り組みを伺う	
防災ラジオについて伺う	
（高城農林水産課長、清瀬地域営業課長、村上総務課長、高岡町長、吉田おもてなし観光課長、吉田企画課長、太学校教育課長、大山住民生活課長）	
勇 元 勝 雄 議員	103
子育て支援について	

町政について

庁舎建替について

議会の見える化について

コロナ対策について

(田畑健康増進課長、高岡町長、幸野副町長、
村上総務課長、高城農林水産課長、廣介護福祉課長)

1. 散 会 124

第3号(6月9日)(木曜日)

1. 開 議 127

1. 日程第 1 一般質問 127

政 田 正 武 議 員 127

亀徳新港の観光案内所について

生理の貧困について

公営住宅の入退居について

(吉田おもてなし観光課長、高岡町長、茂岡社会教育課長、
村上総務課長、太学校教育課長、清山建設課長)

植 木 厚 吉 議 員 134

離島振興政策について

資材物資の高騰について

(高岡町長、茂岡社会教育課長、吉田企画課長、
清山建設課長、高城農林水産課長、村上総務課長)

広 田 勉 議 員 145

学校教育について

補助金制度について

役場の定員について

町づくり特定組合について

カーボンニュートラル宣言

(太学校教育課長、高岡町長、福教育長、
高城農林水産課長、村上総務課長、
吉田おもてなし観光課長、吉田企画課長、幸野副町長)

1. 散 会 172

第4号（6月10日）（金曜日）

1. 開 議	176
1. 日程第 1	議案第 4 1 号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部 変更について	176
1. 日程第 2	議案第 4 2 号 総合整備計画の提出について	178
1. 日程第 3	議案第 4 3 号 徳之島町町道の認定について	179
1. 日程第 4	議案第 4 4 号 徳之島町町道の延長の変更について	179
1. 日程第 5	議案第 4 5 号 教育委員会委員の任命について	180
1. 日程第 6	議案第 4 6 号 教育委員会委員の任命について	181
1. 日程第 7	議案第 4 7 号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）につい て	182
1. 日程第 8	議案第 4 8 号 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）について	196
1. 日程第 9	議案第 4 9 号 令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）について	197
1. 日程第 10	議案第 5 0 号 令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）について	198
1. 日程第 11	議案第 5 1 号 令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）に ついて	199
1. 日程第 12	報告第 1 号 継続費逡次繰越費について	200
1. 日程第 13	報告第 2 号 繰越明許費について	200
1. 日程第 14	報告第 3 号 事故繰越費について	202
1. 日程第 15	陳情第 4 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをは かるための、2023年度政府予算に係る意見 書採択の陳情について	203
1. 日程第 16	陳情第 4—1 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかる ための、2023年度政府予算に係る意見書採 択の陳情について	204
1. 日程第 17	発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをは かるための、2023年度政府予算に係る意見 書	205
1. 日程第 18	発議第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかる ための、2023年度政府予算に係る意見書	

.....	206
1. 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
1. 日程第20 委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
1. 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について ...	207
1. 閉 会	208

令和4年第2回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和4年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和4年6月7日開会～令和4年6月10日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
6	7	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（福岡・宮之原・松田）3名
	8	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（富田・是枝・大沢・内・竹山・勇元）6名
	9	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（政田・植木・広田）3名 ○総務文教厚生常任委員会
	10	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○報告 ○委員長報告 ○閉会

令和4年第2回徳之島町議会定例会

第1日

令和4年6月7日

令和4年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和4年6月7日（火曜日） 午後1時30分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

福岡兵八郎 議員

宮之原 剛 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 福田 誠志 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
教 育 長	福 宏 人 君	総 務 課 長	村上 和代 君
企 画 課 長	吉田 忍 君	建 設 課 長	清山 勝志 君
花徳支所長	尚 康典 君	農林水産課長	高城 博也 君
耕 地 課 長	水野 毅 君	地域営業課長	清瀬 博之 君
農委事務局長	藤 康裕 君	学校教育課長	太 稔 君
社会教育課長	茂岡 勇次 君	介護福祉課長	廣 智和 君
健康増進課長	田畑 和也 君	おもてなし観光課長	吉田 広和 君
税 務 課 長	新田 良二 君	住民生活課長	大山 寛樹 君
選管事務局長	白坂 貴仁 君	会計管理者・会計課長	当 洋子 君
水 道 課 長	保久 幸仁 君		

△ 開 会 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

ただいまから令和4年第2回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告をいたします。

6月2日に議会運営委員会を開催し、新型コロナウイルス感染予防対策のため、審議、一般質問での出席者については、答弁が予想される課長に限定いたしましたので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番政田正武議員、14番福岡兵八郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月10日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和3年度の例月現金出納検査、3月、4月、5月分、令和4年度の例月現金出納検査、4月、5月分の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思っております。

また、今期定例会におきまして、本日までに受理した陳情、請願は、会議規則第92条の規定により、陳情、請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので、御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳しい資料につきましては、お手元に配付してあります。

主なものを申し上げます。

3月の9日から3月の11日、全国町村会政務調査会、鹿児島にてウェブ会議で出席しております。並びに鹿児島県町村会3月の理事会に出席。

3月22日から3月の27日、日本エアコミューター株式会社第39期臨時株主総会に出席。鹿児島県土地改良事業団体連合会通常総会出席。第4回鹿児島県消防協会理事会出席。鹿児島戦没者墓地慰霊祭出席。

3月の28日から3月の30日、鹿児島県離島振興協議会令和3年度第2回理事会に出席。

4月の2日から4月の7日、関西奄美会「第105回総会・芸能大会」出席。鹿児島県消防学校初任教育第85期入校式に出席。

4月の15日、「近未来政治研究会と語る会」に出席。

4月の19日から4月の22日、令和4年度県市町村連携会議、昔の県政説明会に出席。鹿児島県町村会新役員で挨拶回りをしております。鹿児島県町村会4月の理事会に出席。令和3年度鹿児島県農業再生協議会の監査をしております。第12回全国和牛能力共進会鹿児島県推進協議会通常理事会に出席並びに全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会令和4年度定期総会に出席。一般社団法人全国治水砂防協会鹿児島県支部懇談会に出席。

4月の24日から4月の27日、第37回関東鹿児島県人会連合会大会出席。国土交通省に訪問しております。並びに全国町村会政務調査会全体会議に出席。全国町村会理事会に出席。

4月の29日、時局講演会「命と暮らしを守る」に出席。「第12回全国和牛能力共進会鹿児島

大会」の決起大会に出席しております。

5月の10日、第63回奄美群島市町村議会議員大会に出席。

5月の12日から5月の15日、県庁に訪問しております。鹿児島県町村会5月の理事会出席。鹿児島県農業農村整備センター第31回通常理事会に出席。令和4年度九州地区道路利用者会議定時総会並びに意見交換会に出席。第16回鹿児島県障害者スポーツ大会に出席。

5月の17日から5月の20日、令和4年度鹿児島県農業・農村振興会第1回通常理事会に出席。令和4年度鹿児島県国際交流協会第1回通常理事会に出席。令和4年度鹿児島県特産品協会第1回理事会に出席。令和4年度鹿児島県青少年育成県民会議常任理事会に出席しております。

5月の23日から5月の25日、令和4年度鹿児島県担い手・地域営農対策協議会総会に出席並びに令和4年度の各種の協議会の総会に出席しております。

5月の29日から6月の3日、第37回武蔵野奄美フォーラムに出席。徳之島と大都市圏を結ぶ航空直行便の定期便運航実現に向けた要望活動は、3町長でJALのほうの本部に向かって要望しております。全国過疎地域連盟第147回理事会に出席。令和4年度鹿児島県開発促進協議会総会に出席。

6月の6日から6月の7日、令和4年度第1回鹿児島県市町村振興協会通常理事会に出席しております。

以上でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、一般質問を行います。

福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

皆さん、こんにちは。

今年から大物新人を仲間に入れて、奄美群島のモデルとなるべく、徳之島町議会がスタートいたしております。若い議員に負けられないようにと思って、トップバッターで一応一般質問をいたしますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナがなかなか収まりません。しかし、収束はできないものと思ひます。社会活動、経済活動、そしてコロナ対策、一緒に進めていかなければなりません。ただ、私が一つ気がつくことは、ワクチンを何回打ったか、ワクチンをしなさいだけなんですよね。なぜ、コロナにかかる人がいる、かからない人がいる、風邪を引く人がいる、引かない人がいる、なぜでしょう。

免疫力の問題だと思います。

私たちの周りには、長寿世界一を2人輩出した徳之島の水でできたすばらしい植物、食物がいっぱいございます。免疫力を高めるために、まず、純黒糖、ポリコサノール、ポリフェノールですね、それから、ニンニクのアリシンやショウガのジンゲロール、ヤマシークニンのノビレチン、ニンニクのアリシンなど、いっぱいあるわけですので、それが化学薬品で侵されていなくて、生の純粋な物がいつでも取れる。これを吸収することによって免疫力をぐっと高めるわけですから、コロナに負けるはずがないんです。そういうことをしないで、ただワクチンだけを打っても、恐らく感染者はゼロということにはならないだろうと思っております。

どうか免疫力を高める。島にはいっぱいございますので、そういうことも心がけてほしいなと思っております。

さて、私たち奄美群島発展のアキレス腱であります奄振事業も令和5年度末で切れます。新たな延長に向けて群民が一丸となって取り組まなければならない。

早速、延長に向けて、今年の5月から、市町村民の皆様はもちろん、旅行者・来訪者への意向調査が始まっているようです。

前回の調査で1つだけ、どうも心に留まって気になっているのがありました。それは、来訪者の中で、徳之島に住みたくても、仕事のこと、収入確保のこと、島内外の交通運賃を含めた条件整備が悪いということで、奄美で暮らしたいと思わないという人がアンケートで来訪者が40%もありました。これが今度の調査で改善できているかどうか分かりませんが、私たち町議会も常に活性化をしていかなければならない。

また、議会の大きな使命と責任、町民の福祉の向上と町政発展に寄与することを果たすために、私たちは基本条例を制定いたしております。議員の資質向上はもちろん、積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員同士の自由な討議の展開、町長ほか執行機関との持続的な緊張関係の保持等、公正性・透明性を持って、町民の皆様から絶対の信頼を寄せられる、そういう徳之島町議会議員として共に頑張っていこうではありませんか。

14番の福岡が通告の4項目について質問いたします。町長並びに担当課長の明快な答弁をお願いいたします。

最初に、1番目に出しているのが特別支援教育であります。

先日の新聞の記事であります、離島での特別支援教育を語り合うオンライン交流会が鹿児島市であった。種子島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖永良部島の各会場を中継で結び、保護者や教員ら約60人が参加、教育環境が整わない現状や悩みについて意見を交わした。障害者教育の関係者でつくる全国障害者問題研究会鹿児島支部などが初めて主催したことであります。

県内の離島で特別支援学校があるのは奄美大島と種子島のみ、それ以外は特別支援学級や支援教室などしかなく、島外に出なければならない例もある。

そんな現状を踏まえて、参加者からは、障害に合う教育が受けられず、今後の不安である。また、専門の免許を持つ教員が足りないとの声が聞かされた。就学前の教育機関を拡充するよう求める意見も強かった。県内全域で関係者が連携する組織の立ち上げも決めたということと載っております。

徳之島でも各学校でのそれぞれの取組があるようですが、まず初めに、県内離島におけるこの取組の現状についてお伺いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

福岡議員の質問にお答えいたします。

大島郡内で特別支援学級は、小学校で51校115学級、児童数391名で、中学校は26校45学級131名、大島養護学校関係では、小学部が8学級31名、中学部で6学級25名、高等部で7学級47名の生徒が大島養護学校で学んでおります。

大島養護学校の分教室と同様の教育機能を持つ支援教室が喜界は1学級3名の生徒、徳之島は3学級7名の生徒、沖永良部は1学級2名の生徒が特別支援学級で教育を受けております。

徳之島町の現状で申し上げますと、各学校の特別支援学級の交流会を実施しております。

また、徳之島地区支援学級連絡協議会を3町持ち回りで開催し、学校との連携も深めております。

また、徳之島町では、大島養護学校とは別に、児童生徒や就学前の幼児に対して、必要に応じて慶應義塾大学の教授らによるIQ検査や習得検査を行っております。この2つの検査で知的発達水準と学習の状況を把握し、家庭や学校での支援の参考としております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。もうちょっと具体的にお願ひしたいんですけども、小学部で今、校内支援体制が今できているわけですが、今、現状の説明がありましたけれども、今の課題はどこにあるのかということと、その次、ステップですね、目標はどこに向かっているんだという、小学部、中学部、併せてお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

小学部・小学校に関しましては、特別養護学級は5校で13クラス、児童数は47名です。通級に関しましては2クラス46名が学んでおります。15名の支援員を配置しております。支援が必要な生徒の教育に携わっております。

また、中学校に関しましては、3校で5クラス、生徒数19名です。通級は1クラス、11名が学んでおります。

課題といたしましては、小学校で15名、中学校で11名の支援員を配置しておりますが、この

支援員の募集に関しまして、なかなか参加してくださるといいますか、協力してくださる方々が見つかるのが難しい問題であります。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

支援員が不足しているということでもあります。これは募集しても不足。これはその人材がおられないのか、それとも支援員の条件が悪いからなのか、どちらですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

支援員の募集に関しましては約4校時、午前中とかにしておりますが、中身に関しましては、給食のお手伝いとか、排せつ物のお手伝い、その他なかなか条件等が合わないことが考えられます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

条件が合わない。じゃあ、どうするんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

これに関しましては、募集要綱を見直しといえますか、いろいろ工夫しながら、金銭面、その他、時間等を考慮してこれから検討したいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

ぜひ検討していただきたいと思います。やはり教育を受ける権利があるわけで、大島養護学校は非常に倍率も高いと言われております。しかし、南3島は今、そういう支援員も不足をしているということで、非常に今、教育環境のいろんな差が出ているような気がいたします。これは保護者からすると大変切実な問題であります。

この件については、町長はどのように考えておりますか。支援員が不足して困っているということ。

○町長（高岡秀規君）

今、課長の答弁にあったように、なかなか条件面でもお礼がつかないのが一つと、あと、人材が意外と雇用はある程度あるんですが、その分野によっては応募が来ないというのが現状でありまして、さらなる雇用の求め方、そして、また、雇用の人材の集め方等が、具体的にただ待っているだけではなくて、探すぐらいの努力が必要になってきているかなというふうに考えております。

それで、また、支援員等々の配置につきましては、実は亀津中学校の建設時に、その当時も障害を持つお子さんと健常者を一緒に学ばせたいという保護者の強い思いがありまして、是枝議員を中心にして当初は保護者等の意見を集めて、亀津中学校の設計変更を大幅設計変更しま

して今の現状があります。

ようやく国のほうも重い腰を上げて、健常者と一緒に学ばせようという機運が高まってきております。

よって、障害者を心から迎えるに当たって、周りの子供たちが非常に心が優しくなるという結果が出ていると。そして、また、発達障害等、それと障害によっては、健常者と学ぶことによって改善が見られたということが分かってきておりますので、今後ともしっかりと徳之島町といたしましては、SDGs、誰一人取り残さない教育というものを追求してまいりたいというふうに思います。

○14番（福岡兵八郎君）

この件については二極化するわけですね。専門に早く育てて、早く持っている先天性を見つけて、早くそれを磨いて社会人として送り出していきたいという考え方と、今おっしゃる全部一緒になって、社会活動させながら一緒になってやっていくという方法が2つあって、どちらもいいと思うんですけども、ぜひそれぞれ専門家を交えて御検討いただいて、ひとつ徳之島町がモデルとなつていただきますようお願いしたいなと思っております。

では、高等部の現状についてお伺いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

徳之島高校での支援教室は7名が在籍しております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

これは、徳之島高校はもう3町一緒ですね。指導員の状況、それから、伊仙町、天城町、徳之島町、それぞれどのような支援をしているのかということをごまずお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

支援員は2名体制で行っております。1名は看護資格を持っている方をお願いしております。また、支援に関しましては、徳之島支援教室支援員設置事業で、徳之島3町で費用を出し合つて雇用しております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

その3町の出し合つてという、具体的をお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

支援員の報償費、その他もろもろの経費につきまして、約300万余りを徳之島3町で負担し

ております。3町案分して支給しております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

同じく今課題は何があります。

○学校教育課長（太 稔君）

課題といたしましては、生徒たちの卒業後の進路などは、島で就職とか福祉教室に入室することになりますが、なかなか新しい進路が開拓できないことでございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

次の質問にちょっと重なっているわけですが、今、指導員のお話が出ましたが、その指導員の専門性の向上という方法についてはどのようなことをされています。

○学校教育課長（太 稔君）

指導員に関しましては、徳之島町内で研修会とかを行っております。

研修に関しましては、徳之島地区特別支援連絡協議会を開催したり、大島地区養護学校の巡回と一緒に相談して研修を行っております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

太課長、非常に簡潔ではあるんだけど、その研修会でどういう研修をした。では、どういう効果が出たとか、また次の機会にまたお尋ねしますので、やはり指導員の特別また専門性を磨く資質向上の研修会が必要かと思えます。

先ほど出ました、その後、高校を卒業した進学する子供、就職する子供があると思うんですが、企業等との連携した就学支援、それから進学時の支援、これについては具体的にもしこれまでありましたらお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

進学に関しましては、国立の鹿児島県養護施設、鹿児島県障害者職業機能開発校に入校している方もいらっしゃいます。

また、就職に関しましては、令和2年度に2社、令和3年度には4社のほうに就職しております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

進学と就職について、何か支援対策というのはあったんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

町のほうではそのようなことはしておりませんが、学校のほうで各企業のほうに訪問したり、いろいろお願いして、生徒の要望があれば、その学校のほうに就職とかをお願いしている状況です。

○14番（福岡兵八郎君）

分かりました。今、現状がそういうことであるということですから、じゃあ、今度は、行政と指導員という話だったんですけども、地域からの協力体制とか、そういうのもあるのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

地域との協力といいますか、今、生徒を分けることなく、学校全体で地域と関わっているものと思われま。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

分かりました。これが最後の質問になります。

機能強化のために、今、大島養護学校と種子島と2か所あるけれども、徳之島、沖永良部、与論、3島を一緒に置いて、養護学校の例えば分校とか、そういうのも考えたことがあるのか、考えられることなのか、絶対無理なのか、その辺のところをお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

養護学校に関しましては、大島養護学校と連携しながら分教室の機能を図り、町の特別支援教育の環境整備を充実することが必要であると考えております。

また、分校に関しましては、現在、高等学部、高校生がありますけれども、小学生、中学生をともにできる、学べる場を分校として設置できたらと思っております。

また、現在、県のほうでは、県内の特別支援学校の教育環境改善に関する検討委員会を立ち上げております。本町の教育支援の現状について、県と共通理解を図りたいと思っております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

非常に前向きだなと感じました。例えば、徳之島町は今、下久志分校が今空いているわけですよね。だから、やはり校舎を利用した小学・中学、高等部は高校でいいと思うんですが、徳之島3町をまずやって南3島を受け入れるとか、その辺の計画まで考えてみようと思っておられるのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

分校となりますとなかなかハードルが高いと思いますが、まずは分教室のほうから進めて、

それで、その後、拡大できたらと考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

分かりました。今、鹿児島県の特別支援教育基本計画の中にうたわれているわけですが、これをちょっと朗読してこの質問を終わりたいと思っております。大事な部分だけしますが、「現在、障害のある全ての幼児、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導、支援や相談支援体制の一層の充実を図ることが求められており、本県では、小・中・高等学校等の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学の流れ目のない支援の推進、企業等と連携した就労支援などに取り組んでいるところである」ということでありますが、今、進学も就職も、県としても町としても特別な支援はまだしている状況ではないようなことを感じましたが、また検討していただきたいということです。

特別支援学校においては、幼児、児童生徒の自立と社会参加に向けて教育機能をさらに充実する必要があるとともに、地域の学校等における支援体制整備のために、特別支援教育に関するセンター的機能、つまり、私は養護学校の分校をやはり空いている校舎を利用して設置できないかなど、今、この基本計画を読んだときにそう思いついたわけではありますが、その可能性もあるような返事を頂きましたので、大きな希望を持ってこの質問を終わりたいと思います。ぜひ、今後とも、取り上げていきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

じゃあ、次に行きたいと思えます。

みどりの食料戦略システムについてであります。

そもそも戦略システムの目指すものは何でしょうか。お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

みどりの食料戦略については、農林水産省のほうで策定されておりますので、御紹介いたしたいと思えます。

農業者の減少、高齢化による生産基盤の脆弱化の問題解決、また、世界的にSDGsや環境への対応が重視されるようになったことを踏まえ、農業生産力の向上と持続可能性の両方を実現するため、令和3年5月12日に、農林水産省によって策定されました。

その策定されたシステム戦略によると、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現を目指すとしており、それをイノベーション、技術革新で実現するということになっております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

この基本となるのが農業でいうと有機農業でありますよね。有機農業の法律、1条、4条、7条、ちょっと説明いただけます。

○農林水産課長（高城博也君）

説明のほうですか。

○14番（福岡兵八郎君）

はい。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、1条については、目的を表しております。農業推進による施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とするというふうになっております。

続きまして、4条、これに関しましては、国及び地方公共団体の責務、4条につきましては、国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、農業者、その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業を推進するものとするというふうになっております。

7条につきましては、それに伴う推進計画であります。7条につきましては、鹿児島県、鹿児島県の扱いになりますけれども、基本方針に則し、都道府県は基本方針に則し、有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるように努めなければならない。都道府県は推進計画を定め、また、これを変更したときは、遅滞なくこれを公表するように努めなければならないというふうに規定されております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

国は基本方針を示す。都道府県が推進計画をつくる。市町村は実行に移すということになるわけですが、今日、普及課の先生がお見えになっているような気がしますけれども、今、県とのいろんな打合せを、検討をこれまで何回かされていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

環境保全型に関しては、その都度、栽培等の関係でやられていると思いますけど、有機農業に関してというふうな、それに特化した打合せはやっておりません。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

私は前回もみどりの食料システム戦略についてはちょっと取り上げてかじった。それはなぜかといいますと、農林水産課の皆さん、また、課長が早速、来るであろう時代に向けてもう早速、そういう審議会の立ち上げとか、いろんなそれにもう着手していただくものだと思って前回にちょっと出したわけですよ。まだされていないということは、あんまり興味ないんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

私個人としましては、有機農業の一部になるんですけれども、有機物の投入と有機による農地の改善については非常に興味があると思っています。これが基に今何とか農業の生産力が上がるものだと思っておりますし、だからといって、ないがしろにしているわけではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

ないがしろにはしていませんけれども、まだ検討はしていません。前向きに検討いたします。危機感をまだ感じられませんね、課長。課長が忙しいことは分かっておりますが、これからのIターンやUターン者、若い人たちが、奄振の調査にもあるように、新しい園芸を早く構築してほしいというのが一番なんですよね、アンケートで。だから、今の農業の延長線上では何かあるのか、新しいことは何か必要なのかとしたときに、私はこの道一本をずっと歩いてきて、もう有機農業だと、有機・無農薬だと思うわけですよ。ですので、これであれば夢を持って絶対行けるという自信を感じているわけでありまして。ですので、だけれども、技術がまだこれからです。それから、販売戦略もこれからでありますけれども、都会ではもう祭りみたいに何かなっているわけですよ。合い言葉になっているわけですよ。ですので、産地が早く着手をしないといけない。早く徳之島町がそのモデルとして、私はいつもモデルと言うんですが、徳之島町は健康の町宣言をいたしております。ですので、徳之島町ができるはずですし、今の農林水産課の職員の皆さん、能力、それから取り組む姿勢を見ても、絶対できると思いますので、ぜひ、そして、今、県の先生方も非常に御理解が深いわけです。ですので、今、一緒に早く検討会を持って具体的にさせていただく。そして、また、実際取り組んでいる人たちに対しての全面的な協力もひとつお願いしたいなと思っております。

いろいろこれは奥が深いですので、絞り込まないといけません。先日、新聞に有機農業に向かってIPM支援をしましょうというのが、補助事業がありました。IPMとは何か。総合的な病虫害や雑草の管理、化学合成農薬以外の様々な技術を合理的に組み合わせた病虫害と雑草を防除することですということなんです。これについて取り組む上で、今、県の補助事業なりありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

事業があるかということでありましてけれども、みどりの食料システム緊急対策の中に、県を通して通知は、通知というか、案内は来ております、事業として。

○14番（福岡兵八郎君）

それは補助事業があるということね。じゃあ、またそれはまた具体的にまた取り組む方々の農家の意向を聞きまして、またしていきたいと思っております。

具体的に行きます。例えば、この戦略の大体12項目ぐらい大きく分けてあるわけですが、化学農薬、2040年までにニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくて済むような新規農薬等を開発するとうたわれておりますが、この辺の情報は入っているのかいないのか。お願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

申し訳ありません。細かくは勉強不足で御理解できませんので、申し訳ありませんでした。

○14番（福岡兵八郎君）

いやいや、仕事がいっぱいあるんでしょうからね。私たちが一般質問を出したとき、土曜日でも日曜日でも職場からどういう答えを見つければよろしいでしょうかとか、私たちは共通認識を図るために出すわけですよ。ただ自分だけぱっと分かればいいのであれば、もう担当者に行って話してどうなっているかでもいいんですけども、これは地域として全部共通認識の下に進めていかなければいけないものですから出すわけですが、我々が、議員が一般質問出すときは、後で調べて答えますではなくて、そこで万全な返答ができるように、質問者の意向をしっかりと聞くぐらい、何も遠慮する必要はないと思いますし、それはあっていいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

このニコチノイドですが、ちょっとずれますが、御理解いただきたいと思いますが、学校給食のパンに、福岡県の学校であります。学校給食のパンから殺虫剤の成分、ニコチノイドの残留が検出されたわけです。そして、この福岡の学校では、もう全て有機に変えるということであります。子供たちの健康や地球環境のため、農薬も化学肥料も使わない有機食材を使った学校給食を普及させる試みが各地で動き出した。しかし、農業の有機化が後れている日本では、食材の安定調達を普及の大きな壁となっている。

そうした中、米や野菜をほぼ100%、有機または無農薬にすることに成功した学校が福岡県にはあるという紹介がされているんですけども、これはまだ今日はテーマではありませんので、次回、これは取り上げますけど、今、そういう基準を、普通みんなスーパーに並んでいるのは、みんなもちろん生産者も一生懸命やっていますが、法律はみんなクリアしているわけですよ。法律はクリアしている。問題はないんです。ただ、消費者の立場からしたときに、本当に自分の健康をどう守ればいいのか。普通、食品添加物ですよ。今、私たちの身の回りには遺伝子組換え食品、食品添加物、環境ホルモン、残留農薬、化学合成物質、これで回りがずっと、この中に私たちは生活をしているわけですが、そのためには排出、体の中に残留させないように排出をしていかないといけない。そうしながら、化学の入っていない物を、本物を吸収していくというのをしないといけないですよ。ですので、信号が変わるようにすぐすぐぱっぱと変わるもんじゃありませんけれども、行政の方針としては、そういう方向に向かっていくということが大事ではないでしょうかと思うわけですよ。

それから、化学肥料を2050年度までには30%低減を目指すということではありますが、課長、品目ごとにその辺の計画なり、また打合せなり、この品目についてはじゃあこの30%削減に向けてはこういう技術でしていこうとか、そういうのはまだ検討はまだされていないのかいるのか。課長としては、今後、それを前向きに検討していきたいと思っているのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

まだ実際に取組としては検討されておられません。しかし、その農薬等に関しては、削減は目標を持って確実にこうやってやっていくことが大切だと思いますし、ある程度、モデル地区等を絞ってやっていくことも大切だと思っております。

また、病害虫についても、先ほど福岡議員の申された話の中身からすると、やはり病害虫についても地区を絞らないと、どうしてもモデル的なものはできないと考えている、前向きに検討して、早急に進めていきたいと思っております。

○14番（福岡兵八郎君）

課長、今おっしゃいましたように、具体的にいきますといろいろそういう課題が出てくるわけですよ。だから、出ても構わないわけです。どういう方法でも構いませんが、まずやるのが大事です。

町長がよくおっしゃいますよ。失敗を恐れて逃げるんじゃないくて、立ち向かってやるべきだという、ねえ、町長、そういう考えですよ。今でもそういう考えですか。

○町長（高岡秀規君）

今、課長も答弁しておりますが、今、具体的に何というふうには、作物ごとに技術面でもなかなかやっぱり厳しい面があって、これからだというふうに思っております。

また、政府が2050年度までに掲げたこの目標については、多少世論からは、本当にできるのかどうかということも疑問視されておりますが、目標に向かって進むべきだというふうに考えております。

今後は、有機JASのその肥料の在り方、高温多湿である日本の農業の有機農業の在り方と、EUで見られるその有機農業の在り方というのは、多少差が出てきているのではないかなというふうに思いますし、そしてまた、ヨーロッパには、ある程度、その農薬が認められている部分もあります。しかしながら、日本では、それがまだ行き届いていないということから、恐らく、今後は、有機JASの基準の在り方を見直すべきじゃないかという声が高まってくるのではないかなというふうに考えております。

そしてまた、今後は堆肥化についても、あまりにも施してしまいますと、土壌病原菌の病原のその原因にもなるということもあって、高度な技術が必要としておりますので、今後はしっかり研究機関と、そしてまた、実際の農家と連携を取りながら、時間をかけてするべきだというふうに思いますし、この試験的な分野については、ある程度の支援策は必要だろうというふ

うに思いますので、今後の奄振の在り方について、今、農業振興での幅広い支援策を要望しているところでありますので、どうか議員の皆様も御協力をいただきたいというふうに思います。

○14番（福岡兵八郎君）

いろいろな作物を栽培しようと思えば、いろんな条件が要りますよね。じゃあ、どれが安全で、どれが本物かということになるわけですけども、もちろん、その食品衛生法に遵守してるかどうかということ、農薬の残留がない、異物がない野菜、衛生的な野菜、放射能の基準を遵守してる野菜とか、いろんな条件あるわけですが、もう個人的に、以上を取り込む上において、ひとついろんなもう、何といたしますか、できる限りの支援をお願いしたいなと思っているわけであります。

例えば、今示した、2050年までに耕地面積の25%、国家的には100万ヘクタールですが、私たち徳之島町が2,300のうちの25%で575ヘクタールになるわけですが、ちなみに、与論町が1,060ヘクタールのうちの25%となりますと265ヘクタールになります。沖永良部が4,520ヘクタールですが、それに対して1,130町歩しないといけない。奄美大島が2,185ヘクタールですが、546ヘクタールが目標数値になると、喜界が2,180ヘクタールですけども、これが545ヘクタールしないといけない。徳之島全体では6,880、1,720ヘクタールになるわけですが、私は、思うのは、サツマイモをどうしても導入しないといけないと思っております。

それは、大手のお客様が、ぜひ徳之島でやっていただきたい、本土で基腐病で非常に苦しんでいて、徳之島でぜひやっていただきたいということで来て、今年から60アール、一応入るわけですが、どうしてもその徳之島、奄美からこう出さないわけですよ、御承知のように、特殊病害で。このためには、どうしても蒸熱処理とか要るわけですが、これについてオーガニック健康推進研究会で作るものについて、ぜひ蒸熱処理機についての、例えば、リース、一定期間だけリースをちょっと支援してやろうとか、その辺の考えは持っていただけるのかどうか。

○町長（高岡秀規君）

今後は、農業、1次産業の所得向上に向けては、あらゆる方策を取っていかなければならないというふうに思います。

議員がおっしゃるように、アリモドキゾウムシ等の問題で、サツマイモ等は島外に出せませんが、ある程度、その区域内であれば、青果でも出せることは出せます。しかしながら、沖縄県との連携も深めながら、そしてまた、所得の向上を考えますと、ある程度加工して島外へ出せるシステム、そしてまた、出せる需要があるとなれば、しっかりと取り組む、そしてまた、実験的にやる価値はあるのかなというふうに考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

では、今言う、具体的にもう取り組まないといけないわけですよ。取り組みますので、そ

の辺の、これは法的なものでありますから、その辺の蒸熱処理か何かクリアできる、お客様がこれならいいと言う、それを具体的にちょっと詰めていきたいと思えますけども、その辺の支援を、町長、ぜひ、条件によっては対応するという考えでおられるのかどうか。

○町長（高岡秀規君）

ある程度、町との連携と、あとその需要があるという確証、そしてまた、どういった形であれば、島外から持ち出せるのか、そしてまた、価格面で農家の皆さんが折り合いがつくのかどうかも総合的に鑑みて、前に進めるものであれば進めていきたいというふうに思いますし、今後、奄振事業でも、そういった、一農家一作物でも、しっかり支援策を講じるように努力はしてまいりたいというふうに思いますので、今後とも、議員の皆様方の協力を得ながら、需要拡大等々見つけて、新たな作物にチャレンジしていきたいというふうに考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。十分行政も力入れていただけるような、そういう体制を構築して、新しい時代に向けての有機農業の確立をつくっていききたいなと思っております。

これは奥が深くたくさんありますので、いろいろこの、例えば、有機農業新規参入者技術習得支援とか、環境保全型農業直接支払交付金とか、有機農業推進体制整備交付金、強い農業担い手づくり総合支援交付金とか、いろいろいっぱいありますが、これは課長のほうでいろいろと情報を集めていただいて、また時折、また指導いただいて、一緒に話しながら取り組んでいければなと思っております。

最後に、この有機農業取り組んでる、これは北海道と、これ、47都道府県で取り組んでいるわけですよ。それで、北海道と鹿児島県がすごく伸びてるわけですよ。鹿児島と、南と北が一番伸びてるわけです。これ、有機農業、取り組んでる各県の棒グラフで示した面積ですが、で、鹿児島県で大分伸びてるんだけど、この離島がなかなか遅れてるわけですよ。離島だけが遅れて、何か別世界のような感じ、難しいような、大きな壁があるような感じしてますが、私はできると思っております。絶対できると思ってます。

ですので、次々とその生産者の立場から、同志の皆さんと一緒にいろいろとこう提案をしてまいりたいと思えますので、ぜひ奄美群島で、また言いますけども、モデルとなるような取組をさせていきたい、いただきたいなと思っております。

それから、各県下で、市町村でもずっとこの有機農業の取組をされとるわけですよ、全国です。だから、非常に、どこか姉妹都市を結ぶか、情報交換できる友情市町村を決めていただいて、例えば、町長が非常に仲のいい町長さんがおられたら、この有機農業をしているところと情報交換していただいて、そういう、先に取り組んでいるところから情報を集めて勉強するというのも大事だと思いますので、だから、高城課長、ぜひこの辺もひとつまたよろしく願いしたいなと思っております。

全体的に前向きに取り組んでいただけるような御理解をいただいたような感じを受けましたので、これはこれで終わりたいなと思っております。

3番目、道路橋梁整備についてであります。

萬田橋が、おかげさまで、今、工事を進めております。最初に、私は重点項目で轟木、萬田橋、それから花徳浅間線、畦線ですよね、それから三差路、花徳三差路の整備をもうずっとこう長くなるんですけども、今、おかげさまで轟木の萬田橋が整備をさせていただいております。

この進捗状況について教えてください。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県の建設課にお尋ねしたところ、県道松原轟木線は、松原と轟木の集落を結ぶ延長約6キロメートルの生活道路であるとともに、天城岳を含む世界自然遺産登録へアクセスする道路である。

萬田橋を含む轟木工区については、これまで用地改修を終え、昨年度から萬田橋の工事に着手したところである。

萬田橋については、現在、万田川右岸側の橋梁下部工の工事を終え、護岸工事を進めており、左岸側についても橋梁下部工の工事を進めているところである。

本年度は、引き続き、左岸側の橋梁下部工と残る護岸工事を進めるとともに、橋梁上部工の工事に着手するとのことでした。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

最近の大雨とか、そういう状況でも大分被害を受けてなくて、もう計画どおり進むということではよろしいわけですね。

○建設課長（清山勝志君）

はい、いいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

はい、分かりました。

私も、大雨降ったときにずっとそこで、川岸で立ってずっと見て、30分ぐらい立って見てましたが、もうみるみるうちにこう増水してきまして、非常に床掘りなんかしたりしてるところが非常にこの、埋められたりとか何か問題出ないかとか、いろいろ見ましたけども、もうその被害はなかったなと思って、計画どおり進んでおられるということでもあります。

それで一つお願いであります。

この、今、轟木萬田橋はここで今やっていますけども、その上に道路の拡幅が360メートルですので、その上に、墓地の前に、ここに轟木橋ってあるわけですよね、轟木川、轟木橋です

ね、墓地の前であります、ここももう改良に入ってるわけですので、萬田が工事が終わってから、またそれから、また2年待たないといけないって、非常に今、交通が非常に仮橋がありませんので、遠回りしているわけ、迂回しているわけですが、これも同時着工できないかということなんです。同時着工してもらえませんか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

轟木橋については、萬田橋架け替えに伴う県道の通行止めの期間内に整備を進めてたいと認識しており、現在、早期着手できるように調整しているところであります。

○14番（福岡兵八郎君）

一緒に着手できるように検討するという可能性があるということですね。もう一回、お願いします。

○建設課長（清山勝志君）

はい、そうです。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。やっぱり出してみるもんですよね。これ、みんな、区民の皆さん、これ、轟木のじゃなくて松原線を通ってる人たち、みんな同じですので、だから、これはその天城町の北部地区の皆さんと一緒にやろうかとか、話もありましたけれども、とりあえず、私たちのほうで一応お願いしてみるからということにしましたが、ぜひ一緒にもう早めに着工して、これは暗渠ですので、大きな暗渠をするということですので、そんなにかからないと思いますので、ぜひ、課長、県にお願いして、早めに一緒にできるようにお願いします。よろしくお願いします。

次です。第4、住宅整備であります、ごめんなさい、もう一つあった。

轟木の、今、万田川をしましたが、次の三差路と次の、前から話してる50メートルの拡幅ですよ、これについてはどうなります。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県道花徳浅間線は、花徳と浅間の集落を結ぶ、延長約23キロの生活道路であります。現在、徳之島町内の県道において、井之川工区及び轟木工区の道路改良を進めており、まずは事業箇所を進捗を図ってまいりたいということでした。

○14番（福岡兵八郎君）

前課長のときに、もう日程まで、もう大体いつ頃からできるとかいう話を伺って、本当に変更がないかという確認のために今回出したんですけれども、最初の予定どおりでいいのかどうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

山の未改良区については、町の地籍は完了しています。また、花徳三差路については地籍完了であるが、筆界未定があります。井之川工区と轟木工区の完成を待って、時期を図りたいということでした。

○14番（福岡兵八郎君）

その三差路については、それでいいと思います。前から話してる50メートルの拡幅ですよ、あれは予定どおり進めていただきますように、お願いしたいなと思っております。

最後です。住宅整備ですが。

○議長（行沢弘栄君）

福岡議員、しばらく休憩いたします。45分まで休憩をします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（福岡兵八郎君）

最後の質問に入りたいと思います。

御存じのように、ちょうど轟木の入り口のほうに、教職員住宅が、今、建っております。大変寂しそうですね。今、もうススキもどンドン周りが増えてきて、なかなかこう、知らない人はこの集落は山の中だから、もう高齢者ばかりで青年がいなくて、子供たちもいなくて、もう寂れていくんだろうなと思っておられるんじゃないかなと思っているんですが、轟木はいろんな面で、とにかく、今、みんなが燃えておりまして、私はいつもモデルモデルと言うんですけども、徳之島77集落の中で、モデルなのがいっぱいありますので、頑張りましょうということで、先日は新しい文化を創りました。スタートいたしました。

大相撲の月、奇数月に、千秋楽のときに、みんな公民館に集まって、高齢者は午前中、いろんな作業をさせるんですが、語り合いさせながらですね。で、昼から研修会を持って1時間、後援会というか、島の人たちで頑張っている方に来て、話をさせていただいて、そして、その後、相撲を見ながらもう昼からお酒を飲もうと、飲みニケーションしようということで、スタートいたしました。

これは、名前は「萬田学校」といまして、今、橋を造ってる萬田のところに、轟木は学校まで遠いので、もうみんな歩いて行くのはすごく大変なんです。下まで約1キロ、それからまた1キロ500、2キロ歩くわけですので、非常に、昔から、あの萬田の桁にかばんを置いて、山へ行くグループと川で舟釣りをするグループと分かれまして、一日中、そうして総合的

学習をしたというようなのがありました。昔は、それはマイナス的な、非常にあれですけども、今、それを今度新しい時代に向けて復活しようということでやりました。

2回、3回までまずやって、大体いけるなあと思ったときに、そのときは町長陣も来て、その活動見て、また一言でも激励の言葉頂ければなと思っておりますが、3回までは自分たちでまずやろうと思っております。新しい文化であります。

さて、今度、轟木がお一人だけ、5年ぐらい前かな、Uターン者がいて住んでたんですけども、そこにはもう住めなくなって家がなくて困りました。たまたま町の住宅の抽せんがありまして、山の住宅が当たって、そこに、轟木から山に移住したわけです。

で、今度また、Uターン者、御夫婦ですね、1組、帰る予定でありますけど、今、家を探しをしておりますが、なかなか家がない。そしてまた、私の千葉県知り合いの方が、若い夫婦ですね、徳之島行って住みたいと、来ているからちょっと相談に乗ってくれということでありますので、今いろいろと情報交換しとるわけですが、これもぜひ徳之島町に住ませたいなということではありますが、やはり北部地域の人口が非常に減ってきているところで準備ができればなど、今、北部振興室でも空き家対策をやっていますけども、とにかく住宅がないということでもあります。

私は再三申し上げてきました。文科省からも一般住宅に切り替えてくれということで、この住宅、もう長くなります。話し合いまではするんだけど、その後、今、中間報告とかそういうのがないもんですから、じっくりと進めておられるんだろうなと思っておりますが、この住宅の利活用について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

轟木旧教職員住宅は昭和56年3月に建てられており、既に40年を経過しております。昭和56年5月30日以前に建築確認された建物につきましては、旧耐震基準となっているため、耐震診断をしなければなりません。今後、耐震診断を実施した上で、活用等含め、検討させていただきたいと思っております。

○14番（福岡兵八郎君）

耐震診断、いつします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

耐震診断の予算のほうを9月の補正のほうで計上したいと考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

では、耐震診断をしました。じゃあ、十分まだいける、10年、15年、20年いけるとか、まだ使えるということになった場合の考え方と、もうこれはもう使えないとなった場合の考え方、

両方の考え方について伺います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

轟木旧教職員住宅は、1階に2部屋、2階に2部屋の計4部屋あります。現在、部屋のリフォーム工事、外構工事等を行わなければ入居できない状態となっております。

ただいま福岡議員のほうから御質問のありました、耐震診断後に補強をして活用できる場合、これはあくまでも私個人の今の考えでございますが、ただいま北部振興のほうに取り組んでい
る空き家対策等を活用しながら、整備・改修ができないかなと考えております。

また、全戸を住居として改修するのではなく、コロナ禍でテレワークが普及し、働き方が多
様化していることも踏まえ、一部をワーケーションのできるスペース、または事務所的なス
ペースとして、多目的に活用できるように改修することで、交流人口も増え、地域の活性化に
もなるのではないのでしょうか。

また、住居については、Uターン・Iターンをはじめ、家族留学を受け入れる際の住居とし
ても活用できるのかと考えます。

また、補強して活用できなかった場合ということですが、その場合には、新規に住宅建設と
いうことも考えられますが、これには多額の予算が伴いますので、できるできないのお答えは
できませんが、改修した場合と同じように、一般住宅として整備し、森を活用した暮らし型
ワーケーションなどという、新しい分野の展開などもおもしろいのではないかと考えておりま
す。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

いろいろと、今、初めて聞きましたけども、どのような活用でも結構ですので、ぜひこれは
十分、今、これはコロナ禍が始まったときに、ここが避難所にしようということになったんで
すよね。だから、十分住めるのかなと思って、利用できるんじゃないかなという可能性をこう
感じたんですけども、だから、すごくすばらしい、大事な施設ですので、とにかくそういう
活用方法については、いろんな提案をしていただければ、集落としては受け入れないとい
うことはありませんので、ぜひ地方創生で、ぜひ町内における地方創生ですよね、ぜひお願いし
たいなと思っております。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

○3番（宮之原剛君）

それでは、議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

令和4年6月第2回定例会において、3番公明党の宮之原剛が初めての一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、少し御挨拶をさせていただきます。

2020年年頭より新型コロナウイルス感染拡大のパンデミックにより、大変な状況が2年以上続いております。長期化にわたり医療関係者、また行政を含め、各関係機関の皆様の御苦勞、御心勞に対し、心より感謝と御礼を申し上げます。

一昨年、NHKスペシャル「2030未来への分岐点」という番組がありました。

地球温暖化、水、食料問題など、世界規模の課題をテーマにした内容の番組で、2020年から2030年までの10年間は、人類にとっての大きな分岐点になるというものでありました。まさにコロナのパンデミック、ロシアのウクライナ侵略と、わずか2年で世界的大激動の時代になってしまいました。

2月からのこの数か月は、ウクライナの目を覆うばかりの惨状がテレビで流れ、戦争状態長期化の予想も呈しておりますが、現地の方々の不安と苦しみは計り知れません。一日も早い停戦、終結を願い、祈るばかりであります。

ユネスコの憲章の前文に、「戦争は人の心の中に生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とあります。この言葉が、今ほど痛烈に胸に迫ってくるときはないのではないのでしょうか。この難局を、人類の英知と行動で必ず乗り越えていけると固く信じております。

それでは、町民の皆様の声を、身近な問題から喫緊の課題まで、4項目にわたり一般質問をいたします。

先輩議員の皆さんが以前に質問されたものと重複するところも多いかと思いますが、随時状況も変化していると思いますので、町当局の明快な答弁を求めます。

まず1項目め、これから大雨、台風の季節になります。線状降水帯の発生頻度も多くなり、台風も大型化し、日本は災害多発国とまで言われるようになっていますが、町内でも急傾斜地危険箇所が多くあります。県単で工事も徐々に進んでいるようではありますが、急傾斜地危険箇所対策について、1点目、急傾斜地指定の定義を伺います。

○建設課長（清山勝志君）

それでは、お答えします。

崩壊により相当数の居住者等の危惧が生ずるおそれのあるところ及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある山で、次に挙げる基準全てに該当するものを、県知事は急傾斜地崩壊危険区域として指定することができます。

まず、1番、傾斜度30度以上のもの、2、斜面の高さは5メートル以上のもの、3、人家が5戸以上のもの、5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危惧が生ずるおそれのあ

るものをいいます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

そうですね。国土交通省の急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、先ほど課長が言われた内容、傾斜30度、それから5メートルの高さ、そして5世帯以上であるんだけど、その5世帯以上にならなくても、その官公署に匹敵するような建物であればということですよ。そのような急傾斜地崩壊区域という定義があります。

ここに、徳之島町防災マップ、ナンバー5ですかね、去年のこれは9月に出てますかね、3年、それからこの前にもあった1年前にも出ていると思うんですけども、どう違うのかなと思ったら、よく見たら拡大してちょっと見やすくなっておりますね。

この中で、そこにこの急傾斜地関係の印が書いてある部分で、急傾斜地特別警戒区域、レッドゾーン、それから急傾斜地警戒区域、イエローゾーンというのが書いてありますけども、これは先ほどの課長が言われた、その部分とどういうふうに違うのか、また一緒なのか、お願いします。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

災害警戒区域とは土砂・災害のおそれがある区域でありまして、通称「イエローゾーン」といいます。その箇所が町内に134か所、またレッドゾーンとして、災害特別区域とは、建物が崩壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある区域をいいます、通称「レッドゾーン」であります、その箇所は119か所であります。

以上、指定箇所をされておりますので、崩壊区域対策事業はできると思います。

○3番（宮之原剛君）

同一、同意義ということで捉えていいということではありますが、これは1月の、今年の16日に津波警報が出されましたけども、その前、1月の14日でありますけども、4日の朝ですね、これは東区公民館の横、山手側の崖から石が、この、見えますかね、拡大してきましたけども、この石が10センチぐらいの石なんですけども、これは10個ぐらいゴロゴロと落ちておりました。これ、東区の公民館のすぐ横であります。

すぐ役場のほうに連絡をいたしまして、落石注意とコーンと、それからテープを貼っていただきました。

実は、数年前にも、前区長さんのお話によりますと、それからちょっと北、亀徳川のほう、10メートルぐらい行ったところに泉があるんですけど、ちっちゃな、そこの一番右端のほうが3立米から4立米ほど、上から崩れているんですよ。この部分なんですけども、そこが崩れたままで、まだ下にこう土砂があるような状態なんですけども。

このようなことで、この公民館は、先ほど公民館の横の崖は、先ほどの課長の答弁で危険箇所ということで指定できるということで、これは県のほうでも指定されているということですよ。よろしいですかね。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

今、東区の公民館の横の急傾斜地については、小規模な急傾斜地のために、市町村が実施する、崩壊防止施設の設置に対し、鹿児島県補助金交付規則及び鹿児島県単急傾斜地崩壊対策事業補助金要綱に基づき、県が補助を行うものであることから、採択基準に介しましては、東公民館は災害避難場所指定がなされているので、基準は満たしています。今後、県と協議をしながら要望書を提出したいと思います。

○3番（宮之原剛君）

僕は、14日の日に連絡をいたしましたら、すぐ建設課の職員が来られて、スピード感を持って対応して、このような看板も立てて、もうここはよくこのように小学生も通る、すごく人通りが多いところなんですよ。小学生も通ったりしますので、どうか、それからもう半年以上になりますので、ぜひ早急に何らかの対策をスピード感を持ってやっていただければと思います。

くれぐれも人命に被害がないようにしたいと思いますので、そこの地主と協議をされて、伐採とか部分的に危ない部分を削り落とすとか、対応を、応急的な対応でもまずしていただければと思います。

2週間前もこのように大きな、1メートル50センチの木が落ちてました。ちょうどその枠内で、テープ貼ってある枠内だったので、もしこれ、人に落ちたらもう本当、やっぱりけがする危険性もありますので、どうかよろしく願いいたします。

我々自治会でも年に1回2回は伐採するんですけど、やっぱり高さが非常に高くて届かない、また、高所作業車を地元の電気屋さんにボランティアをお願いをしてやっていたんですけども、その高所作業車も故障して、今使えない状態で、相当、これからちょっと心配だなということで、物すごく草木がこうかぶってきてますので、現場見られて分かっていると思いますけども、どうかよろしく、早急にしていきたいと思います。

では、（3）町内の危険箇所の現状と今後の対応予定を伺います。

危険箇所といってもいろんなタイプがあると思います。地滑り、それから路肩とか、路肩注意とか、そこら辺また分かっている部分で結構ですから、よろしく願いいたします。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

町道の路肩警戒は数か所ありますが、災害適応にならない小規模災害のため、ポール及び危

険テープ等で対処しているところであります。

また、県のほうで急傾斜の工事をしていますが、事業が途切れることがないように、町から随時要望していきたいと思っております。それには、各集落の急傾箇所については、筆界未定等があり、解決策としては、地域住民や地元の議員さんに協力を仰ぎながら解決できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（宮之原剛君）

本当にこれから台風、大雨のシーズンになりますので、現状をよく調査されて、そして県とも協議するところは県とも協議されて、危険度の高いところから優先して、現状を見て優先して着工していただきたいと、もしくは応急的な対策でもしていただいて、くれぐれも人的被害が起こる前に、スピード感のある建設課ですから、よろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、2項目めであります。

各自治公民館へのコロナ禍での助成についてということで、（1）コロナ禍が続く中での各自治会、また自治公民館の運営状況を把握しているか伺います。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

今の御質問ですけれども、実はこの問題につきましては、一昨年から昨年にかけて複数の自治公民館館長、区長さんのほうから運営状況、そして活動についての大変さは伺っております。ただ、全体としての集落のことに関しては、全部は把握をしておりません。

ただ、今回、この御質問がございましたので、実は来週の6月の13日月曜日に、本年度の自治公民館連絡協議会の総会を開いております。この質問についても、今回総会のほうで議題として、協議事項として提案をさせていただき、各地区の状況を聞かせていただいた上、対策については検討していきたいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

町政にとりまして、自治会というのは円滑な町政運営をするための下支えをする組織でございます。コロナ禍で特に心配されております、今、自治会等でも非常にいろんなイベントができなくて、地域のコミュニケーションがなかなか取れなくなっている状況、現状でございます。

それで、特にもう心配されるその人と人の絆の希薄化、そしてこの問題解決の最前線が自治会であるということで、常日頃から言われております、公助、それから共助、それから自助、それから近所ということで、隣近所のこうつながりというのが、もし、いざという場合は、やっぱり最終的にはそれが一番なのかなというふうに思いますが、その点でも今コロナの状況の中で非常に自治会が、やっぱり運営が厳しいというのはもう、今度の13日のその会合の中でも出てくると思います。

去年の12月の、でしたかね、何月かのときにも出ておりましたけれども、そこら辺のコロナ禍、

この前に地域集落活性化事業がありまして、先輩議員さんがこう取り上げてこれが実現したというのがあるんですけども、それはコロナの前の段階での、20万円ですか、地域活性化補助金というのがあるんですけど、これはまた別だと思っんですね。

このコロナにおいて、一時的でもいいですし、臨時的でもいいですので、その自治会のほうにぜひ助成をという思いであります。

例えば、東区のほうで取ってみますと、東区はちょっと大きい、南区も大きい、一番大きいのは南区ですけども、その後ぐらいの東区のこの規模の自治会で使用料の収入も、使用料、とにかくコロナで減っているわけですよ。

通常は、コロナの前の状況だと64万とか70万とか、それぐらいなんですけども、これがもう半減、半分以下、30万前後、それから寄附金が、各、小さな集落なんか特に、これがやっぱり一番の運営の財源なんです。イベントしたり、いろんなあれをしたときに寄附が頂けるといことなんですけども、この寄附金の東区に見てみると、15万円これまで以前あったのが、1万しかないという状況であります。

それから、それでも電気代、公民館を運営するための電気代は、毎月同じ金額で引かれます。これは、もう間違いなく月に2万から3万、東区ではそうなんですけど、どこの公民館も同じぐらいの大きさですので、多分2万から3万は毎月引かれていると思います。

ですから、支出、収入、これプラスマイナスすると、やっぱり前回の繰越しを取り潰しながら、食い潰しながらやっているという状況にあるのは間違いのないこととあります。

ここで、内閣府のほうから事務連絡で、4月28日付でコロナ感染症対応として、地方創生臨時交付金の追加分が約8,000万ですね、来ていると思います。これは、この間の5月31日の国会の中でも補正予算が成立いたしました。その中に入っております。

それから、私が先日提出しました要望書にも、この公民館、自治会等の助成っていうか、それも若干要望事項の中にも入れてありますので、ぜひそこら辺の助成ができないか、もう一度2項目めですけれども、課長、よろしくをお願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

宮之原議員がおっしゃるように、今コロナ禍においての活動というのができない、特におっしゃったように、北部地区のほうにおいては、特に行事等がない関係で寄附行為とか、いろんなものがないということであそこがっております。

ただ、この助成金についてですけども、運営が厳しいとは、我々も分かっております。これは昨年12月に公民館研修会を行いましたときに、区長さん、地区公民館長さんから伺っておりますので、ただ、この助成の新たなる助成となりますと、これにつきましては予算が絡みます。

総務課並びに財政と協議を行いまして、来る、これは先ほど言いましたように、6月13日に

ほとんどの自治公民館には区長さんがいらっしゃいます。その中で、アンケート調査を実施したいと考えております。

これにつきましては、内容は今現在と前と比べたときに、どのような状況なのか。また、何を必要としているのかというのを調査し、先ほど問いましたコロナ交付金がどのような形で対応ができるか、また、それを調査を行うことにより配分方法、これには各自治体や地区の集落の皆さんがいろんな考えを持っていらっしゃるとお思いますので、それを精査した上で、また財政と協議をしながらコロナ交付金が対応できるものか、検討してまいりたいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

この現状を調査してと、アンケートを取ってということですが、コロナに特化した年次的な、本当に一時的なそういう形でも結構ですから、ぜひこの給付金のことは取り組んで、実現をしていただきたいと思っております。

それから、（3）に入る前に、ちょっとノーベル生理学・医学賞を受賞した京都大学教授の山中伸弥教授がいらっしゃいますけれども、あの方がコロナが2年前の当初に発生してからの、その年の3月か4月ごろだったと思うんですけども、テレビでインタビューちゅうか、御覧になった方もいらっしゃるとお思いますけれども、このコロナは何年間かかかると、2年、3年かかると。

そのときは、まだ世間は何か月、3か月か半年かという話であったんですけど、山中教授はもう2年、3年かかるということで、じゃあどうするかと。このコロナがいずれはインフルエンザのような形になって、そしてそれと一緒に共存するというウイズコロナ、アフターコロナを考えながら、生活様式も元に戻るんじゃないかと、新しいこの形で社会も進んでいかなければならないんじゃないかという話をされておりました。

実際に、もうそうなってきておりますが、その中、今後の町やまた自治会の行事の開催、ウイズコロナ対策、方向性をどのように考えているのか、自治会は必ず町の方向性に従って、沿っていろいろ公民館を貸出し中止にしたりとか、それから、会合をちょっと縮小したりとか、町の方向性に従って併せてやっていきますので、そこら辺ちょっと課長、お願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

現在、社会教育課といたしましては、主催行事、また各種会合、スポーツ大会等につきましては、議員おっしゃったように、アフターコロナ、ウイズコロナを念頭に置きながら、新型コロナウイルス感染対策を徹底し実施をしております。

また、現在社会教育施設においては、一部の利用制限をかけておりますけれども、ほとんどの学校開放事業の利用につきましても、各管理者に現在の状況の周知を行い、利用者には感染対策を徹底して利用していただきたいと考えております。

なお、現状においては、各施設を全体的に止めるということは考えておりません。また、これにつきましてですけれども、各自治公民館活動、行事等や一般の方々の活動につきましては、各集落や参加する方々で話し合っただき、新型コロナ感染対策を今行うことは、当たり前として捉えていただき、アフターコロナ、ウイズコロナとして地域住民の皆様の理解と協力ももらいながら、地域活性化に努めていただきたいと考えております。

なお、皆さん多分どうなるかと思っていらっしゃると思うのが、現在、今年の町民体育祭ですけれども、これについても議員のおっしゃるように、今準備を進めて入っております。地区大会いろんなものでも今やっておりますので、おっしゃったように感染対策を当たり前として、皆さん捉えていただきながらやっていきたいという方向性で考えております。

○3番（宮之原剛君）

町民体育祭、また文化祭等もありますけれども、これからのコロナの感染状況を見ての判断になってくると思いますけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、町民体育祭、例えばその中身ですね、大幅にその種目とかフィールド競技、またいろんなことの競技もどうするかというのは、もしやるとしたらこういう形っていうのは、やっぱり課長の頭の中にあると思いますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

その点につきましても、昨年からずっといろんな競技の在り方、それから競技のやり方については、職員間の中でもいろんな議論を進めております。

ただ、やるとなったときに、今学校での運動会も参考にしながら、午前中だけやるのか、午後でやるのかっていうのも含めて、これからあと残り約4か月ほどありますけれども、それについても、またこれについては、町長なり教育長の意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。よろしく願いをいたします。

先ほども新しい生活様式ということが申し上げましたけれども、三十数年前でしたかね、私はちょうど中央公民館にいたときに、生活改善グループというのが各集落の自治会でそういうグループも立ち上げられておまして、その当時非常に冠婚葬祭が華美でありまして、これを何とか改善できないかということも、いろいろ各集落対策を取っておりました。

例えば、お祝いに3,000円とあるのを、これは1,000円、葬儀もそうですけれども、葬儀も1,000円にしてお返しなしとかですね、お祝いもお返しなしと、そういうことを提案して進めたんですが、それもやはり途中でまた元に戻ってしまったということもあります。

ところが、今度はこのコロナになって、非常にいいのか悪いのか、あれなんですけれども、本当に葬儀大分変わってきておりますですね。非常にその葬儀の形が本当アフターコロナ、ウイ

ズコロナの形に変わってきているということは、非常にある意味では先に進んでおるのかなと思います。

それなりにまたお祝いのほうもこういう対応ですね、これからまたそれぞれが考えながらやっていたらいけないのかなと思います。

そこら辺、町の全体的なことは総務課長、町長、何かそういうウイズコロナの。

○町長（高岡秀規君）

そのウイズコロナについてですが、仮にそのウイズコロナで昔ながらに文化的に行ってきた行事であるとか、それでまたそれに関係なく集まっての行事なのかっていうのを踏まえて、やはりその島のよさっていうものを失わないような、ウイズコロナの今後の在り方っていうのがあるだろうというふうに思いますので、今後は確かにウイズコロナでいろんなものがなくなりましたが、やはり島のコミュニケーション、そしてまた島のよさを失わないものは、また復活してもいいのではないかなというふうに思いますので、今後はそういった内容を鑑みて検討する必要があるかなというふうに思います。

○3番（宮之原剛君）

いろんなその非常に感染も抑えながら、そして社会経済活動も回していかなければいけないと、非常に難しい判断で町のほうもこの状況が続くと思いますけれども、よろしくお願いをしたいと。リーダーシップを取って、そこにまた自治会等も、地域も方向性を持って進んでいくわけですので、どうかよろしくお願いを、御指導のほうもまたお願いをしたいと思います。

コロナ関連についてですが、次の3項目めにいきたいと思います。

コロナ感染防止対策ということで、（1）の今コロナの感染が非常に収まらずに、高止まりということで状況がずっと防災無線、また新聞等でも報道されて、放送されております。

現在の町内の各世代のワクチンの接種率をお願いしたいと思います。課長。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

町内の各年代別のワクチン接種についてですが、お手元にお配りしている町内の各年代別ワクチン接種率についてと書かれている表を御覧ください。

一番上に、5月30日時点の人口、総人口、12歳以上の人口、その次の欄ですね。令和4年5月30日現在の接種率は、1回目は総人口の72.04%、12歳以上の人口の81.69%、2回目は総人口の70.99%、12歳以上の人口の80.50%、3回目は総人口の50.81%、12歳以上の人口の57.61%となっております。

年代別につきましては、お手元にお配りしている表のとおりになります。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。ここで1回目、2回目、3回目と下の表で年代別にあるんですけども、この中で60歳以上は3回目がほとんど接種進んでいますので、この60歳未満、59歳までの、50台の方は今接種されている状況なんですかね、課長。

○健康増進課長（田畑和也君）

この3回目のことでしょうか。

○3番（宮之原剛君）

はい。

○健康増進課長（田畑和也君）

3回目、今まだ接種の途中であります。

○3番（宮之原剛君）

途中。

○健康増進課長（田畑和也君）

はい。

○3番（宮之原剛君）

50代。

○健康増進課長（田畑和也君）

50代、はい。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。50代が今接種されている途中だということで、40代以下は少ないのは、接種がまだ進んでいないと、できていないということで、パーセントが低いという状況であるのは分かりますが、1回目、2回目の部分のパーセントを見ても、結局10代、20代が半分ぐらいですよ、59%か60%。2回目も57%、60%。

ここら辺は、この低い世代への対策とかされておりますかね。もう1回目、2回目も済んでおられるわけですので、低い年代層への接種率の向上対策と、この（2）になりますけども、お願いいたします。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

接種していない人に対してワクチンに係る情報提供を継続し、特に若年層や親世代に向けて広報活動を継続して実施していきたいと思っております。

接種率の向上対策といたしまして、若者が接種しやすいよう医療機関と調整して、あと夏休み等にできればと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

その10代、20代の接種率が低いということは、親のやっぱり考え方っていうのも影響しているんじゃないかな。どうでしょうか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

接種率が低い理由といたしまして、オミクロン株は重症化しない、あと1、2回目接種のときの副反応がきつかったなどの理由で、接種率が伸び悩んでいるようです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。非常にやっぱり接種した後の副反応がきつくて、3回目打ったら、もう次は4回目打たないという方も結構聞きますね。だから、そこら辺をどうするか。とにかくワクチンを打てば、重症化は防げるっていうのは、もう間違いないと言われておりますのでですね。

それからまた、接種をやっぱり進めていく上においては、しない方の理由というのもあると思うんですね。やはり押しつけなんていかない、強制的にあってはいかないという、そこら辺のやっぱりバランスは非常に難しいことだと思いますので、どうして打てないのかという状況も踏まえながら、やっぱりこれは進めていかなければいけないのかなということも思います。

ちょっと前に戻りますが、5月2日、3日から感染者が急激に増えてきましたよね。物すごい勢いで増えてきまして、いまだにそれが続いているような状況であります。課長のほうでこの感染拡大の原因は何だと思いますか、率直に。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

感染者が増えた理由といたしまして、鹿児島県では令和4年3月6日、まん延防止等重点措置が解除され、制限等がなくなりました。それに伴い、本町でも制限等がなくなり、そのようなことで増えたのではないかと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

まん延防止が解除されたのが一つの原因じゃないかということもありますが、やはりある意味で拡大したその原因をしっかりと解明して、そしてその対策も取っていかないと、やはり皆さん不安だと思うんですね。

今このように増えている状況の中で、誰がなって、どこでなるのかというのが、非常に分からないという状況であります。例えばこの大きなイベントがあったりした場合に、この空間でちゃんと風通しのいい状況にするとか、それから、3密を避ける中でまた手指消毒をしたり、そういう対策はあると思うんですけども、一番の飲食がやっぱり引っかかってくるんじゃないかなと思います。

この5月の時期前後にも、そういうスポーツ大会とかあったりして、そこでの飲食が原因じゃないかということも言われておりますので、そこら辺よく調査して、また分析して、そしてもっと具体的に町民の方に3密を避けましょうと、それから、いろんな誹謗中傷しないようにということもあるんですけれども、それ以上に何かもう一つ、具体的な呼びかけがあっているのではないかと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それから、4回目の接種についてですが、これは6月5日の南海日日新聞のほうに載っておりましたが、4回目の接種、これはもう60歳以上の方と、あとは基礎疾患のある方が対象であります。この記事の中に大島郡医師会の岩城陽一医師ですか、が言われておるのが、この対象外の方でも、希望すれば受けられるということも書いてあります。

鹿児島の方は4回目が始まっているということで、あと大島のほうも案内状を出すと、接種の案内状を出すということもあるんですけれども、徳之島町としては、4回目の接種はどのような計画ですか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

追加4回目接種につきましては、7月下旬を予定しております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

7月下旬に接種が始まるということなのか、案内が届くのが、その対象者に対して案内を送るのが7月下旬なのか、お願いします。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

7月下旬から接種を開始いたします。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。先ほどちょっと申し上げましたが、その対象者以外の方ですね、希望する方、私は受けたいと、45歳ですけど受けたいという方がいられた場合に、受けられるのかどうか。その新聞記事を見たら、受けられるのかなっち思いますけども、そこら辺はどういうふうを考えられていますか。

○健康増進課長（田畑和也君）

私が知っている限りでは、60歳以上の方と18歳から59歳の基礎疾患を持っている方が対象としか知り得ていないです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

この6月5日の新聞記事から読み取りますと、その対象以外の方でも喫煙の習慣がある方、それから日頃の運動不足の方とかも希望すれば、医者はその診断書ちゅうか、あれがなくても受けられますよということで、町のほうにそのように申し入れてできるようなことが書かれておりますので、そこら辺ちょっとまた調べて、また県の医師会のほうとのまた連携も取りながらしていただければと思います。

やはり中には基礎疾患が、これに書かれているような基礎疾患がなくなっても、また60歳に到達していなくても、受けたいという方もいらっしゃるかも分かりませんので、そこら辺の対応もしていただければと思います。

それでは、次ですが、(3)番目、感染拡大防止の啓発対策をどのように考えておりますか、伺います。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

本町においては、感染拡大防止の啓発対策といたしまして、町ホームページの掲載、町公式SNSの発信、役場各施設等に感染症対策のチラシやポスターの掲示、防災ラジオでの呼びかけをして周知しています。これからも継続的に周知してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

今まで防災無線、それからSNS、インターネットですかね、ホームページ、広報紙等を使ってやってきましたけれども、やはりもう一押し何か対策が必要じゃないかと。旧態依然とした今までの流れそのままじゃなくて、もうちょっと何か方法はないものかということで、私がちょっと提案したいのが、ここに電光掲示板、天城町の秋利神大橋の前についている電光掲示板があって、ここには「爆発的感染拡大警報発令中」というのが載っておりますね。

それから、伊仙の鹿浦大橋、それから阿権橋ですかね、あの区間にもこのように大きな標識が目立っております。この電光掲示板ですね、これ。

こういうものが徳之島町にもあればなとも思うんですけども、これはやっぱり橋が大きかったり、橋の高さがあったり、やはりある意味では風が強いとき、台風時期には通行止めするために多分設置されているものだと思いますけれども、徳之島町にも視覚に訴えるものがあればなど、目立つような。

例えば、花徳の三差路とか、それから亀徳大橋のたもととか、また今度新庁舎ができますけれども、外柵のこの工事もあるみたいですから、そこら辺に16メートル道路、県道とか、その側に皆さんが見られるように電光掲示板をつくれなかなというこの提案であります。

総合バス、総合陸運のバスがお気づきの方もいらっしゃると思いますが、最近行き先の表示板が電光掲示板になっているんですね、運転席の対向して来ますと右の上のほうですね、行

き先、表示板が電光掲示板になっているので、非常に目立つんですね、ぱっと見て。そのような形で、やはり視覚に訴えるものをできないかなということで提案をいたしますが、どうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、秋利神等々のその掲示板をよく見るわけですが、恐らくこれは県の県道ですから、県の事業じゃないかなと思うんですが、亀徳大橋は台風時でありますとか、やはりそこで水被害等々がございますので、県でもそういった電光掲示板はできないか、そしてまた今後は、その新しい庁舎ができたときに、町の広報としてそういった電光掲示板が有効ではないかとか、今後ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○3番（宮之原剛君）

ぜひ進めていただければと思います。これは、コロナだけじゃなくて普通の情報発信としても、いろんなこの町民に対しての、それもこの電光掲示板を使ってできるわけありますので、どうかそのようなのが新庁舎の建設とともに、そういうふうに町民サービスの一環としてできれば、ぜひ進めていただいて実現をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4項目めに移ります。

防災対策についてということで、（1）の本年1月16日の津波警報発令時の課題検証を踏まえての対策と進捗状況を伺います。

これは、先輩議員の皆さんが何回かまた質問されておるとは思いますけれども、現在の質問ですね、直近のやっぱり新しい進捗状況を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

本年1月16日の津波警報発令時の課題検証を踏まえての対策と進捗状況についてでございます。

津波啓発発令時が未明であったこともあり、避難所の開放や開放の遅れなどがございました。また、避難場所でのトイレの不足、冬場であったため毛布等の防寒具の不足なども課題として上げられました。

このようなことを踏まえ、まず避難所となっている高台にある施設や学校と連絡方法や開放について再確認を行ったところです。

また、一時避難所でのトイレの確保につきましては、多額の予算もかかることから、現在防災拠点施設整備事業で要望を行っているところでございます。

また、備品等につきましては、既に購入し、保管されているものを再チェックいたしました。町の備品だけでは対応に限界があると感じているところです。

町広報紙の5月号で特集として、自然災害に備えるということで、非常用備蓄品の一例なども掲載しております。ぜひ個人でも避難所生活に必要なものを備えていただきますよう、お願いしていきたいと考えております。

以上です。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

介護福祉課では、担当が出席しておりますけれども、介護施設各事業所で実施をしている運営委員会を通して、災害対応時の行動マニュアル等を再確認を行うとともに、またその津波警報時の行動等、情報共有を図っているところでございます。

また、毎年更新を行っておりますけれども、避難行動要支援者登録台帳につきましては、町の広報紙5月号にも載せておりますけれども、要支援者の登録の案内を掲載しております。

また、台帳の更新を進めておりますので、なるべく早い時期に自主防災組織を持つ集落や警察等関係機関へそれぞれの防災対策に役立てられるように、早急に配布したいと考えているところです。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

それでは、総務課長、先ほどもありましたが、各施設との協定締結ですね、これが進んでおるという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

避難所になっている今回は津波でしたので、高台にある学校とか、尾母小中学校であったり、徳之島高校であったり、また山小学校であったりと学校のほうの校長先生方等と話をし、鍵の施錠の関係とかございますので、その辺のお話は済ませております。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。今の防災ラジオは全戸配布になって、非常にありがたいという声が届いております。けれども、一部地域でちょっと不具合が出ているようですが、後ほど竹山議員のほうからもありますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

それから、広報紙の5月号の中に、持ち出し品の一例という、こういうのが載ってましたので、非常にこれも参考になって、ありがたいなと思っておりますが、ひとつこれにやはりトイレの問題があったので、トイレを仮設トイレなりまたトイレ造るの大変というのもありますけれども、今度のほうとかは大雪の場合にも渋滞になって、車の中に何時間もいないといかんという状況があった場合に、携帯用トイレというのがありますよね、袋になったやつで。それもう本当何百円とか、ピンキリあるでしょうけれども、300円とか、それから2,000円ぐらいの

間で購入するものでありますので、ここら辺ももし次またこれが更新して載せるようであれば、携帯用トイレというのを入れてもいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

携帯用トイレ買ったとしても、10年から15年保存期間があるということでもありますので、これは家庭で持っていてもいいのかなど。本当にこの間のような大変な状況になったときには、それが役に立つことでもありますのでね、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、町の施政方針の中に、自主防災組織の充実と、それから防災リーダーの育成というのがありました。ここに、これは4月24日の奄美新聞、それから南海日日新聞にも載っておりましたが、宇検村での集落別の講習会とか研修が行われております。ここら辺も総務課長どのようにこの自主防災組織へと防災リーダーですね、そこら辺も含めてどうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

3月の議会におきましても、多くの議員の皆様から御質問を頂いております。防災リーダーにつきましては、大変必要ではないかと考えております。防災、減災につきましては、地域の防災力が重要であります。そのためにも、自主防災組織の強化が不可欠だと考えております。

災害が起こったときは、自らの命は自分で守る自助、そしてその場にいるみんなで助け合う共助、それぞれの自主防災組織を中心に、地区の強化を図るために町といたしまして、今後防災訓練の開催であったり、防災知識の普及に係る研修やイベントなども考えていきたいと考えております。

その中で防災リーダーの育成につきましても、研修を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

地域の区長さん、それから民生委員さん、先ほど福祉課長からありましたように、そういう支援しなけりゃいけない方と民生委員、それから消防団とか、それから町の職員、各集落担当の職員がいらっしゃると思うんですけれども、その方を含めた町全体のそういう講習会、研修会を早めにぜひやっていただきたいと。

これでも、この宇検村でされているのも、鹿児島大学のその防災の専門の先生がいらしての講演会があったということでもありますので、それに適された方がいらっしゃったら、そういう方を呼んで全体的な研修会、講習会をぜひ早く、早めにしていただきたいなと思います。

それでは、次の（2）です。3町合同もしくは町独自の避難訓練の計画ということで、以前平成23年から26年の間、3か町で全体で町民も含めて、地域住民も含めての大きな避難訓練が行われました。たしか安田司さんの消防長の時代だったと思いますけれども、それ以降、何回かされているということで、自衛隊を中心にですね、されているということで、自衛隊、行政、消防の方を交えた訓練が行われておりますけれども、全体的な全住民も含めたその3か町もし

くは町独自でもいいですけども、そこら辺の計画はないのか、お伺いたします。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

まず、3町合同の避難訓練でございますが、昨年は天城町総合運動公園にて、徳之島近海を震源とする地震発生に伴う津波発生を想定した訓練を、自衛隊の協力を頂きながら実施しております。

今年度につきましても、昨年同様実施の方向で考えております。

また、町独自の避難訓練につきましては、まず職員を対象に防災に関する研修を実施する予定であります。その後、自主防災組織の育成強化を図るために、駐在員や消防団を対象とした研修を行った後、情報伝達訓練であったり、参集訓練、災害対策本部設置訓練などを実施していきたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

これは、やはりこの間の1月16日を受けて、皆さん夜中でありましたけれども、本当にたくさんの方が避難されたということで、実質本番を想定した訓練にもなるのかなと思いましたが、やはり3町合同でなくても、やはり町独自で徳之島町はどうしても海に面して低くなっておりますから、天城方面とは違って、徳之島町はほとんど低地にあるということで、徳之島町は一斉にやはり訓練をしたほうが、災害は一斉に来るわけですのでね、各集落ごとには来ませんので、一斉に来ますので、その意味でも一斉に訓練したほうが大きなその中で再確認できるんじゃないかと、その対策本部としてのいろんな課題も、また新しく見えてくるのがあるんじゃないかと思いますが、ぜひここら辺町長、町のそういう防災訓練、避難訓練どうでしょう。

○町長（高岡秀規君）

今年その津波警報でほとんどが車で移動したということで、道路が渋滞を経験しております。訓練をしてはいるんですが、現実には起こった場合は、行動は多少変わってくるのかなというふうに感じているところであります。今後の訓練の在り方も、しっかりと現実的に車で逃げる場所なのかどうか、それでまた、高齢者等々、自分で歩けない方々をどうするかとかを、より具体的な訓練が必要になってくると思いますので、今後は訓練の在り方も含めて、より現実の人間の行動に沿った形での訓練の在り方を、考えていかなければいけないかなというふうに考えています。

○3番（宮之原剛君）

1月16日の津波警報を受けて、私の友人ですが、亀津から自分たち夫婦が逃げようと思ってよく考えたら、井之川のほうに親がいらっしゃって、一人住まいで、これではお母さんを連れ

て逃げなければいけないということで、もう命がけで亀徳の川を渡ったと。いつ津波が来るかわからないわけですからね、あのときは。

ですので、そのような状況の中で命がけで井之川を走って、お母さんを連れて高台に逃げたと。そして、それ以来、自分の車には毛布とそれから水を積んでいるよという話でありました。

どうかこのように、住民意識が高いうちに、やはり半年も1年も過ぎてしまうと、どうしても「喉元過ぎれば熱さを忘れる」で、忘れてしまいがちになりますのでね、緊張感がなくなってしまうから、そのような意識が高いうちに、いろんな研修会、それから避難訓練を年に1回はしたほうがいい。あとはまた集落で対応していけばいいと思いますが、まずは町でリーダーシップを取ってやっていただければなと思います。

次に、最後の（4）ですが、今後の災害発生予想と対策はということでお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

御質問にお答えいたします。

今後の災害発生予想ということでございますが、まず地震につきましては、令和4年3月に地震調査研究推進本部事務局から、日向灘や南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価第2版が出ております。

これによりますと、2004年の第1版では、沖縄県与那国島周辺でマグニチュード7.8程度の災害の想定でしたが、日向灘や与那国島を含む南西諸島周辺で、それぞれマグニチュード8程度の地震があり得ると評価しております。

ただ、資料がそろそろ17世紀以前では、起きた例が1回ずつしか知られておらず、今後の発生確率は不明となっております。

また、台風や大雨の発生につきましても、予想は難しいですが、台風の強さや雨量といった災害の強さは、海水温が高いなどの条件を考慮し、予想することは可能であるかと思えます。

対策といたしましては、いつ災害が発生するか分からないという危機感を常に持つことが大事であり、災害対策機能の強化、情報収集、伝達体制の整備、応援体制の整備、物資、資機材の備蓄など防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

なかなか予想するのは多分難しいでしょうが、もしあった場合のその対策、準備、備蓄等をしていただければと思います。その準備はできるわけですのでね。

それで、町の防災計画の見直し等も含めて、東京都の被害想定の見直しがこの間テレビでやっておりましたですね。やはりこの被害想定の見直し、また防災計画の見直しというのも、今の状況からしてみたら、見直し年度というのがあると思いますけども、そこら辺も踏まえてやっていただければなと思います。

南海トラフ地震とかの予想もされております。それから、喜界島地震というのが1911年、明治44年6月15日、マグニチュード8.0という大きな地震があったということで、この喜界島地震のときに那覇測候所でも震度5強の揺れを感じたというぐらいですので。そのときに、津波、これは計測されている津波が5メートル、最大が、聞き取りですけれども、10メートルあったと。すごい津波がきておるわけです。これが1911年。もう110年ぐらい前です。

ですので、また近々来るかもしれないということも言われておりましたので、予想は外れてもいいと思いますが、いたずらに不安をあおってもいけないということもあります。でも、備えあれば憂いなしでありますので、1月16日の大きな経験をしっかり生かしていくようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。4時10分から開会いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○6番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

初めて議会初日に一般質問を提出しまして、竹山議員よりめずらしいなというようなお褒めの言葉もいただきました。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

去る5月7日、アメリカのイーロン・マスク氏が、ツイッター上にて、出生率が死亡率を上回るような変化がない限り、日本はいずれ消滅するだろうと投稿し、世間の関心を集めました。実際に日本が消滅する可能性はかなり低く、万が一、そうなるとしても、それは数世紀先の話だ。ただ、マスク氏の警告は人口問題を考える契機となるだろう。コロナ禍により少子化が加速し、かつ、外国人の流入が停滞しており、総人口が労働人口に下押し圧力がかかっているとあります。これに加え、ロシア・ウクライナ情勢により物価が上昇し、子育て環境に影響を及ぼしている現状があります。

令和4年第2回定例会、6番松田太志が通告の3項目にて質問をいたします。町長並びに担当課長の答弁を求めます。

まず1点目に、ベビーファースト運動について行政はどのように理解しているのか、お願いいたします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

ベビーファースト運動は、子育て世代が安心して子供を生み育てたくなる社会を実現するため、日本青年会議所ベビーファースト委員会を中心に、あらゆる企業や行政を巻き込んで、全国的にも多くの地域で活動が広まっている運動であると認識しているところでございます。

○6番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

このベビーファースト運動なんですが、様々な都道府県や市町村で、今、取り組みが広がっているところです。山梨県の韮崎市に取り組みがありまして、3点ございますが、まず1点目に、笑顔で利用できる居場所・観光づくり、この中で、子育て支援センターなど、赤ちゃんも家族も笑顔で過ごせる居場所づくりを行います。そして、全ての公共施設のトイレにおむつ替えシートやキッズトイレの設置を目指します。2点目に、ちょっとしたことでも相談できる体制づくり、妊娠出産から青年期まで、切れ目なく安心して相談できる体制づくりを目指します。3点目に、心に余裕を持てる時間づくり、これは保育園や児童クラブへのタブレット導入や子育てに関わる手続きの電子化などを進めていきますというふうな取組があるそうです。

これを踏まえて、高岡町長、今、我が町がどういった取り組みをしている、今後どういった取り組みをしていきたいというふうなお考えがありますか。

○町長（高岡秀規君）

まずは、子育て環境であり、以前より教育環境をいかに整えていくかであります。

今、人口減少は日本全国での減少がありまして、世界的な人口が増えているということでもあります。今後は国際化も含めて地域づくりをしなければいけないと考えております。そしてまた、今回、転勤族といわれるものが、聞くところによると、昔と今の違いは何ですかと聞いたら、大概の方が単身赴任が多いということでありました。それはなぜかと言いますと、やっぱり子供が学校を出ていたり、教育環境で転校はなかなか厳しいということでの回答が多かった気がします。

よって、子供たちにとってどの環境が過ごしやすいか、そして、子供たちの成長を鑑みれるかという環境づくりこそが私は重要かというふうに思っておりまして、今後は、よって奄振法に教育及び文化の振興に係る事業という文言をしっかりと書き込むということが重要かというふうに思いますので、その環境づくりが一番重要化というふうに思います。

○6番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

子供の環境づくりを踏まえて、教育長はこのベビーファーストという言葉について聞いたことがありますか。

○教育長（福 宏人君）

先ほど課長のほうからお答えさせていただいたとおり、子育て世代が子供を生み育てたくなるような社会を実現するというところで、今、教育の中でも、子供たちのいろんなことで人口減少の問題とか、社会関係の構造がすごく変化をしております。それに伴って、学校現場も対応する必要があるというふうに考えています。

今後、今、町長がよく言っている誰一人取り残さない社会であるとか、世界的には、ウェルビーイングとか、様々な子育て環境とか、そういったようなものを構築していかなければいけないというふうに考えていますので、今、新しく、例えばデジタル庁であるとか、子ども家庭庁であるとか、いろんな、国のほうも総合的なそういったような政策を、教育も含めて横断的に進めておりますので、本町においても、今、子供たちの居場所づくりについても少し検討を始めておりますので、そういったような政策をぜひ実現させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（松田太志君）

教育長、ありがとうございます。

子供たちの環境、そして、居場所づくり、あす、是枝議員からも質問があると思いますが、不登校の子であったり、様々な家庭環境で学校に行きづらい子供たちが増えてきている環境もあるようです。後もって、子ども食堂の質問の際にこういったことも投げかけていきたいと思っておりますので、その際はお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問にきたいと思います。

国会にて、子ども家庭庁が来年4月に創設される予定であります。今、現段階で我が徳之島町にこういった情報があるのかをお伺いいたします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在のところは多く情報があるわけではありませんけれども、主に、国庫補助事業等の所管、特にこれまで児童福祉行政関係で文部科学省と厚生労働省で実施していた事業の移行等については、今後の予定としてどの事業が子ども家庭庁で実施するといった情報の提供は来てるところでございます。

○6番（松田太志君）

課長、5月26日の南海日日新聞を御覧いただきたいと思うんですが、骨太の原案が出されたそうなんです。子育て支援予算を倍増の見出しでというようなことで、原案は、少子化対策・子供政策を、我が国、社会の真ん中に据えていく、そして、子ども保険導入を視野に入れていくとありました。こういった情報が、今後、この1年間、4月に創設されるまでに少しずつ示されてくるんだと思います。こういった情報を担当課長並びに教育長、そして、町長が情報を

いち早く察知して、今後の我が徳之島町の子育て計画をどういうふうに変更していくのか、こういうことも大事になってきますので、町長は子ども家庭庁についてどのような認識がありますか。

○町長（高岡秀規君）

18歳未満、いわゆるお子さんが対象になろうかというふう聞いております。そしてまた、主には、先ほど教育長もお話をしましたが、保険福祉の分野での子ども家庭庁かと。そこと教育、幼児教育というものを切り離して考えている可能性もあるというふうに感じております。

今後、今、町が感じていることは、認定こども園を含め、保育所型の認定こども園と幼稚園型の認定こども園、その認定こども園というのが、かえって僕は現場ではややこしくなっていると、なぜ1つにできないかということでもあります。よって、それが、省庁が縦割りということのネックが少し出てきたらよろしくないと感じているところでありまして、今、文部科学省にもぜひ現場を視察に来てくださいという要望をしているところでもあります。

今後は、子供たちの、子ども庁も含めて、あらゆるもので子供がターゲットになってきていることはすごくいい方向性だろうというふうに思います。ようやく教育という言葉が盛んに出てきたなというふうに考えていますので、徳之島町がやろうとしていることが、ある程度、事業に乗っかかってくるのかというふうに期待をしております。

今後はグローバルな人材育成をするためにも、特殊出生比率を上げるためには、決して経済的な問題ではなくて、私は心の分野、そしてまた、命の大切さをしっかりと身につけていくことこそが、結果的に特殊出生率の解消につながるものだというふうに思っておりますので、心の持ち方というものを、しっかりと正しい方向へと子供たちが向かっていくように、環境を整えていきたいというふうに思います。

○6番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

行政と、そして、教育長、学校教育、社会教育、こういった行政がしっかりとした方向性というのを見出していただいて、今後、様々な方向性にはばたく子供たちを支援していくような形をしっかりと作っていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にいきいたいと思います。

町内にて開催されている子ども食堂の現状と課題についてお伺いしたいと思いますが、去る3月に広田議員も質問をしておりました。また、ちょっと違った方向で質問をしたいというのが1点と、あす、是枝先輩議員も質問をされるようですので、是枝議員の質問も明日聞きながら、次に生かしていきたいと思いますので、まずは現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、徳之島町においては、子ども食堂まごの手とみんなの食堂かまんど、徳之島町社会福祉協議会の3つの団体が子ども食堂を実施しているところでございます。

課題としては、特にまごの手さん、かまんどさんは、物資、資金の両面で多くの課題があると感じているところでございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

現在、町内で3つの団体が子ども食堂を実施しているというふうなことなのですが、先日、介護福祉課のほうにお伺いしましたところ、かごしまこども食堂・地域食堂ネットワークの資料のほうをいただきました。鹿児島県下で73か所の、これは2021年10月現在ですので、これからまた若干増えているかと思うんですが、これほどの子ども食堂の支援の輪が広がっていているんです。その中で、やはり我々徳之島町、離島で、子供たちを支援していくのがなかなか厳しい、そういった中でも支援していきたいというふうな環境があるそうなんです。

私が、先日、沖永良部と奄美のNPOの方にお伺いをしましたところ、皆さん、同じことを言われるんです。沖永良部と奄美のほうは、永良部のほうは、これから子ども食堂を開催していきたいと。奄美のほうでは、開催をしているんだけど、これから夏休みになります。夏休みになって、学校に戻ってくると、やはり子供たちが少しやせているような感じがすると。これは徳之島のNPOの方たちからも同じ言葉が、私から投げかけたのではなくて、NPOの団体の方々からその言葉をいただきました。これは、やはり学校給食の大切さがそこにあるんです。しっかりと食事をするというのが、夏休みの期間に途切れてしまう。これが、どこか歯車がかみ合っていないというような現状があるようです。

そこで、今、NPOの団体は、お米については、農水省のほうからお米のほうを町のほうと連携をして提携をさせていただいているようですが、おかずとか、そういった食材について、がじゅまるさんではフードバンクは使っていない、もう1か所のまごの手さんのほうではフードバンクを使用しまして、鹿児島島のほうから食材を送っていただいているんです。ただ、その食材を送っていただくに対しても、本土から島まで送っていただくのに、1回につき3,000円程度輸送賃がかかるというふうなことで、こういったことも行政のほうに理解をしていただきたいというものと、コロナ禍で開催しにくくなっていると、こういった現状、そして、来ていただく人たちが躊躇するというものと、その場で食事を提供するというのが、そこでコロナが発生しましたというふうな形になると怖いので、弁当を提供しているんですが、いかんせん、短期的なもので、弁当で食中毒になってしまっは怖いと、こういったリスク的なものも考えながら、活動をしっかりとやっている途中なんだそうです。

しかしながら、民間の助成金でやっているもので、例えば行政から何か補助金等があれば、も

っと子供たち、子ども食堂と名前はついていますが、子供たちだけではなくて、御高齢の方やそこにボランティアで携わる方たちも食材と一緒に食べるような時間等もありますので、実際に、先ほど子ども食堂・地域食堂ネットワークでは、様々なNPOが活動しながら、それぞれによってルールが違うんです。大人の方は300円をいただいたりだとか、幅広い方に食事を提供したりだとか。ですので、まずは、場所場所に連絡をして、どういった支援をしているのか伺ってほしいというのが前提であるんですが、本土が多い中、なぜ離島が少ないかというのの一番先にあるものは、やはり、NPOというもので活動をしていくのに困難であるというふうなところに行きつくそうなんです。食材を贈っていただくに対しても本土から送っていただくのに運賃がかかるであるとか、例えば時期であれば、時期的な野菜は入るんだが、それが年間を通して入るのではないので、昔は豆腐屋さんもいっぱいあったんですけども豆腐屋さんもどんどん少なくなっていまして、今、おからも購入して食材の1つとして提供しているというふうな状況も伺っております。これについては、町長は、以前、SNSか何かで子ども食堂のほうに伺っているのを見たことがあるのですが、そのときに思ったものと、今の状況で思ったものと、どのような変化がありますか。

○町長（高岡秀規君）

子ども食堂、以前は、当然、子供たちに食事の提供もあったんですが、食材、物がむだにならないように、捨てることがない、廃棄処分をいかに少なくするかというところも要因にあったのではないかとこのように思います。

今、議員がおっしゃるように、運賃、そしてまた、食材が集まりにくいとなると、それを引き受ける組織が必要だろうというふうには思いますが、今、沖縄の、沖縄振法の改正がありました、その中で、1つすばらしいと思ったのが、子供たちの、例えばニートであるとか、障害等を持ったお子さん、生活困窮者に対する支援策を文言として入れてあるということです。

そこで、奄振法でも、私は、今は教育及び文化という文言を入れてくださいという話をしておりますが、その中で、沖縄での連携も文言に入れようとしています。そこで、沖縄振法との絡みもあって、離島における今の条件フリー制は、そういった食材が集まりにくい等も含めて、そういった支援策を文言に入れることも1つのアイデアとして持っていていいと感じているところでありまして、今後は、ある程度の支援策は必要になって来ると感じております。

○6番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。ぜひ、行政で前向きに将来を担う子供たちのために方向性を示していただいて、できればと思います。

先ほど、奄美と沖永良部のほうにNPOの方々と情報交換したというふうなこともお伝えしましたが、奄美市のほうで、子供たちを支援していただいている事業所のUm（うむ）というふうな施設の原田さおりさんという方がいらっしゃいます。その方といろんな情報交換をした

際に、観光で成功したというふうには、奄美市は皆さんが思っているかもしれないんですが、その傍らで、子供たちとの差は広がっていると。なので、もっとそういった足元に行政が見て支援をしていくことが必要だろうというようなことで、この6月の後半に徳之島のほうにお越しただいて、NPOの方々と情報交換をしたいということでお時間をいただいたところです。また、行政のほうにでも投げかけて、ぜひ、その時間をいただいて、お互いに支援策が、こういった情報があるというふうなことがあれば、1人でも助かる子供たちもいると思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、その次のほうにいきたいと思います。

4番目なんですけど、NPO法人などの子ども食堂の案内を町が発送する児童手当等の案内に同封し子育て世帯へ周知することはできないかというふうな質問になります。行政と民間の連携協力を図って、ぜひ実施していただきたいと思いますが、担当課長、どうでしょうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

町が発送する児童手当等の案内に同封することは可能であると思います。ただし、町としても、送付するための資料等の折り込みの準備、封入作業にも時間がかかりますし、また、町から発送する案内については、1通当たりの重さ等で送料も変わってきますので、こういった情報、こういった案内を送るかというのは事前に相談の上、こちらとしても財務とも協議を行って検討を行っていく必要があると考えております。

また、行政と民間の協力体制については、もちろん町の児童福祉行政を向上するために必要だと思っておりますので、前向きな検討が必要だと思っているんですけども、民間団体が何を求めているかなどの意見を確認した上で、行政として何が支援できるかについて対応を検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。総務課長、ぜひ前向きな御意見をいただきたいんですが、どうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

子育て世帯への周知ということで、封筒の中に一緒に入れるとかということですが、その辺は可能かと考えております。

○6番（松田太志君）

総務課長、ありがとうございます。

今後の子ども・子育て会議の方向性でありますとか、第2期子ども・子育て事業計画、令和

2年から令和6年までの中期となっております。今後、この中期の見直しなども必要になってくるかと思えます。3月に選挙もありまして、新しく入られた議員の方もいらっしゃいますので、新しい議員の方々にも周知をしていただいて、今後の事業計画も見えていただきながら、日々変わる子育て環境を向上していくようお願いしたいと思えますが、町長は、中期的に見て、先ほど環境というふうなこともございましたが、どのように考えていますか。

○町長（高岡秀規君）

その環境についてであります。今、希薄になっている親子関係でありますとか、あと、子供たちが0歳児から保育所に行くとなると、そして、また、3歳児、4歳児から保育所に通う人もいます。その中で、子供たちのコミュニケーション能力というものも格差がないようにどういうふうにするか、そしてまた、地域での行事等に親子で参加することによって、親子間のきずなが深められないのか等々を政策的にやっていかなければいけないというふうに感じております。

やはり、お子さんが0歳児から3歳、三つ子の魂百までもということがございますので、子供扱いをせずに、しっかりと社会に貢献するような枠組みというものは、今後は必要になってくるかというふうに思えますので、積極的に子供たちが、地域に、いろんな行事に参加できる環境を作っていくというふうに考えております。

○6番（松田太志君）

このコロナ禍で、なかなか地域行事が少なくなっている中で、どのようにすれば子供たちにいい刺激が与えられるか、ぜひ行政と我々も考えながら進めていきたいと考えておりますので、御指導、御協力よろしくお願ひいたします。

続きまして、次の質問にいきたいと思えます。

コロナ見舞金の現状と課題についてお伺ひしたいと思えます。

町で予算化しているコロナ見舞金の申請件数についてお伺ひしたいと思えます。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

4月22日の臨時議会においては、125人分の375万円を計上しております。また、本議会で審議していただきます補正予算においては300名分の900万円を計上する予定でございます。本年の補正後の予算合計については425名分の1,275万円となる予定でございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

現在、小さい子供さんを中心にコロナが広がっているような現状があるようですが、このコロナの陽性者数の件数と申請者の件数、そして、見舞金の今後の町民への周知方法などをお尋ねします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

まず、陽性者件数何ですけれども、このコロナ陽性者支援金事業は、令和3年8月1日からの陽性者が対象となっているところですので、対象となる陽性者件数についてお答えいたします。

集計したのが6月1日時点ですので、その時点でいきますと、令和3年度の陽性者数が267名で、令和4年度の陽性者数、4月から6月1日までですけれども、419名で合計686名となっております。

申請件数については、令和3年度が125名、申請に来ております。令和4年度につきましては、6月1日時点で246名ですので、合わせますと371名となっております。まだ6月1日の集計ですので、その後の陽性者数についてはプラス五、六十名となっております。それに比例して申請者数も、集計はちょっとできておりませんが、二、三十件来ているというような状況でございます。

件数だけなんですけれども、陽性者に対する申請者件数は、大体5割から6割というところになっています。

次に、周知方法につきましては、町の広報誌とホームページとなっているんですけれども、また、期限、進捗率とあってよろしいか分からないんですけど、進捗率に対してまだ来ていないとなりますと、期限も延ばす予定でございますし、また、その場合は防災無線での周知も実施する予定です。

以上です。

○6番（松田太志君）

課長、私の記憶では、令和3年8月以前にコロナにかかった方々もいらっしゃったかと思うんですが、令和3年以前にかかれた方は大体どれぐらいいるんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

8月1日以前の申請者数につきましては、令和2年の12月から徳之島町内では感染者が出たわけなんですけれども、今回の対象となる8月1日以前の陽性者は61名となっております。

○6番（松田太志君）

課長、この61名は、お見舞金は対象外になるわけですか。町長、遡るんですが、こういった方々も見舞金対象というふうにはならないもんですか。年度がまたがってはいるんですが、同じ徳之島町内で発症されたというふうなことで、どのようにお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

最初の12月に発症した経緯を、今、思い出しているんですが、そのときは、職業、そしてま

た、年代で最初に発生したということで、ほとんどが島外搬送でありました。島外搬送できたことによって、療養所でも食事等の提供が県のほうからあったと。そしてまた、島外搬送から帰ってくる時には、町のほうで補助金を出したという経緯がございました。

なぜ8月1日かと言いますと、そのときには、年代が非常に若い世代が、働く若い世代がかかっていたということと、あと、島外搬送がほとんどなかったということでもあります。そしてまた、療養所も確保が非常に遅かったということから、自ら親戚とか、自分たちの予算で、お金で食事をしてきた経緯がございました。よって、そこで生まれた案が、若いということもあって、非常に影響が大きいだろうということで、1人頭3万円の給付を行ったかどうかという発想で行いました。

しかしながら、以前も松田議員からそういった要望がございまして、そういったことで、今回の交付金等々の2次、3次、そしてまた、今回の交付金が出てきておりますので、今後は遡ってできるかどうかも含めて検討をしているところであります。

○6番（松田太志君）

61名の方ではありますが、この方々も徳之島町民ですので、しっかりと検討をしていただいで、前向きに進めていただければと思います。お願いいたします。

それでは、最後の質問にいきたいと思います。

ドローン法規制、航空法について質問をしたいと思います。

2022年航空法が新しくなりまして、6月から機体登録制度が義務化されました。この点につきまして、それぞれ各課、農林水産なり、建設課なりがあると思いますが、まずは町民にどのように周知をしていくのかお伺いしたいと思います。

○企画課長（吉田 忍君）

松田議員の御質問についてお答えいたします。

航空法の一部改正につきましては、令和2年6月24日に公布されており、本法に基づき登録制度が創設され、令和3年11月25日に公布された政省令により、今年6月20日に無人航空機の登録が義務化されているところでございます。

本改正につきましては、町企画課のほうへ国土交通省や県のほうから周知依頼等の確認ができておりませんでしたので、これまで周知しておりませんでした。企画課のほうでも少し調べておりました。農薬散布用や空撮等、いわゆる産業用ドローン等につきましては、販売代理店等から周知案内があるものもあったようで、ドローン協会ですとか、確認できた持ち主のほとんどの方は事前登録済み、または手続き中の用でございました。

しかしながら、個人で令和2年以前に購入している方につきましては、義務化についてそのものを知らない方もいらっしゃることから、課内で検討いたしまして、6月1日付で町ホームページ及びツイッターにより周知しているところでございます。

今後につきましては、広報徳之島7月号におきましても、国土交通省または警察庁のホームページへ誘導するような形で周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（松田太志君）

早速の対応、ありがとうございます。

私も、町の広報誌、マチイロを見るんですが、6月1日に、すぐパッと載ってしまって、航空法のそういったものがありますというふうなことで、行政として早い対応だというふうに感じたところでございます。

100グラム以上の機体は登録義務というようなことがあるというふうなことです。例えば、これを所有した観光客が来られる際には、住まいのほうで登録をしてこちらに持ってくるというふうな形になるわけです。町は違いますが、空港であるだとか、港にこういったものがありますというふうな周知は必要ないですか。観光で来られる方が他に対して、義務化されていますというふうなことの周知は必要ないですか。

○企画課長（吉田 忍君）

このドローン改正につきましては、従前、200グラム以上のドローンの規制が、今般から100グラム以上のドローンが対象になってくるとされております。

周知につきましては、今現在では旅行を目的とする方々から、年に数回、企画課のほうに問い合わせが来た場合には、先ほどの飛行ルールを含めてドローンの操作についてはお願いしているところでございます。

今後、例えば空港でありますとか、港のほう、観光協会等も交えまして、周知について行えないか相談してまいります。

以上です。

○6番（松田太志君）

ありがとうございます。ぜひ前向きに多くの徳之島を訪れる方々へも周知をしていただいて、こういった法律があるというふうなことをお伝えいただければと思います。

3点について質問をいたしました。急速に変化する世の中に、我が徳之島町がどのように進んでいくのかというふうなことも見ながら、今後とも行政の方向性を見ていきたいと思っておりますので、また、6月を超えて9月議会で、また様々をしていきたいと思っております。

以上で質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月8日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時49分

令和4年第2回徳之島町議会定例会

第2日

令和4年6月8日

令和4年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和4年6月8日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

富田 良一 議員

是枝孝太郎 議員

大沢 章宏 議員

内 博行 議員

竹山 成浩 議員

勇元 勝雄 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 福田 誠志 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
教 育 長	福 宏 人 君	総 務 課 長	村上 和代 君
企 画 課 長	吉田 忍 君	建 設 課 長	清山 勝志 君
花徳支所長	尚 康典 君	農林水産課長	高城 博也 君
耕 地 課 長	水野 毅 君	地域営業課長	清瀬 博之 君
農委事務局長	藤 康裕 君	学校教育課長	太 稔 君
社会教育課長	茂岡 勇次 君	介護福祉課長	廣 智和 君
健康増進課長	田畑 和也 君	おもてなし観光課長	吉田 広和 君
税 務 課 長	新田 良二 君	住民生活課長	大山 寛樹 君
選管事務局長	白坂 貴仁 君	会計管理者・会計課長	当 洋子 君
水 道 課 長	保久 幸仁 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

富田良一議員の一般質問を許可します。

○7番（富田良一君）

ういたういた、きゅううがめら。おはようございます。

今朝、天気もよく、いつものようにウオーキングをしました。いつも気にしているのが、役場の建て替えです。見るたびに台風の心配をしていましたが、この前、やっと5階のコンクリートを流し終えたと聞いて、ほっと一安心しているところです。

今日は、一般質問のトップということで、元気よく質問したいと思います。

議席ナンバー7番富田良一が通告の2項目について質問します。

まず、最初に、農業振興についてですが、急速冷凍の導入を検討してはということで、徳之島は雪が降らないので、年中いろいろな作物にチャレンジができます。

サトウキビをはじめ、バレイショ、カボチャ、スイートコーン、エダマメ等、また果物では、マンゴー、タンカン、パッションフルーツ、その他にも多岐にわたってたくさんの作物が栽培されております。

しかし、出荷となると、離島は本土と比べて消費者に届くまで4、5日はかかります。また天候不良や台風の影響で、10日ほど船が接岸しない場合もあります。そうすると、鮮度低下が早い果物や野菜などは、食品ロスをなくすために、島内で安価で処分することになります。

このままだと、園芸農家はいつまでたっても、夢が持てないし、チャレンジする元気も出ません。そこで最近、急速冷凍の技術開発が進んでいて、長期保存が可能となりました。

細胞を破壊せずに、急速冷凍で急速凍結保存が可能となり、消費者に取りたてに近い味を長期にわたって提供できるようになりました。

ネットを開くと、何社かの急速冷凍機が紹介されています。F社では「全国6拠点の凍結テストルームとテストカーを御用意しております。商品を持ち込んでいただければ、御一緒にテストいたします。」と書かれている。もし可能であれば、徳之島にテストカーを以てして、興味のある方々や民間企業を集めて、いろいろなもので試験してみたいかでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

富田議員の御質問にお答えいたします。

食品などを急速に冷凍させる急速冷凍機は、近年技術の進歩により、生鮮食品ばかりでなく、青果物や加工品、調理済みの食品など、食品のうまみや風味を高品質でそのまま維持した凍結が可能となったことで、注目を集めているようであります。

農林水産課においては、これまで台風で船舶の欠航、抜港等に関わる海上輸送の停止に伴い、マンゴー等の品質低下や出荷不能が生じ、青果物のお荷に支障を来すことがあったことから、期間を区切り、一時的にリースによるフリーザーコンテナの整備にあたり対応してきました。

また、それに伴い、昨年度台風における影響を緩和するため、緊急時対応の品質保持用施設として、リーファーコンテナ、冷凍冷蔵コンテナを、発電機をともに整備したところであります。

今後はこれらの施設を緊急時だけでなく、有効活用できるよう、品質保持輸送について、品目の試験検討を図っていきたくと思っています。

また、加工品等を含む食品及び青果物については、農家等も試験できるよう母間加工センターに急速冷凍庫が整備されておりますので、個人的な占有を回避しながら、活用していただければなと思っています。

○7番（富田良一君）

食品ロスと長期保存を考えると、乾燥野菜と急速冷凍による凍結保存が大変重要だと思っています。我が町でも、10年先を見据えて、いろいろと取り組んでいただきたい。

それと最近は、細胞を破壊せずにできるというすごい画期的な技術も出ておりますので、ぜひ、そういうのも取り入れて、今後やっていただければと思いますが、どうでしょう。

○農林水産課長（高城博也君）

富田議員のおっしゃるとおり、食品のロスを図る観点からは、必要なものと重々理解はしております。今は、取りあえずこの食品ロスを回避する意味で、また、船舶の抜港等、そこら辺に対処するため、冷凍冷蔵庫、コンテナを準備いたしました。それを含めた形で、今後どういったもので利用可能なのか、また母間加工センターに10年ぐらい前に急速冷凍庫が入っております。そこで、試験をしてどういった保存ができるかという、試験的なものは、今後検討して進めていきたくと思っていますので、御理解頂きたいと思っています。

○7番（富田良一君）

今、母間加工センターに急速冷凍機が入ってますということです。これは、ちょっと私が調べたものと違うかも分かりませんが、それは細胞を壊さずにちゃんとできる冷凍機ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

そこまでは確認しておりませんが、そこも含めた上で、調査してまた情報を提供いた

したいと思います。

よろしく願いいたします。

○7番（富田良一君）

今、私が、ネットで調べたところによりますと、全国で6拠点、凍結テストルームとか、テストカーを持ってやっている会社があるんです。それで、一番近いところで、沖縄でしています。そこはテストカーも持っていますので、今後、もしよければ、こちらに呼んでいただいて、テストするとか、試験するとかしたらどうでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

テストに関しては、今後必要なことだと考えてます。いろんな選択肢を考える上で、それも一つの方法だと思いますんで、持ち帰って検討して、できるかどうか、そこら辺をやってみたいと思いますんで、よろしく願いします。

○7番（富田良一君）

ぜひお願いしたいと思います。

町長、この件につきまして、御意見をお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

その細胞を壊さないという技術というのは大体4種類か、何種類かあるわけですが、エアブラストでありますとか、液体急速、液体窒素、特殊方式でやる、そのうちのどれが、一番ランニングコスト、液体窒素は大分ランニングコストがかかると言われていますから、その作物に合った急速冷凍の方法があると思うんです。

それで、今、徳之島が今後出したい作物、今後取り組みたい作物によって、この急速冷凍がどの方式のほうが適切かということも、もしあるやもしれませんので、しっかりと我々が調査をして、今後どういった方向の方法で急速冷凍するか、検討していきたいと思います。

○7番（富田良一君）

もし、急速冷凍による凍結保存がうまくいくと、徳之島の未来が大きく変ると思います。食品ロスをなくし、長期保存を可能にして、そうなると生産向上で、雇用創出、持続可能な体制ができますので、まさしくSDGsだと思います。

前向きに、長い目でお願いしたいと思います。

次に、畑かん振興について伺います。

進捗状況を伺いたいと思いますが、畑地かんがい整備事業終盤にかかっています。関係機関は、情報発信や導入促進に頑張っておられますが、加入者がどれぐらい増えたか、進捗状況を伺います。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

工事施工済みを含む施工同意取得率が4月末現在、41.4%となっております。

○7番（富田良一君）

41.4%、4月に、半分以下です。

畑かん工事の農家負担がゼロ円になりました。これも関係機関の支援によるもので、大変感謝しているところでありますが、思ったように同意率が上がらないのはなぜか、同意率向上に向けて具体的に答弁お願いいたします。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

徳之島町畑総事業推進支援協議会の協力により、令和4年度4月工事分より受益者の負担がなくなり、無料となりましたので、同意率の向上につながっております。

○7番（富田良一君）

少しは上がっておりますが、まだこれ以上に上がるべきじゃないか、そう思っているんです。なぜ上がらないのか、そこをもうちょっと詳しくお願いします。

○耕地課長（水野 毅君）

農家さんに聞きましたら、やはり高齢化、あと徳之島町とかの土の質にもよると思うんですが、水はけが悪いところ、湧水が多いところ、そういった点で同意率が進んでない場所も、地区もございます。

○7番（富田良一君）

先日、5月20日ですが、徳之島地区畑かんマイスター連絡協議会の総会がありました。そこで、畑かん推進について意見交換がありました。同意率が上がらない理由には、農家の皆さんが事業の中身をしっかり理解しているのかという疑問、また説明不足じゃないのかという意見がありましたが、それについてはどう思われますか。

○耕地課長（水野 毅君）

この畑かん事業が、平成24年度からスタートしておりまして、各集落での説明会、町を含め県、土改連、徳之島用水、そういう説明会も併せて、例えば集落座談会とか、そういったときも、説明は十分にしておっております。

以上です。

○7番（富田良一君）

やっぱりちゃんと理解しているのかという話が出たんだけど、次行きますけど、同意率を上げる対策ということで、その前に確認したいと思いますが、畑かん工事負担金がゼロ円、水道料金については畑かんを導入した場合、今後また高齢になって離農する方や、都合により離農する方、転職する方、またしばらく水を使用しない方がいらっしゃると思います。

そのときは、給水停止が可能で、水利用料金も発生しないと認識しておりますが、間違いあ

りませんか。

○耕地課長（水野 毅君）

水利用料金につきましてなんですが、徳之島用水のほうと話合いの上で、現在は、これから1年間ぐらいは作物を作らない予定だと、そういうことで、用水のほうとお話合いをしてもらえれば、給水停止が可能となっております。

以上です。

○7番（富田良一君）

今でも給水停止をしている方が何名かいらっしゃいますよね。水を使ってないからということで、ということは可能なんです。こういうところもちゃんと説明すべきじゃないかと思えます。

畑かん工事負担金がゼロ円、給水停止をすれば、水料金も発生しない。農家にとってこんなよい条件はないと思います。農家が納得するまで丁寧に説明しているのか、また、どのような対策を考えているのか伺います。

○耕地課長（水野 毅君）

この給水停止の件なんですが、確かにそれは2年ほど前に、それまでは、平成の時代は、水利用代金は要するという事だったんですが、加入率が伸びない、同意率が伸びないということで、給水停止も話合いの上で、用水のほうと、それを可能にした次第です。

これから先なんですが、ずっと広報とか、そういったので、呼びかけ、説明はしております。水利用につきましては、今、申込みに来られた方に、そういうことも可能ですと、あくまでも徳之島用水のほうとの、スプリンクラーをつけましたら、ものの引渡しがあるんですけど、そのときに説明したりということでやっております。

以上です。

○7番（富田良一君）

説明はいろいろしているということですが、土地を借りて耕作している方々の説明ですか、それとも所有者についても、ちゃんと説明しておられるのか、要する所有者は島にいない方もいらっしゃいます。ほかにいらっしゃって、そういう方々にも連絡が行っているのか、そこを伺います。

○耕地課長（水野 毅君）

その件につきましては、つけた段階で、引渡しの段階で、スプリンクラーの説明とかいたしますので、所有者の方というか、耕作者の方が代表で来られる方に対して説明を行っております。

どうしても給水栓の説明とか、そういったのが必要ですので、その方に説明をしております。

○7番（富田良一君）

私が思うには、土地を借りている人が、ちょっと面倒だからといって、所有者に伝わってないんじゃないかと思ったりしますが、その点はどうですか。

○耕地課長（水野 毅君）

所有者に伝わってないということによろしいですか。

所有者の方はもちろん都会に住まわれている方とかおまして、その方は、工事施行段階で同意をもらっておりまして、あとは、水代は耕作者が払うということで、確認を最初の段階で、取っておりますので、その段階で説明はなされていると考えております。

○7番（富田良一君）

このあとに、ゼロ円、負担金がゼロになっていますので、それを分かってますか、所有者の方々は。

○耕地課長（水野 毅君）

所有者の方も了解の上で、一応確認で、その畑の所有者の方、所有者の方が誰か耕作者に貸している場合、両方の方に確認は取るようにしております。

以上です。

○7番（富田良一君）

土地の所有者は負担金ゼロ、土地の価値も上がります。とならば喜んで同意すると思いますけど、そこがちょっと。

○耕地課長（水野 毅君）

もちろん土地の価値も上がると思いますし、現在は、農業委員会さんを通して、農地の貸し借りのときに、1反当たり、町内全て大体平均的にそうらしいんですけど、1反当たり1万円と、スプリンクラーがついているから、例えば1万2,000円とか、そういう段階まではまだ来てないらしいんです。

なので、その辺もあって進まないのかなというのがあるんですけど、以上です。

○7番（富田良一君）

今後、耕地を手放すにしても、こういう水があるのとないのと全然違うと思います。できれば、都会にいる所有者にちゃんと話をして、同意率を上げるようにしていただきたいんですが、一つの推進の手法としてですが、工事が終わりに来ています。毎週、また募集するとか、毎月広報などで啓発するなどできないでしょうか。

これらを広報紙に、こういう感じで2つ折り込みありました。頑張っているなと思います。折り込みちゃんとありました。

それ以外に、放送、週3日放送するとか、そういうことができないでしょうか。

○耕地課長（水野 毅君）

今、3町の畑かん推進協議会というのがありますので、そちらのほうからもマイク放送を各

3町集落に対してできないかということで、依頼を受けておりますので、またその辺、広報分ですので、総務課のほうとも相談の上で、随時、月に2回程度も放送するようにしていければと考えております。

○7番（富田良一君）

令和6年度工事でほとんど終わります。多分ほとんど令和6年ぐらいで終わると思いますけど、どうですか。

○耕地課長（水野 毅君）

令和6年度で、今のところ工期が終了の予定箇所が7か所ございます。ですけど、今のところ、これあくまでも予定で、同意率が伸びるとかいうときには、工期も延びる可能性はあると、県のほうから伺っております。

○7番（富田良一君）

6年度工事となれば、今年度まとめないと間に合わないじゃないですか。急がないと間に合わないんじゃないかと思いますが、どうですか。

○耕地課長（水野 毅君）

県のほうから指導してもらっているのは、2年前には申込みをしてくださいと、工事の発注とかの都合上、そういったふうに指導は受けております。

○7番（富田良一君）

最後になりますけど、ぜひ、ダムできて、これだけ水が自由に使える状態なんです。せっかくそばまできている水を、引っ張られるとき、同意されて、引っ張っていただきたい。

徳之島農業の発展のために台地と水の恵みを次世代というあれがありますので、ぜひ頑張っ
て同意率を伸ばしてください。終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

初めに、民主主義、NHK、マイケル・サンデル、ハーバード大学教授の白熱教室2022、6月4日放送の中で、「中国って民主主義国？」と参加する日本の大学、東大、慶応、アメリカハーバード大学、中国、清華大、復旦大学の名門大学に通う学生たちに問いかけました。

中国って民主主義国だと主張する中国の学生たちに、日本とアメリカの学生が反論、民主主義とは何なのか、大事なことは何か、サンデル教授が民主主義の本質に迫る、中国やロシアが招かれなかった、昨年の民主主義サミット、これに対して中国は欧米とは違う中国民主主義国だと反論、そもそも民主主義とは何なのか、大切なのは、複数政党と選挙や言論の自由があることなのか、あるいは問題解決し、人々が望む結果を出すことなのか。「君たちが政府に求め

るのは、民主主義の原則を守るのか、あるいは結果を出すことか？」サンデル教授が民主主義をめぐる日米中の若者たちの本音に迫った。

皆さん、もう一度民主主義とは何なのか、今、世界がこういう状況ですので、真剣に考えていただきたいと思います。

このことを踏まえ、令和4年度6月定例会におきまして、11番議員の是枝が通告の3項目について質問します。執行部並びに所管課長の明快、的確なる答弁を求めます。

初めに、1項目めの教育振興について、不登校児童生徒の実態について伺います。

各小学校の不登校児童の実態はどのようになっているか伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の質問にお答えいたします。

不登校と一般に言われていますが、教育委員会では、不登校と長期欠席者とに分けております。令和3年度の実績は友達や先生とのトラブル、成績不振などで、学校が原因で学校に行かない不登校はございません。

保護者の家庭環境が原因と考えられる欠席者は8名です。

また、病気が原因と考えられる欠席者は6名です。小学校では保護者の家庭環境や病気などが原因で14名の児童が欠席しております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、各中学校の実態、どのようになっているか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

各中学校の実態ですけれども、令和3年度実績は、友達や先生のトラブル、成績不振や部活動など、学校が原因の不登校は2名です。

保護者の家庭環境が問題と考えられる欠席者は27名です。

病気が原因と考えられる欠席者は7名です。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

教育長に伺います。

不登校の文部科学省が提案している不登校の定義、伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

お答えいたします。

文科省は不登校という状態につきまして、年間に連続で30日以上欠席した子供たちを、一応不登校ということに、今調査をしています。

ただ、この不登校という中で、今、太課長が答えたとおり、学校にそもそも原因があるもの、それから家庭によるもの、経済的理由によるもの、病気によるもの、その他という分類がありまして、例えば、親が経済的な理由とか、育児放棄、いろんなことで、子供たちが学校とのトラブル、学校との関係じゃなくて、学校以外での関係において、なかなか子供たちへの不登校というか、欠席の状況が続いているというのが現状ですので、今後そういったような経済的なもの、親の養育も含めて、総合的に対応を考える必要があるのかなど、本町の現状を見て、今考えている次第です。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

我が教育委員会としては、かなり踏む込んだ対応をされていると思います。

文科省では、定義を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくない状況の者をいう（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」と定義されていますが、今、教育長が言った総合的に、その世帯ごとの家庭を見て、それを現状を踏まえて不登校と考えている自体が、1歩も2歩も、10歩も踏み込んだ対応だなと、今、心でありがたく思っています。

それでは、伺います。

不登校児童生徒の対策はどのようにしているか、伺いたいと思います。各小学校、中学校、各学年において対応が異なると思いますが、どういった手だてを講じているのか、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

各小学校について、学校現場では、いじめ防止基本方針を作成いたしまして、いじめ、不登校、問題行動などを未然に防ぎ、事故後の対応について話し合いを行っております。

また、児童の実態把握したり、教育相談を行い、児童一人一人の理解に努めています。また、アンケート調査を行い、児童との直接話をして思いを酌み取っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、また小学校と中学は、状況的に違いますので、各中学校においての学校現場でどのような対策を講じているか伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

中学校も小学校と同様の対策を取っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

学校現場では、そういった対応を取っていると、教育委員会としては、各小中学校に対しての支援、援助の手だては行っているのか、伺います。こういった手だてを教育委員会としては、各学校にアドバイスしたのか、手だてをしているのか、伺いたと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

不登校者、長期欠席者の対応は、各学校から教育委員会に毎月提出される、学校生活指導月例報告を基に、情報交換会にて、毎月スクールソーシャルワーカー、指導児童委員、大島支庁徳之島事務所相談員、役場の介護福祉課の担当者、社会福祉協議会の担当者、社会教育課の家庭支援員、くらしサポートセンター担当者、そして各学校の生徒指導の主任と対策を行っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

そういった対応をしているということですが、次に行きます。3番目、不登校児童生徒の快適な居場所と心のケアを行っているかということで、教育委員会として、各小学校、中学校の児童生徒の保護者に対する相談の窓口の対応は行っているのか、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

各小学校児童生徒の保護者に対する窓口の相談は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に配備しております。また、教育内では、相談員、指導員、指導主事が主に対応しております。また、各施設の職員担当者が対応しております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、伺います。そういった対応をしていると、学校現場において、児童生徒の居場所について、どのような状況なのか、不登校に対する学校現場でも、居場所を確保してやらないといけない、それをどういうふうに行っているか伺いたと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校現場ですけれども、保健室、相談室、または特別室で対応を行っております。また、授業支援に関しましては、タブレットでの遠隔授業も行っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

そういった対応をして、何らかの効果が出てるのか、課長、もしくは教育長の答弁を求めます。

○教育長（福 宏人君）

先ほど、総合的な支援が必要ということで、子供たち一人一人、それぞれ学校に行けない、行かない状況も、それから家庭環境も一人一人が個別でありますので、個別に対応する必要があるということで、様々な事例があります。一人一人不登校になっている子供たちで、家庭環境はどうなのか、その子がどういったような支援が必要なのか、まずその事例検証について、教育委員会、それから関係機関、町の部局も含めて事例検証を行います。

その事例検証を基に、具体的に、例えば民生委員を導入するのか、スクールカウンセラーを導入するのかということで、いろいろと対応を取りながら、やっぱり息の長い支援をしないと、なかなか指導したり、支援したりでは終わりませんので、年間を通してやっているところです。

その結果、子供たちの中には、不登校の学校に行けない子供たちが出てきたり、そういったような事例も、二、三例ありますので、効果的な形で継続しています。

ただ、あとでは枝議員が質問されるヤングケアラーの問題もあって、やっぱり親との関係で、子供たちが、親のそういったものに対してなかなか行けない子供もありますので、今後、先ほど申し上げましたとおり、総合的に関係機関との連携を深めながら、具体的に支援していきたいと考えています。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

教育長がおっしゃったみたいに、僕の質問は、系統的になっています。1項目め、2項目め、3項目めとつながっていますので、担当課は別々ですけども、それを今、不登校から始まっていますので、それでは、不登校に対する徳之島町におけるフリースクールの実態について、どういったフリースクールが今存在しているのか伺います。

それと、もう連続で行きます。徳之島町教育委員会と連携を図っているフリースクールの組織はあるのか伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

フリースクールを実施している事業者は、ネットワーク徳之島フリースクール、くらし・しごとサポートセンター、がじゅまるの家、3か所で学習支援を行っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

そういった組織はあるんですけど、今現在、進行形で組織として、徳之島町と教育委員会と連携を結んで、今後対応していこうという組織があるのか、教育長、伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

今、国のほうも、今回、こども家庭庁を来年度から新しくするというので、子供たちの貧

困の問題も含めて、やっぱり総合的な支援が必要ということで、本町にあります、先ほど課長が話をしましたが、関係機関においても、そういったような長期欠席者の子供たち、不登校も含めて、日頃支援をして、実際に子供たちもフリースクール等に通っております。

教育委員会といたしましても、関係者を、例えば月1回参加していただいて、フリースクール等での子供たちの状況を、どうなのか、意見交換をしながら、さらに、先ほど申し上げましたとおり、こういったような支援が必要なのか、関係機関とも交えて協議をしているところです。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

基本的に、学習もありますけど、まずは児童生徒、もしくは保護者のカウンセリングを行い、心のケアを定期的にする必要があり、不登校児童生徒を減していくことで、一人一人の児童生徒の快適な学校生活が送れると思います。

そういったことで、まずは心のケア、そして、並行的に学習指導を行う上で、一番の、いろいろな家庭があるはずで、そこでこういった心のケアが必要なのか、それを踏まえて、フリースクールも兼ねながら、そして教育委員会としての不登校に対する理念を持ちながら前に進んでいっていただきたいと思います。

この一連の流れが次の項目に行きますので、それでは不登校に関する質問を終わります。

次に、子ども食堂の実態と今後の対策について、松田議員も昨日質問をしています。すばらしい観点からしていますけれども、NPO、徳之島町だけで、2つあります。それも月2回あるところと、毎月第2日曜日、毎月第3土曜日、東公民館、花徳これは実名言ったら、もう書いてありますので、チラシ等もある、清瀬課長宅でやっているみたいですけど、まごの手の場合は月2回、旗を立てているときに、食事提供すると。

みんなの食堂「かまんど」は毎月2回日曜日が東公民館、毎月3回土曜日花徳、18歳以上は200円、子供は無料、10時から2時まで、食事提供は11時から行っているもありますが、奄美群島では、子ども食堂は、奄美市に3か所、瀬戸内が1か所、徳之島町が2か所、活動しているところがありますが、奄美群島内で、社会福祉法人としての子ども食堂を立ち上げて、支援活動している場所はあるのか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

奄美群島の子ども食堂実施団体は、かごしまこども食堂・地域食堂ネットワークに登録している団体として、奄美市3団体、瀬戸内町2団体、徳之島町2団体です。実際に活動している団体は、奄美市が6団体、龍郷町が1団体、瀬戸内町が3団体となっていると聞いております。

また、質問の社会福祉法人なんですけれども、奄美群島で社会福祉協議会が子ども食堂を実

施している団体はありません。ちなみに県内では湧水町社会福祉協議会が実施していると聞いております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

徳之島町社会福祉協議会は立ち上げてないですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

失礼しました。奄美群島で徳之島町社会福祉協議会が実施しておりまして、それ以外の団体が実施していないということでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

奄美群島が公的な機関として、徳之島町社会福祉協議会が子ども食堂としての支援活動を行っている、支援内容について、社会福祉協議会の子ども食堂の支援内容について、課長に伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

徳之島町の社会福祉協議会への支援内容についてなんですけれども、支援のニーズの高い子供に対して、民生委員や地域の女性連の御協力の下に、子ども食堂、また食堂に来られない方に対しては、宅食を行うなど、見守りの体制の強化を実施しております。

これは、国の事業です、見守り体制支援強化事業というのを活用して、昨年12月から実施しているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

具体的にどういった開催日とか、宅配に関しても、どういった状況か、具体的な時間帯と曜日と、分かっているならば、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

子ども食堂につきましては、毎週土曜日、11時から13時、子ども宅食、参加できない子供に対しての実施につきましては、毎週土曜日11時から13時なんですけれども、今現在、利用者につきましては、2世帯が宅食、子供が恐らくて教育委員会に来ることができないといった利用者がいるということでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、質問です。生活困窮者が対象であるのか、また、家庭内での問題等の世帯の対象

なのか伺う。支援範囲としてどのようになっているのか伺いたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

支援の範囲としては、もちろん生活が困窮している家庭もですが、基本的には、徳之島町要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協への支援対象児のほか、また地域において、要配慮等が必要な家庭などが対象となりますので、家庭内での問題等がある世帯なども、もちろん対象となる可能性があります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、世帯を対象としているが、保護者も対象の範囲内に入っているのか、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

基本的には来ていただいた児童と、もちろん保護者の方も対象になります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。

それでは、食事の提供だけでなく、どのような内容の支援を行っているのか、伺います。社会福祉協議会では。

○介護福祉課長（廣 智和君）

食事以外の支援についてということなんですけれども、社会福祉協議会で実施している子ども食堂の内容については、先ほどお話したとおりなんですけれども、これ以外としましては、支援対象児童の見守り等の支援や必要に応じて、各機関と連携して家庭の見守り等行っています。

具体的には、学習支援、子供の学習支援をしているということでございます。また、外へ連れ出して、例えばバトミントンとか、そういった外になるべく出すような取組支援もしていると聞いております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

課長がおっしゃったみたいに、学生支援もある程度支援と、そして保護者に対する心のケアも社会福祉協議会が、専門性のある方がやっている、その中で、どうやって自立させていくかという考えの下ですけれども、徳之島町社会福祉協議会の支援内容、各保育所、幼稚園、小中学校において、啓発活動と周知を図る必要があると感ずるが、どのような対策を考えているか、伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

民生委員、児童委員につきましては、現在、社協と一緒に、先ほども言った子ども食堂も含めて、取組を少しずつ行っているところでございます。

ただ、今後は地域に対して、始まったばかりですので、周知方法等を、社協含めて、関係機関と協議しながら、どういったことができるかということ、検討していきたいと思っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

基本的に、大まかに児童生徒が対象ですので、保育所、幼児とか幼稚園とか、小中学校での啓発活動を行う上で、こっから周知徹底をすれば、ある程度浸透していくんじゃないか、学校現場において、そういった活動をしていけば、利用率もある程度上がっていくんじゃないかなと思っています。

それでは、上記の質問と一緒にと思いますが、民生委員、児童委員、区長、駐在員に対しての啓発活動、周知徹底をどのように、介護福祉課としては行っていくのか伺いたしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほどと同じようなお話になりますけれども、やはり、もちろん教育委員会からも当然ございましたが、そういった情報交換会の中身も、こちらと情報共有しながら、またそういったのを、民生委員、児童委員、また関係する児童員、区長、駐在員等を情報共有しながら、地域に対しても、なるべく社協の取組を伝えられるようないい周知の方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

周知徹底をしないと、支援の内容が把握できませんので、徳之島町内において支援の必要な世帯の実態を把握するとともに、徳之島町介護福祉課、徳之島町社会福祉協議会、教育委員会、各学校、各種団体、地域団体との連携が確実に必要だと、そうして行って、生活困窮児童の実態が分かり、そして、手を差し伸べて支援をできていくことが必要だと思いますので、その各種団体との情報交換、そして連携を結びながら、介護福祉課として、新しい情報、社会福祉協議会とも連携を取りながら、やっていただきたいと思います。

次に、質問します。

ヤングケアラーの実態と対策について伺います。徳之島町として実態把握しているのか伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

ヤングケアラーの対象となる世帯の実態把握については、学校教育課が行っている情報交換会において、情報共有を行っているところなんですけれども、対象となる世帯数の把握はできていない状況ですので、介護福祉課としては、関わっているケースでは、それぞれ家庭の状況に応じて、関係機関と連携を図って支援、見守りを行っている状況ではございます。

○11番（是枝孝太郎君）

ということは、これからということですね。ヤングケアラーの実態の把握というのは、

国からの通達はいつ頃、そういった通達があったんでしょうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

県が実施をしているヤングケアラーの実態調査につきましては、5月下旬から6月下旬にかけて調査依頼がありまして、今、教育委員会のほうと連携を図りながら、調査対象の学校をピックアップして、調査をしていくという方向になっております。

実際、そのスケジュールについては、取りまとめが9月1日に調査開始しまして、11月末に調査結果が公表される予定ということになっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。

また、11月にそういった情報がある程度分かれば、具体的な数字だけでもいいですので、各議員に提供していただければ、私たちも地域にどういった世帯があるのか、どういった状況なのか、民生委員、区長、駐在員と連携を結びながらやっていきたいと思っておりますので、いち早くそういった子供たちを救うためにも、いち早く、早めにしていただきたいと思っております。

それでは、次に、もう一回質問します。

子ども食堂に関してですけど、公的な機関の徳之島町社会福祉協議会に関わる子供の食堂は、徳之島町北部手々から南部南原にかけて、南原にかけて地域の人々が対象であり、各地域において、交通手段のない世帯もあり、なかなか社会福祉協議会自ら出向くことはできない状況である人々がいます。

対象となる人々に対して、交通手段の手だてが必要であると思っております。徳之島町として、社会福祉協議会と連携を図りながら、何らかの対策が必要だと思っておりますが、交通手段がない世帯もいるわけですので、ある程度生活困窮をして、基本的に自家用車がないとかいう場合がありますので、そういったことの解消するために、どういった対策を考えてるか伺いたいと思っております。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

子ども食堂の課題としても、やはり来たくても来られないという、やっぱりお子さんがいらっしやると聞いております。

ただ、交通機関デマンドバスとか、そういったものに関しましては、デマンドバスは花徳から北部中心に回って、また花徳のバス停で定期路線に乗り換えるといったことになりますので、ちょっと不便性もあるかと思えます。

ただ、まだ具体的な対策とか考えてないので、なるべくいろんなパターンが考えられるので、定期バス、民間のバス利用ができるような形をメインとして、何らかの支援を関係機関と協議して検討していきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○11番（是枝孝太郎君）

これはありがとうございます。

最後のこれが一番重要なんです。食するだけじゃなくて、心のケアも必要、やっているわけですから、そういったことも把握しながらしていただきたいと思えますけど、町長に伺います。デマンドバスを活用したら、乗車率も上がります。一挙両得だと思えますけど、乗車率が上がれば、県支出金の補助金も出るわけですから、総合陸運に対して、それをどういうふうに考えているか伺います。

○町長（高岡秀規君）

確かに相乗的な効果ということは、しっかりと捉えなければいけないと考えております。

まず、目的は子供たちのケアでございますから、そこから逸脱することなく、目的意識を持った施策の中で、考えるべきだろうと思えますし、まずは行きやすい環境がどういったものなのか、また、交通手段なんか等々総合的に判断をして、しっかり対策を打つべきだと思っております。

○11番（是枝孝太郎君）

もう一つ聞きます。デマンドバスができなければ、花徳周辺に行くわけで、社会福祉協議会の車両を利用する手段もありますが、財政的な負担があるため、徳之島町として、事務的経費の助成が必要だと考えますが、もし可能であれば、そういった助成の制度の確立はできないか、検討していただきたいと思えますが、どうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

ありとあらゆる施策が必要になってきているのは、現実だろうと思えますし、不登校でありますとか、ヤングケアラーの問題でありますけど、それをしっかりと対策を打つことが必要であると、その中で、もしデマンドバスであったり、送り迎え等が必要であるとなれば、今後は検討していきたいと思えます。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、次に行きます。

3月定例会でも質問しましたが、再度質問させていただきたいと思います。

低所得者の医療助成制度と低所得者の給食費助成制度、一括で質問します。

このことは、1項目め、2項目めと連なって系統的なことになっていますので、具体的な考え、徳之島町長として、医療費の助成、給食費の助成をどのように具体的に実現していこうかと考えてるか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

これは以前から同じ質問等がございますが、答弁の内容については、医療費、給食費等つきましても、国策としてやるべきだと、今でも考え方は変わっておりません。

しかしながら、子育て支援、そしてまた今、現在問題となっているものは何か、その解決する方法はないかっていいますと、親子の絆であったり、不登校、そういったものに見られるコミュニケーションが問題になろうかと、今考えたところでございます。

ヤングケアラーの問題にしても、親子間の絆にしても、不登校の問題にしても、ありとあらゆる手段を持って解決策ができないかということから、今回は、前の議会でも答弁いたしましたが、ポイント制度というものを導入して、親子で行事に参加をすとか、子供たちが自らの自分を磨くために、何か町の行事に参加するとか、そしてボランティア活動するとか、そういったものにポイントをつけて、地域振興券の発行を考えているところであります。今後はそういった地域振興券を発行することによって、親子間の絆が深まることでの対策が、効果が寄与されるだろうということと、もし、無料化となりますと、低所得者はもともと無料であったり、軽減措置があります。

そして、一番効果があると思われるのは、払っている方、ある意味所得がある方が、ある程度恩恵を被ることになろうかと思っておりますので、全体で平等に効果を得るためにどうしたらいいかということで、ポイント制度を導入し、親子間の絆を深めていくというものに寄与すると、また地域の振興に対して子供たちも参加をしていくということによって、ポイント制にして地域振興券で対応するというのを、今考えているところであります。

○11番（是枝孝太郎君）

町長、ポイント制度、地域振興券、具体的に実現していただきたいと思います。

私も何でも無料化は必要ありません。基本的に年間所得が300万円、税金で100万円持たない、200万円しかない、夫婦、子供がいた場合、それでは生活できませんので、ポイント制度を有効的に具体的にさせていただいて、地域振興券も活用しながら、行っていただきたいと思っております。

それでは、11番是枝の質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

11時15分から開会します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大沢章宏議員の一般質問を許可します。

○15番（大沢章宏君）

皆さん、こんにちは。

通告の3項目について一般質問を行います。町長並びに所管課長の建設的で前向きな答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、井之川公民館横に建設してあります、朝潮記念館についてお伺いいたします。

この朝潮記念館建設に当たりましては、執行部並びに町議会の皆さんの御協力により、大変すばらしい施設が完成し、改めて皆様方に感謝申し上げます。

今現在、朝潮記念館につきましては、井之川の区長さんを中心に、ボランティアを組織して約50名ぐらいで、運営管理を行っております。そういった中で、運営している間に、いろんな諸問題とか、いろんな意見とかが出てまいりました。

そういった中におきまして、今、井之川集落が中心に行っておりますので、これからスムーズに、また予算的にもスムーズに進めていくために、この一般質問を行います。

まず最初に、1項目めの一番目の、朝潮記念館に自動ドアを設置できないか、お伺いいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

大沢議員の質問にお答えします。

朝潮太郎記念館につきましては、補助事業を活用して、令和2年9月30日に完成しています。運営を始めてからまだ1年半ほどしかたっていないということもありますので、今後の入館者数の推移を見ながら、また集落の皆様と話し合いを持った上で、検討していきたいと思っております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

先ほども申し上げましたけれども、今、ボランティアで組織してやっているわけですが、その中で、将来的に人材確保が大変厳しいことが予想されております。そういった中で、ボランティアの中から、今現在、団体が入館する場合は、総合陸運より事前に連絡があるわけでありましてけれども、それ以外はいつ来館者が見えるか分からない状態であります。

そうした中で、いろんな諸問題を解決しながら、朝潮太郎記念館の入り口を自動ドアにすることによって、ある程度の問題が、諸問題いろいろありますけれども、その辺をみんなと話し合いながら、解決したらどうかということで、2番目のソーラーシステムに関して、連携しながら、この件については要望するものでありますけれども、先ほど入館者の推移を見ながらという答弁でありますけれども、再度、今観光地として、やっぱり徳之島の観光地の中の一つにしっかりと組み込まれているわけですので、その辺ある程度行政側も応援していただかないと、本当に大変厳しい状態が続くと思います。

将来的に、井之川地区としても、できることは全面的にやりたいという意見が多数ですので、その辺を酌み取っていただいて、ある程度、どういった事業があるか予算が組めるか、これ今度要望とどめておきますけれども、そういったことで、課長、また総務課長とか、予算的な面が伴うと思いますので、その辺を、課長就任中にぜひしていただくよう、これ要望して、この質問は終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、先ほどと連携でありますけれども、朝潮記念館、電気代そんなに金額は多くありませんけれども、いろいろ諸経費を、浄化槽とか含めて井之川集落が負担している状況であります。

昨日、宮之原議員も質問の中で、自治公民館の在り方、特に予算的な面で質問がありましたけれども、朝潮記念館の現状は展示物に、湿気のためにカビが生えたりすることが考えられるために、今、24時間クーラーを稼働させている状況であります。

それは一応、執行部とも打合しながら、何がベストかということで、考えながらの取った措置でありますけれども、また井之川集落の総会の資料、令和4年度の総会資料の中にも、収入の中の、これは集落の街灯の分も含んでおりますけれども、電気代が多くを占めております。

そういった中で、これから人口減とかいろいろ考えると、ずっとずっと井之川集落の予算も、役場からももちろん助成金は頂いてはおりますけれども、それでも一応、何年後を見据えると足りない状況になっておりますので、その辺も含めて、ソーラーシステムを入れることによって、予算的に成り立たないと、運営管理は成り立っていきませんので、その辺も含めて、ソーラーシステムを設置できないかお伺いいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えいたします。

ソーラーシステムの設置については、先ほどと同様、集落の方たちに話し合いを持って、どうしたらいいかということで、解決策を練って、また導入にするに当たって、設定規模や設置場所の確認、また費用対効果を検証した上で、補助金等の活用を検討していきたいと思っております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

それも、先ほど同様、先ほど申しましたとおり、徳之島有数の観光地になっておりますので、ぜひ町と一体となってやっていかないとできない、特に予算的にできない状態が考えられますので、よろしく願いいたします。

それと、昨日、徳之島町地域脱炭素戦略ビジョンという冊子を頂きましたけれども、その中の24ページです、24ページには、「観光施設や公共施設の自家消費を目的とした発電など、電力系統の状況や立地条件等の地域状況に合わせた再生可能エネルギーの導入を考えていく必要があると考えます」と、そして34ページ、避難所となる公共施設を中心とした役場庁舎・学校・公民館等、その辺についても電源確保につながることから、温室効果も含めて、排出量の削減に努めますと、ありますので、この辺は企画課が出していますので、24ページにつきましては、「導入を考えていく必要があると考えます」と書いてますけれども、これを導入するためには、次のステップとして、こういった手順がいいのか、あれば、よろしく願いいたします。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

大沢議員がお示ししました戦略ビジョンにつきましては、昨日全協のほうで、策定したことを御報告と御説明させていただいたところでございます。

本文中における、本町における課題の部分としまして、先ほどの観光施設や公共施設での自家消費を目的とした発電など、電気系統の状況や立地条件等の地域状況に合わせた再生可能エネルギーの導入を考えていく必要があるという、今回、企画課として課題提供しているところでございます。

これに対応しまして、今後の方向性といたしまして、CO₂の削減を目指すと同時に再生可能エネルギーの活用により、地域課題解決の地域活性化が進み、再生可能エネルギーが地域に浸透して、導入がさらに進む好循環を目指していくことを目標としているところでございます。

34ページ目にありました、避難所となる公共施設を中心とした役場庁舎・学校・公民館等において、太陽光発電システム等の設置、推進につきましては、これまで企画課におきまして、環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を取りまとめを行って、各課において実施した事業につきましては、小中学校、保健センター、美農里館への太陽光パネル及び蓄電池を整備してきたところでございます。

これまでの交付金は、県が自治体からの申請を受け、決定した事業計画に対して交付金を交付するという直接的なものでございました。

今後再生可能エネルギー等の交付金を活用するためには、国が示す地域脱炭素ロードマップ及び地球温暖化対策計画に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む自治体を、複数年度にわたり、継続的かつ包括的に支援していくという交付金が設けられておりまして、改正地球温暖化対策推進法と一体となって脱炭素先行地域、徳之島町が脱炭素先行地域として国に認定され、

地域特性に応じた先駆的な取組を実施していった場合に、先ほどの再生可能エネルギー導入推進事業が活用できることという形に変化してまいりました。

今後は企画課といたしましては、国が示すロードマップ及び地球温暖化対策の計画に基づいた、昨日御説明いたしました、町全体を考えた地域施策編、こちらのほうの計画をつくっていきながら、地域新エネルギー等導入促進計画、こちらのほうも町民の皆様の御意見を集約しながら、また専門の有識者のご助言を頂きながら、計画を策定していった上で、井之川地区、例えば、朝潮記念館、こちらのほうも、この事業の対象になってくると思われま

以上です。

○15番（大沢章宏君）

結構いろいろ難しい、難しいという言葉不適切ですけれども、割とロードマップとか、いろいろ時間がかかりそうな答弁でしたので、再度、以前担当課長が、清瀬課長でしたっけ、ちょっと担当が違いますけれども、お許しを得て、何回かこの件に関しては、清瀬課長と打合せをしたことがありますので、また何かあれば、特に予算的な、ちょっとそれ許可を頂いて、担当が違いますけれども、清瀬課長のほうから答弁をお願いします。

○地域営業課長（清瀬博之君）

ありがとうございます。

去年まで、私も観光のほうを担当していたので、この間、大沢議員と是枝議員のほうから、相談を受けて、私が少し情報として持っていたのが、ある町がふるさと納税を使用して、地域版のふるさと納税を推進しているということを聞いたので、そのことを少し大沢議員のほうに説明をしたところでした。

それは、地域の皆さんが、区長さんが中心となって、ふるさと納税の返礼品を立ち上げて納税していただくと、そして納税した納税金額を、そのまま地域のほうに使っていただく、そうするだけ地域の活性化が生まれてくる、地域の連帯感が生まれてくるということで、その町はそういったことに取り組んでいることを聞いたので、そのことを少し大沢議員のほうに伝えたことでした。

その結果は、企画課、ふるさと納税のほうにも、少し情報は流しているところではあります。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

いろんな観点から、取りあえず予算的なのが先行しますので、担当課と一緒にあって、何とか、先ほど申しましたとおり、管理運営が、あそこいつまでも行き詰まったときに、閉めるとかいうわけにはいきませんので、その辺いろんなアイデアをもらいながら、今、清瀬課長からありましたとおり、都会から帰ってきたときに、その話とか、町からどういったふるさと納税の仕方がいいのか、というアドバイスをもらいながらやっていきますので、この導入に向けて、

あくまでも朝潮記念館をスムーズに運営するためということ、認識いただいて、よろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。

2番目、道路整備について、これは以前も一般質問いたしましたけれども、町道亀徳井之川線につきまして、整備ができないか、再度お伺いたします。

○建設課長（清山勝志君）

お答えいたします。

亀徳井之川線につきましては、現在、神之嶺小学校付近から松田解体までの区間については、道路の拡幅はせず、側溝及び舗装改良、設計委託は、平成29年度に計画済みであります。残りの内スーパーまでの区間については、過去の議会の答弁でもありましたように、改良予定であります。

現在、土木予算も限られておりますので、財政当局と十分に協議をしながら、早期着手に向けて、前向きに取り組んでまいります。

○15番（大沢章宏君）

設計図は、設計はできているという考え方でよろしいですか。

○建設課長（清山勝志君）

できてます。

○15番（大沢章宏君）

皆さん御存じのとおり、この道路は、通勤通学、また亀徳港とのアクセス道路として、また製糖期には、ジャガイモ出荷時期と重なり、多くのトラックが行き交っております。また、神之嶺の緊急ヘリポートもあります。

そういった中で凸凹があって、緊急搬送にも大変苦労しているという話も、消防のほうから聞いたことがあります。

また、大変ありがたい話で、この道路沿いに、御存じのとおり、徳州会病院の建設も予定されております。今まで以上に、交通量が増えることが予想されますし、また地震発生時には、県道の阿田野平住宅のがけ崩れも若干予想されるのではないかと思います。

そうしたときに、あの県道が遮断されると、緊急避難道路としても大変重要ではないかと、以前の質問でも言いましたけれども、そういった意味も含めて、この道路は早期に着工を要望いたします。

亀津中学校沿いの道路がある程度めどがついたのではないかと、予算的に、考えております。そうした中で、以前、高岡善吉町長が、私が議員になったすぐに、井之川から神之嶺小学校過ぎた辺りまで、早期に着工してもらいました。

当時、亀津中学校は、前は県代行という事業がありましたけれども、最近それがいいのか、

ないのか分からないんですけども、高岡町長が、予算的含めて、建設課長も、あと予算的なものだということです、高岡町長の予算的な分についての答弁をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

今、大沢議員がお話があったように、道路整備について、今後徳州会病院と、そしてまた救急搬送等の道路の通り道になっておりますので、改良は必要であると考えております。

県の代行事業は、私が聞いたところによると、もう終了したということであり、今後も地方財政につきましても、将来この5年間はある程度確保するという話も、国のほうから頂いておりますので、その後の地方財政を考えますと、ある程度必要な道路については、早急に整備する必要があるかなと考えております。

今後はしっかりと財政状況を鑑みながら、少しずつでも、一遍じゃなくて、少しずつでもできるように、検討していきたいと思っております。

○15番（大沢章宏君）

町長、答弁もらいましたけれど、再度、先日奄美群島議員大会がありましたけれども、その中でも、奄美大島はトンネルを要望しているわけであり、そうすると、奄美大島が大体要望した分については、もちろん町負担とういのか、徳之島町内でも発生すると思っておりますけれども、予算の額が皆さんの同一見解だと思うんですけども、その辺の予算も、奄美大島分かる範囲で三十幾つのトンネルができていると思うんです。

そういった中で、町の負担は発生すると思っておりますけれども、予算要望をしっかりとさせていただいて、分捕るとかいう表現は語弊があるかもしれませんが、予算を取って、しっかりと予算編成を強く要望いたしまして、この質問は終わります。

次、2点目です。2点目は清山課長の了解ももらながら、県道白井付近が、一応県の管轄ではありますけれども、県の道路拡張について、分かる範囲で答弁をお願いします。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県に聞いてお尋ねしたところ、字混乱による筆界未定が原因で、事業はストップしているところあります。

確かにボトルネックとなって危険でありますし、町としても危険箇所の解消のため、字混乱筆界未定の解消に向けて努力していきたいと思っております。

○15番（大沢章宏君）

いろいろあちこち行きますと、ある団体からとか、何年前から要望聞いてまして、建設課に以前も、この件に関して尋ねた件もあるんですけども、再度申し上げるのは、現在、県道の井之川郵便局辺りが、今、道路拡張が行われております。そこも相続登記とかがなかなか何十人にわたるといふことでもありましたけれども、県と町と地権者、その地元としっかりと協力するこ

とによって、県の予算もつきまして、道路拡張工事やっていますので、町が主導権を握って、井之川地区につきましても、是枝議員と2人、町と何回か打合せをしながら、地権者の家を回ったり、印鑑をもらったりとかしてまいりましたので、県にももちろん動いてもらうと一番なんですけれども、向こうもやっぱりなかなかという部分がありますので、町が主体となって、地元と地権者と協議を重ねて、早期着工になるよう、何回も申し上げますけれども、井之川郵便局前とか、もう一か所井之川のもう少し行った急カーブも着工予定と聞いてますので、ぜひその辺、建設課長、県と綿密な打合せをして、よろしく願いいたします。

続きまして、3項目めの質問に行きます。

牛ふんと書いておりますけれども、これも昨日、脱炭素戦略ビジョンの中に、生ごみとかありましたので、牛ふん等で発電する事業を導入できないか、お伺いいたします。

まず、最初に、徳之島町の畜産頭数はどれぐらいなのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

大沢議員の御質問にお答えいたします。

令和4年1月1日現在の統計頭数でお答えいたしますと、管内の、町内の肉用牛農家が約220戸、頭数で3,837頭、養豚農家が1戸、666頭となっております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

先日、課長、農林水産課から、頭数について資料をもらってますけれども、平成28年が2,500頭、令和3年度は3,837頭、5年間で約1,300頭ぐらい増頭、増えているわけです。

課長の考えとして、これからもっともっと増えていく予想なのか、増えるのであれば大体で、正確な数字は多分難しいと思いますけれども、今後増えるのが見込まれるのか、その辺答弁お願いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、畜産農家のある程度の意向を聞きますと、高値で推移していることもあり、増頭傾向があるのかなと思っております。

しかし、このコロナ禍に来て、状況が変わっておりますので、いろいろ農家等の考えも変化があると思っておりますので、今後、高齢者等の農家、高齢農家と担い手農家のバランスからいって、非常に難しい状況にある、粗飼料の問題もありますので、非常に難しい状態であるんじゃないかなと思っております。

世界的に情勢の変化で濃厚飼料も高騰しておりますので、一昨年あたりであれば、増頭傾向にあるという感じでありましたけれども、ここに来て非常に難しい状況にあるんじゃないかなと思っております。

○15番（大沢章宏君）

予測は難しいということでもありますけれども、急激にこれが1,000頭、2,000頭減るわけではありませので、また3町におきましては約1万1,000頭ぐらいたということを農林水産課から聞きましたけれども、徳之島町の3,837頭、養豚、豚ですね、そういったのを含めながら、牛ふん等で発電はできないかということで、お伺いたします。

是枝議員が、以前の議会の、何年ぐらい前になるかちょっと忘れましたが、京都議定書について質問もありましたけれども、現在、町が出した脱炭素とか、徳之島が世界遺産登録もされました、その辺の環境問題含めて、この質問をしたいと思います。

現在、牛ふんで発電という言葉でインターネットを検索すると、全国あちこちで発電がなされているのが、ヒットするわけですが、例えば、最初に出てくるのは北海道の上士幌町とか、岡山の笠岡とか出てきましたけれども、インドのバングラデシュにおいては小型の発電機で、小型の発電機の具体的な大きさとかは出てなかったんですけれども、バングラデシュにおきましては、何千万頭という牛がいるというあれも出ておりました。

そういった中におきまして、TMRセンターは、町長が、ほかの町村に先駆けて、徳之島町に建設してまいりましたが、現在ウクライナ情勢により、いろんなものが、先ほど課長から答弁もありましたとおり、飼料の場合、入りづらくなるとか、そういった問題が、今まで以上に予想されるわけでもありますけれども、こういう状況の中で、TMRセンターは今まで以上に、この施設が畜産農家にとっては、大変重要になると思います。

牛を育てることで、町長のTMRセンター建設は大変すばらしい施策の一つであったのではないかと考えております。今後この施設が希望する全畜産農家で利用されるように、努力をしていただきたいと思います。

そうした中で、今後牛を育てる中で、牛ふんの処理が、先ほど申しましたとおり、一千何百頭とかいった中で、三千何百頭、徳之島全体ですごい畜産農家がいるわけですので、この中で、今後、この処理がいろいろ重要になると考えますけれども、牛ふん等含めて発電はできないか、脱炭素、世界遺産を含めた中で、町長はどういった考えなのか、お伺いたします。

○町長（高岡秀規君）

脱炭素について、カーボンニュートラルについては、政府が協力に進めている施策の中の一環であります。実は、その計画は、立てる場合に、地域を限定したもので構わないと、今なっております、低額での補助金で計画が立てられると思っております。

しかしながら、少し出遅れ感はありますが、徳之島町といたしましては、再度、46%から35%削減をする計画が可能なのかどうか、今、牛でのげっぷ自体が、実は温暖化になるとか、いろんなこと言われておりますので、牛ふんにしても、しっかりとしたカーボンニュートラルに向けた再生が必要になってくるだろうと思います。

今後は牛ふんにしても、生ごみにしても、ある程度発酵することによってそのガスを有効利用できないのかな、技術的にもある程度コストはかからない方法はないのか、ということも検討しながら、進めなければいけないなど今考えているところであります。

そして、売電とかというものではなくて、自分たちで消費する電力を賄えるかどうか検討しなければいけないかなと考えておりますので、今後は町の中でも、そういった雰囲気づくりといたしますか、やらなければいけないという義務感といたしますか、そういった意識の改革が今必要かなと考えております。

○15番（大沢章宏君）

福岡議員がこの前、資料をいただきまして、これは五、六年前ですか、業者さんが議会に来て、ある会社ですけれども、バイオガス発電システムに関して、徳之島町議会で説明を行っております。大分前から徳之島町に対してもアプローチがあるわけなんですけれども、農林水産課長に、発電を導入したときのメリット、デメリットはどういったことが考えられるか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

発電をした場合のメリットは、売電した場合、ある程度の収入が得られて、電気の量にもよりますけれども、電気の価格等も考えられます。

しかし、今の状況でいいますと、なかなか売電ができないという状況もあります。また、関係施設、公共施設に関しては、自家発電みたいな形で扱われることに、ある程度電気料、運営費とうの削減にもなるかと思っておりますけれども、デメリットは、この発電を進めるがあまりに、ある程度の燃料としての供給量がずっと維持できるかという問題になります。

ガス、牛のふん、牛ふんでありますので、メタンガスという形になると思っておりますけれども、そういったところの牛ふん、堆肥を製造する上で、そちらじゃないほうの安定的に確保できるような運営ができるかという部分が懸念されますので、そういった面じゃないかなと思っております。

増頭傾向でありますので、今後はこれを含めた形で、実際に協議というか、いろいろ検討を行っております。これが有効であるかどうかも含めて、去年からになるんですけれども、去年から、県、団体等も含めて、いろいろ検討の会議を行っておりますので、これでなるかどうかは、その後の検討結果、実証、シミュレーションをやった上で、進めていきたいと思っております。

○町長（高岡秀規君）

ちょっと補足になりますが、再生可能エネルギーと、同時に堆肥化を目指す場合に発生する、発酵段階で発生するガスを利用して電気は起こせないかとかです。

一番いい、効率のいい運営の仕方を、新しい技術があるかもしれませんので、その辺はしっかりと牛ふんの問題については、あと生ごみも含めて取り組みたいと思っております。

○15番（大沢章宏君）

町長が取り組むという答弁で、もう少しメリット、デメリットについて、インターネット上ですけれども、集中管理による維持管理コストの効率化、あとふん尿搬出により農場内の衛生向上、プラント作業員また収集運搬車等の雇用が発生すると、デメリットとして、イニシャルコスト、初期費用が高すぎると、プラントまでの運搬コスト、多量に得られるガスの利用方法の確立が必要だと、あと大容量の貯留槽が必要になると、メリット、デメリットいろいろありますけれども、電気を発電するという事は、町長がいつも言っている地産地消にはならないんですけれども、地元で電気を生んで、先ほど、これにもあるとおり、これを策定するのは厳しいでしょうけど、いろんな意味で大変有効になると思いますので、先ほど課長が検討してなるかどうか分からないとかいう答弁ですけども、もう一つ踏み込んで、生ごみ処理を含めた、広域連合におきましても原料化に向けて、今一生懸命取り組んで、どうやって減らすかという課題に取り組んでおりますので、その辺と一体となって取り組んでくんでいただけたらなと思われまます。

そのために、検討委員会じゃなくても、もうちょっと踏み込んで、名称はどのようにすればいいのか分からないですけれども、農林水産課、本当にいろいろと忙しいと思いますけれども、担当立ち上げた場合どこが担当課部署になるかは分かりませんが、もう一步踏み込んだ、実際に実現に向けてできるような委員会というか、名称ははっきりとは言えませんが、その辺はできないか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

委員会の設立は、町長、副町長等も、議会の皆さんも、含めた形で調整しなきゃいけないと思うんですけれども、去年から今年にかけて、委員会という話じゃなくて、県のほうから打診を受けて、事業という形で、できるかどうかを調査を行っております、実際。その内容を受けて、今年、本年も県のほうからいろいろこれで打診があったんですけれども、それに対しての回答はしてませんが、先ほどシミュレーションといった形のやつは、そういった意味も含めてやっておりますので、その中身を見て、検討委員会のほう立ち上げるか、審査会を立ち上げるのか、そこら辺は御相談いたしたいと思います。

○15番（大沢章宏君）

課長が、町長並びに副町長に相談するという事でありまして、要望としては、具体的に、次の内議員の質問の中にも、この問題については上がっておりますけれども、それを含めて、一つ実現に向けた、名称ははっきり分からないんですけれども、含めた形を組織をつくれないか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

今、まず堆肥の問題について、実はあらゆるところから提案がございます。その中でどういった方法が一番コストはかからないのか、初期投資はかからないのか等々を今、その情報を集めている段階でございまして、今後は、その堆肥をつくる場合に発生するガスということでの再生可能エネルギーというのが、一番コストがかからないのかなど、考えておりますので、より具体的に確実に進めてはいきたいと、進めなければいけないと、牛ふんが垂れ流しになったら、大雨のときに、川に流れたり、今後そういったことが社会問題になりつつあるので、そういった対策というのは、必ず必要だろうと思っておりますので、確実に、一步一步進んでいきたいと思っております。

○15番（大沢章宏君）

課長のほうから、せっかく副町長という言葉も出ましたので、強力的に推進したもらうためにも、副町長の答弁をお願いします。

○副町長（幸野善治君）

企画課、そして農林水産課も含めて、カーボンニュートラルの件では、いつも協議等を行っております。

牛ふんの堆肥の問題は、これからも大きな問題になることが予想されますので、大沢議員の質問に、期待に添うように、早急に協議会を立ち上げて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

町長が強力的に推進するということですので、お願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

13時30分から開会します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内博行君）

お疲れ様です。

徳之島を愛する熱い思いで活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にしたいと、全力で取り組んでいきたいと思っております。1番内博行の一般質問を行いたいと思っております。

徳之島の基幹産業であるサトウキビが年々減少傾向にあります。その上でサトウキビ増収対

策について質問させていただきます。

昨年は大きな台風もなく気象被害の少ない中で低単収となった要因、担い手高齢化人手不足等による植付け作業、管理作業の遅れで適期作業ができなかったという点があります。12月から4月まではサトウキビ、バレイショ、タンカンなどの収穫が重なり、どうしても徳之島としては人手不足となってしまいます。その点で町として何らかの対策があったらお伺いしたいです。よろしくをお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

内議員の御質問にお答えいたします。

サトウキビの令和3年度の生産量は、前年度に続き作柄予想で平年並み良好の生産量となると当初期待されておりましたが、令和3年11月1日現在の最終見込み調査では収穫面積が1,103ヘクタール生産量は5万2,812トンと減収する見込みとなり、最終的には町全体の令和3年度実績で収穫面積1,113ヘクタール、生産量5万2,537のほぼ見込み予想どおりの結果となりました。

生産量が減収した原因と致しましては、令和2年度よりも単収が低下したことにあるようがあります。またその要因と致しましては、まず日照り不足、サトウキビの生育時での日照不足により発芽や茎数が少なかったこと。

2番目に労力不足。サトウキビの生産農家の高齢化による労力不足で植付けの遅れや十分な生育期間を確保できなかったこと。

3番目に管理不足。雑草の多い圃場や適期管理が行き届いてない圃場が多かったこと。

4番目に、その他と致しまして、春植え、夏植えの新植面積が低下し、多回株出しも面積が増えていることにあります。また、堆肥投入量の減収による地力低下も考えられます。最終的には、これから行われるさとうきび生産対策本部の運営委員会等で、その話が出てくると思いますので最終的には原因に関しましては、その結果を乗じて情報提供を致したいと思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

そういった、その中で人手不足っていう管理作業を適切にできるっていうことで、新規参入のこれまでの農業に参加してこなかった方々などを、どうしたら参加できるかという点で、トラクターなどの免許を促進、推進し多くの方が参加できるような形にはできないでしょうかということで、できたら鹿児島県のほうで免許を取得するのではなく、作業免許ですね、徳之島のほうで免許を取れるようになれば、多くの方が参入しやすくなるのではないかといい点がありまして、徳之島できないか、課長のほう、どう思われますかねと思い、質問よろしくをお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

機械化等について、これまでハーベスターが入って二、三十年になりますけれども、それ以前の話をしてみると、以前、機械化研修なるものがありまして、補助事業導入に関しましては、それが前提要件となっておりました。この機械化研修につきましては、当時の農業試験場大隅支場において、農業の機械化研修を受けるというふうな形になっておりまして、当然トラクター等の作業用免許並びに農耕用限定の大特車の免許が取得することが可能でありました。平成に入りましてちょうど私が当時の経済課にいたときに、事前に私も、実家が農業でしたもので、個人的にそういった研修を受けてやったわけなんです。その後、やはりそういったものに必要ではないかということで、町のほうで現在の農業機械化研修旅費助成事業なるものを当時のときにやって、今に至っているわけなんですけれども、その当時に島でもできないかというふうな話をやった経緯もあります。当時の農業普及所、今の農業普及課なんですけれども、地元でできないかという話をしたことあります。それには、やはり練習の圃場等の確保と公安委員会免許を取得するわけでありますので、そこら辺の状況が必要、整理が必要なことだというふうに聞いております。それからまた20数年たっておりますので、また今の現状の徳之島自動車学校の状況もありますので、やはりあのもう一度、県のほうにもう一度問い合わせて、どういった形で地元でできないかというふうなものに関しては、検討の余地が十分あると思いますので、今後前向きな姿勢で話を投げかけてみたいと思いますので、御理解よろしく願いいたします。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

前向きな形でたくさんの農家さんが、出てくることを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

そして、2番の化学肥料高騰で徳之島で何らかの対応が必要ではないかという点で質問させていただきたいと思います。

今、新聞等でも肥料値上げ、農家悲鳴、ウクライナ侵攻の影響もあるっていう、JAさんのほうも何らかの支援策を検討されているようですが、町としては何らかの検討はされておられますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在行っている対策と致しましてはサトウキビ植付け時に、資材購入など使用できるチケットを、自家苗を使用した農家に、10アール当たり3,000円分程度のチケットを発券して補助を行っております。また国の補正事業は増産基金事業などが発動された際には、メニューの中に肥料や除草剤等を取り入れ農家負担額を自分の3分の1または2分の1で購入できるように農

家面積の面積割で助成を行っております。

今後についてでありますけれども、ここにきて今までやっていた以上に、肥料の高騰が見られるということで、緊急にまた部会等で話し合っていきたいと思っておりますし、またその状況によっては、この価格等を押さえても原料自体が入らないというふうな現状が起きておりますので、そこも、たとえ補助対象と致しましても原料が入らないという事態が起こる可能性もありますので、そこはもう十分精査した上で対処していきたいと思っております。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

早め早めの対応で頑張ってくださいありがとうございます。これからも世界情勢もいろんな移り変わりますので、その都度皆さんで考えながら頑張っていきたいと思っております。南西糖業さん、南西サービスともに、農家さんとともに、行政と二人三脚で取り組んでいけたらありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、家畜糞尿対策についてお伺いしたいと思っております。

先ほど、大沢議員のほうからもありましたが、徳之島町内の家畜農家が増加しており処理の問題が発生しております。和牛1頭当たり、1日平均糞尿量が示されており、1頭当たり17.8キログラムで、年間で365を掛けると約6.5トン、去年徳之島町の堆肥センターで処理された量が約1,000トンだったみたいです。1,000トンを割る6.5すると約150頭余りの牛の牛糞対策がされたと聞いております。その中で先ほどもありましたが、徳之島町に繁殖親牛の頭数が3,837頭いるということでした。年間雨量も増えてる中、畜産農家さんも梅雨や台風なので、先ほど、町長からもありましたが、堆肥場から流れ出ることもあり、たい肥センターのほうに、どうにかもっと処理は処理はできないかと聞いたところ、これまで畑かん事業なので堆肥が使用されておりましたが、近年、土壌改良事業が減っており、堆肥使用が減っているらしく、牛糞回収に関しましても堆肥がなかなかはけないため、うまくいってないとのことでした。町として何らかの対応、対策とかありましたらお伺いしたいです。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和4年1月1日の統計調査で大沢議員のほうにもお答えしたいんですけれども、町内のあれは肉用牛農家に220戸、養豚農家1戸となっております。そのうち、管理基準適用農家、いわゆる10頭以上の農家は68戸と養豚農家が1戸の69戸が対象になっております。また、さらに肉用牛農家68個で堆肥舎が整備されているのが34戸、残りの34戸につきましては、定期的に農地に還元を対処しております。御質問の堆肥センターにおける処理の状況でありますけれども、以前、土地改良関係の事業があつて、堆肥を投入しておりました。その経緯は御存じのとおりだと思います。しかし、それがなくなってなかなかはけないというふうな状況もありましたけ

れども、内議員も恐らくサトウキビの農家でありますので現状分かっていると思いますけども、そのキビのキビ畑の、非常に、今状況を見ると、私も個人的にこうやってみると、土地自体が土自体が締まっているのではないかと。ハーベスターの影響があるんですけども、この何十年間で久しぶりにここ数年キビを作ってみると、ほかの畑入ってみると、以前、ハーベスター等、この二、三十年で非常に土が、土地が締まっている状況が見受けられると、ですから、何らかの、町としても、前回、前々回、そのハカマ堆肥の運搬だけを、一部負担を持ってもらうというふうな形で、循環型の農地の還元を実施致しました。ですから、何分にも堆肥等の投入を今後一層こうやってかないといけないと。また、牛糞についてもそれはしかりであります。しかし、いろいろ施策を打ちまして、現在のところ、堆肥センターは順調に回っていると思いますので、ここで、元々サトウキビの事業で造られた堆肥センターでありますので、基準が牛糞になるとやはり、今後整備拡張しなきゃいけないと考えております。ですからそこも含めた上で、今検討しておりますので、恐らく畜産農家としてお声がかかったり、サトウキビ生産農家としてお声がかかったり、いろいろ担い手となると思いますので、そのときは率先して情報提供等をいただければなと思っております。

以上です。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

これだけ牛も増えていることですし、化学肥料も高騰しておりますので、こういった徳之島の中でできる堆肥がこれからすごい活用されていくことになると思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、堆肥の有効活用として、去年まではサトウキビの春植え堆肥還元事業なので堆肥センターの堆肥を農家さんの方に還元していましたが、春植え後のサトウキビ畑にはなかなか機械が入ることができなくて、手で撒くことしかできませんでした。その中で、機械化農業の中でうまく活用していくために、既存の農家さんが持っている化学肥料をまく機械で散布できるよう、堆肥をペレット化などを検討してもらえないでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、農家における堆肥散布の方法は、堆肥センターの所有するマニユアスプレッダーまたは袋詰め堆肥を利用した農家の手まきによるものがほとんどであります。堆肥をペレット化することにより農家の多くが所有するトラクター用のブロードキャスター等のように、また施肥機が活用でき汎用性が非常に広がると思います。またサトウキビ等における生育期等の追肥が可能になることから、積極的に検討していきたいと思っております。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

ぜひ力を入れてもらえたらありがたいと思います。

続きまして、昨日、福岡議員のほうからもありましたが、堆肥を使用した有機栽培なども力を入れて自然遺産、世界自然遺産登録もされて自然を愛する方が観光客としても多いと思いますので有機栽培で作った料理なのでおもてなしすることも、すてきなことじゃないかなと思います。

現在、みのり館のほうでは、有機栽培などの商品などはありますか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

内議員の質問にお答えします。

有機栽培の野菜や果物をみのり館で取り扱いしているかのお尋ねでしたが、現在、みのり館において有機栽培の野菜や果物を取り扱いはしておりません。

しかし前日、福岡議員の質問があったように、国の取組において2050年度までに有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するという目標を掲げています。今後、地域営業課みのり館と致しましても有機農業で栽培された農産物の利用を考えたいと思っているところではございますが、利用するとなると有機加工食品の日本農林規格や有機加工食品及び有機肥料についての生産工程管理者及び外国生産工程管理者の認証の技術的基準を満たさなければならぬために、現行上では加工は難しいというふうに考えています。その理由と致しましては、有機栽培で栽培された農産物は、そうでない農産物と完全に分けて加工しなければならないということを技術的基準によってうたわれているためであります。

今後、有機栽培で有機栽培された農産物を取り扱うには、現生産ラインの見直しや改修もしくは新しい工場の建設が私は望ましいというふうに考えております。

以上です。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

そういった形で、前向きにこれから多分有機栽培、有機農業などが発展していくと思いますので、ぜひ町のほうでも取り組んでいってほしいと思います。これをもちまして内博行の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

皆様、こんにちは。お疲れさまです。

本日5番目の質問者となります。町民の皆様方からたくさんの温かい御支援を賜り、再びこの場へ立たせていただくことができましたことに、心より感謝を申し上げます。これからもさ

らなる町政発展のために、浅学非才ではございますが、みんなが住みよいまちづくりのために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。それでは、議席番号5番竹山成浩が通告の3項目について質問いたします。町長はじめ担当課長の明快で前向きな答弁を期待します。よろしくお願い致します。

全国的にまだまだ終息へは程遠い感じがするコロナウイルスではございますが、ウイズコロナにおける地域経済の活性化を促進するために、今後どのような施策を講じていくべきか、まず本町の条例にもうたわれていますとおり、地産地消及び食育の推進に関する条例について、今までの成果とどのような今後の課題があるか伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

本町の農産物の主力であるサトウキビ、バレイショ、肉用牛は、コロナ禍で都市部においては消費が減退する中、価格においてはさほどの影響を受けることなく推移してきました。コロナ禍においては、地域の飲食業においても景気の回復が見られる、それとともに地元産の商材も消費が低迷することとなりました。こういった中、地産地消の推進については、これまでのような郷土料理講習会、研修会等を通じた普及等はコロナ禍では発揮できないことから、今後は地元食材を使った料理、レシピや商品開発など情報収集を行いネットを利用した普及拡大も検討したいと考えております。計画の状況については、御質問の中で答弁いたしたいと思しますので、よろしくお願い致します。

○5番（竹山成浩君）

現在のやっぱりコロナ禍においての状況で、なかなかそういうふうな形で、今後はまたネットを通じての島外に搬出という形もやはり考えていくべきではないかと思っております。やはりその農業の町、各議員さんたちが農業振興のためいろいろ御質問されてますので、本当にそれがやっぱり一番の地力をつけることは、農業されている皆様方のためを思っただけの質問がやっぱり出ていることだと思っております。まず条例の第11条にうたわれていますように、学校、保育所等、町の施設等においては給食がその他の食品の提供を行うときは、町内農産物を積極的に使用するよう努めるものとするがあります。実際に町の給食センターでのその地元食材の占める割合はどれくらいあるのか、その辺を確認できる範囲で教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町におきましては、島野菜部会というふうな部会がございまして、そちらのほうで給食センター等の自給の計画等対応しておりますので、その数字で給食センターの内容として申し上げますと、年間商材と致しましては2万1,768キロが計画されてございまして、その中で島野菜部会に発注があつて対応したのが3,565キロ、約商材の16.4%が島野菜として搬入されてお

ます。先ほどの食育計画の中の達成状況でありますけれども、まず食文化の継承度でありますけれども目標値が31.8%というふうな形で掲げてありますけれども、現状値と致しましては28.8%。現状値が28.8%のうち実績と致しましては42%まで上がってるということで実績が出ております。

また農林漁業体験者数の述べ人数と致しましては、当初計画しているときには現状値がゼロでありましたけれども、目標値を267名、実績で187名、目標値に対しては、マイナス30%というふうな傾向になっております。産地や生産者を意識して農林水産物食品を選ぶ方の割合がどのように変化したかということですね、現状値当初73.5%、目標値は75.5%でありましたけれども、実績が83.0%。7.5%アップしております。これは県等の事業で市町村が受け入れながら事業調査している実績であります。並びに食育計画に関しましては、令和4年度が最終年度になっておりまして、令和5年度へ向かって、現在新たな計画を作成する旨の体制づくりをやっております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

目標値より達成率が上がっているというのは、結構聞いて嬉しく思っているところですけど、様々な食材がその町内でも生産されていると思われまます。量をまた増やすとなると供給面が追いつかないといったことも、出てくるのが分かりますけど、ぜひ町内で生産された安心安全おいしい農水産物を食育の面からも重要だと思われまますので、今後もぜひ活用していただけるようお願いしたいと思います。それと先ほど課長もおっしゃったんですけども、今後こうやっていけば、それが地産地消につながるんじゃないかなと思われまますその目標というか、目指すものはありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

私個人の考えで申しますと、地産地消というふうな形に関しては、食材ばかりではないと思われまます。午前中に大沢議員の話が出ていたんですけども、牛糞バイオマス、そこら辺で出てくる地域資源に関して、地元で消費する、地元としてエネルギーとして活用する、これも一つの地産地消ではないかなと考えておりまして、そういった意味で言えば、家庭の生ごみの問題とかでそこら辺もみんな処理して、全部処理して、エネルギーに変えて、地元で消費して、それを電気に変える、また電気をこうやって使うというふうな形も将来的には向かう方向ではないかなと思われまます。ですから、地産地消等、まず私の所管する農林水産課にあつては、まず地元、以前先輩の方々もいらっしゃるんですけど、以前は自給野菜というふうな形でこうやって取り上げられておりました。その中には数十品目の野菜があります。まあ島野菜と呼ばれるようにいろんなものがありまして、それを、ある程度見いだして活用することも今後やってかなきゃいけないことではないかなと思われまますし、そういった島内での流通経路もし

っかりとこうやって見据えて、確立していかなきゃいけないのかなと思っておりまして、まあそれに向けて、今、人員をある程度こうやって考えながら課の中で体制を整えている最中でありまして。また何かいいようなアドバイスがあれば、お聞きしながら交えながら、こうやって、やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（竹山成浩君）

そこなんですよ、やっぱり農産物だけじゃなくて、やっぱり地域こう経済が回るような形で、大沢議員が先ほど質問されたような形で、堆肥をエネルギーに変えていくとか、そうして少しでもこうして島内で活性化できるような形がやっぱりそれが地産地消だと、食べることだけじゃなくてですね、こちらで製造した物、島内で製造した物を使っていただくというふうな形が一番の地産地消につながるんじゃないかなと思われまして。

次に地域営業課長にお伺います。みのり館から給食センターや保育所への食材の提供はあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

残念なことに、今提供は行っておりません。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

給食には、温食と副食って言うんですかね、副食という表現が合っているかどうかちょっと私は分からないんですけど、みのり館で実際作っているそのジェラートとか、そういう加工品も副食として考えられないかと思っております。それが毎日じゃなくてもいいと思うんですよ、昔自分なんかその給食のときに12月24日でしたかね、クリスマスのときに、あのショートケーキが配られてきた。今もあるのかちょっと分からないんですけど、そういう年に1回とかですね、まあ年に2回とかそういう形で、みのり館のそういった商品が子供たちのために提供されるというのもこれからは考えていけたらなあと思っております。またそれに関して、地産地消に向けて課長のほうも目標とかそういう課題があれば、またお知らせいただきたいと思っております。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

貴重な御意見ありがとうございます。また学校教育課、教育委員会とも連携しながら、みのり館の商品を学校給食もしくは保育園等で活用できる方法をみんなで考えていきたいと思っております。またその地産地消につきましても、これはあくまでも私の意見ですが、島内産の商品、農産物にしろ、何にしろ、町長が言ったように、地域振興券のような形でポイント制にして、それを購入することによってそのポイントを付与して、そのポイントが貯まったことによ

って、また何かに還元できるような、そういった仕組みをしてその島内の消費を回していくのも一つの地産地消につながるのかなというふうに私は、今思っているところであります。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

現在、様々な世界情勢の起因と思われませんが、原材料費の上昇を受けて国内の食品メーカーは、今年7月までに値上げをする予定の商品が約6,100品目、値上げ率にしたら平均11%に上るといわれております。年内には1万品目もありえるんじゃないかなと思われま。こうした海外の情勢を考えてみますと、地域で生産したものや製造したものを地域で食する、地域で作られた品物を地域で使うことが経済の循環につながり、また活性化されていくんではないかと認識しているところでございます。また、近年オンラインショップやオンラインショップなどで生活圏外でそうした購買機会も増えて、地域内での経済循環が困難になってきているのも現状だと思われま。ネットで購入する商品が町内のスーパーやお店また雑貨店とか洋服屋さんなどに、同じような商品があればの話ですがね、経済の活性化のためには少し高くても近所のスーパーで購入してもらって、そういった購入してもらえる仕組みづくりが購買意欲を高める仕組みづくりを構築できないかと考えから、地域で使える独自の地域通貨の発行は考えられないか、総務課長にお伺いしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

地域通貨とは、特定の地域における消費の促進と相互扶助を主な目的として当該地域内に限って流通し、人々の決済の手段などとして利用される通貨のことであり、地域経済の振興を図るというシステムをつくることと認識しております。この地域通貨は、特に厳格な定義を持つものではないために地域における商品券や各種ポイントなども地域通貨に含まれるようです。先ほど竹山議員がおっしゃってございましたことですが、昨今インターネットでの買物等が普及しております。一方でその利益は東京などの大都市や海外に流れていくという構図になり、地域にお金が落ちにくいシステムになりつつあります。そのような中、竹山議員から御提案のありましたこの地域通貨は、地域でお金を使い、そのお金が地域を循環し、お金の地産地消の仕組みをもたらすきっかけになり得ると考えま。単なるキャッシュレス決済としてはではなく、その地域通貨を使うことによるメリット、ポイントの付与や交換商品などを充実させる、また地域コミュニティの活性化に向けた活用も可能であると考えま。例えば利用者が地域の行事に参加、健康増進活動やボランティアなどのイベントでもポイントを入手することができ、たまったポイントは地域で買物などに使うことができるなどです。鹿児島県のほうにおいても幾つかの自治体で導入されているようでございますので、先行している市町村の状況等も調査し、研究した上で導入の必要性などについて関係課と協議してまいりたいと思ひま。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

総務課長が言われたとおりなんですよね、地域通貨って文字どおりその地域のみでの価値があるわけですけど、デジタル地域通貨に至っては、現在スマホの普及もあって、アプリによるQR決済も主流になっていますが、運用面のコスト、それから手数料等が発生するわけですよね、ですから差し当たっては地域振興券などの紙ベースを思案してみる必要があるんじゃないかなと考える次第です。

先ほど、地域営業課長もお話されたんですけど、そうしたポイントも地域振興券として生かしてやっていけたらいいのかなと、また本町では高齢者元気度アップ・ポイントなどに代表されるように、地域サロンに参加したり、ボランティアに参加されてポイントをためる、そのポイントをサービス利用券や商品券などに代替えることで地域のコミュニティにおける、そのコミュニケーションの活性化、総務課長もおっしゃったんですけどね、円滑化といった効果をもたらし、その地域経済のみならず、やっぱり地域社会全体を豊かにするという可能性も持ち得ていると認識しております。その運用管理には様々な課題も存在しますがウイズコロナにおける地域経済を促進するために、今後どのような施策を講じていくべきか高岡町長の見解もお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

以前よりも様々な質問に対しお答えしているんですが、コロナの地方創生の臨時交付金の使い方ですね。国は10万円の給付を行いました。そしてまたG o T oキャンペーンを行いました。この大きな違いは現金をやるのか、それとも、G o T oキャンペーンはやったことに対して支払われるお金です。そこで費用対効果を国のほうで出したときに、実際に地域の経済に与える影響が大きいのはG o T oキャンペーンであります。使わないと発行しないからですね。だけど現金となると貯蓄にまわる可能性がある。そのデータでは7割ぐらいが貯蓄に回っているのではないかなってということで、世界的に見ても貯蓄が世界でもナンバーワンの国になっているやに思います。よってインフレでありますとか地域経済がなかなか回っていけないということも言われております。そこで給料を上げなさいとかそういった施策に転じようというふうには、今しているわけですし、それでまた預金に対しての税をどうするかとかって議論がそういう理由だろうからというふうに思っております。そこで地域通貨と振興券についてなんですけど、今トータルでは、地域通貨イコール振興券ともいえるんですが、実際に原資はどこからかと。地域通貨、例えば1,000円払って通貨と交換をすれば、振興券となるとボランティア活動であったり、いろんな活動を通して働くことによって振興券がもらえる、それが地域振興券ともいえるわけです。だけど、地域通貨となると、カード決済と同じように通貨を買うため

に1,000円を払う、で1,000円払って1,000円、地元で使っても意味がないのでなかなか普及しないだろう、そこにはポイントが付かなければいけないと、そのポイントはじゃあ誰が払うかってなると、お店であったり、町がある程度1%、2%をお金を払うと。いわゆる、商工会が発行しているプレミアム商品券の小さいやつだろうと思います。今後は地元にお金を流すためにどうしたらいいかっていうことではありますが、まず振興券のほうから、子供たち、子育て世代であるとか、年配の方々であるとか、こういったボランティア活動に対して振興券を発行すると、そしてそこでは地域でしか使えない、いわゆるその商品券になります。それプラスその地域通貨っていう概念からいえばプレミアム商品券の枠を広げるとか、それとか本来なら私が1回話をした、担当に話をしたのは、P a y P a yという、P a y P a yで支払いをすると、カード決済ですね、そこにポイントが付けると。そのポイントは地域でしか使えないポイントになるというシステムがございませう。それをやってんのが、奄美市であったり、ほかの市町村がやっています。そこがなかなか市町村クラスになるとなかなかそこまで重い腰を企画する人材がいなくてということが今のデメリットないし我々の弱さであろうというふうに思います。そこで、今後はそういった世の中の大きな流れでありますから、しっかりと役場サイドでどうすれば地域にお金が落ちるかかっていうことを、真剣に考えるときがきてると思いますので、人材の育成ないしその意識の改革をしなければなかなか成功事例つけれないかなというふうに、今感じているところであります。

○5番（竹山成浩君）

町長ありがとうございます。

もちろん費用対効果っていうのは試算してくべきだと考えるところでございませう。地域の経済は町の元気につながります。やはりそうしたデジタル通貨とかいろんな面でやっぱりそのハードルは高いと思うんですね。まずは、プレミアム商品券、町長がおっしゃったように、商品券とか地域振興券で、いかにして地域に経済が潤っていくか、回っていくかというのをそういう仕組みづくりを考えていくのが、今必要じゃないかなと、私自身は思っているところでございませう。そうしたあの成功事例をアップしているところも自治体によってはありますので、参考にしていただいてぜひ将来的に仕組みづくりを研究していく必要があるんじゃないかなと考えるところでございませう。

余談になりますが、先ほど社会教育課長と少し雑談をしたところで、町民体育祭とか、今、町民体育祭一生懸命、課長は今年は必ず開催しようという気持ちで一生懸命頑張っておられます。その町民体育祭で一つ一つの競技で、金メダルを頂く、自分たちも、何回かもうたくさん金メダルいただいてきました。町長から首にかけてもらったりしたんですけど、その金メダルプラス副賞として、そうした振興券、商品券なりを渡していただけたら、またそういった考えもまた考えていく必要があるんじゃないかなということを先ほどちょっと雑談で話したところ

でございました。

次の質問に移りたいと思います。奄美大島、徳之島、沖縄島、北部及び西表島までが世界自然遺産登録となり関係区域にとって、またとないチャンスだと捉えているところでございます。これを一つのその地域の経済の循環の促進は急務ということで、質問を捉えていただきたいと思います。ウイズコロナの中で観光業を含めた産業の持続可能な稼ぐ力へ向けた取組について4月より本町に新しくおもてなし観光課が誕生致しましたので、担当課長の見解をまず伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

竹山議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光での持続可能な稼ぐ力ということで、まず考えないといけないことは、世界自然遺産登録地となった徳之島に来訪した観光客一人一人の消費を拡大させることが必要だと思います。そのためには、地域全体に循環させる仕組みを構築することによって、地域経済の活性化に結びつけることが重要だと考えます。この取組が観光での持続可能な稼ぐ力につながっていくのではないかと考えます。

○5番（竹山成浩君）

消費拡大、地域への流れを作るということですね。ありがとうございます。

私たちも北部振興と常々言っております。私と同じ母間の出身である課長の思いが非常によく伝わってきます。ありがとうございます。

そこで、先日、新聞紙上で拝見しましたが、奄美市において、世界自然遺産効果を地域振興に生かすことを目的とした世界自然遺産活用プラットフォームというのを設立して、遺産登録の効果を最大限引き出す方策などについての公民連携会議が開かれたとのことでした。行政だけではなく民間の方々とも一緒になって、遺産登録されてよかったと思えるような、地域全体で目指して行くことが今後必要だと考えるところでございますが、こうした取組は、今、本町ではあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

せんだって4月に自然保護協議会のほうで3町の町長が集まって世界自然遺産登録になったあとに、そういった島で集まる機会がないという意見が出ました。それで、この世界自然遺産プラットフォームということで、そういった3町をはじめ、関係機関等が集うプラットフォームを構築に向けて検討していこうという話が既に上がっています。

○5番（竹山成浩君）

先日、徳之島町青少年育成町民会議の総会があったということをお聞きしました。今年度から高校生の新委員が就任したとのこともお聞きしました。そうした若い世代の意見も取り入れ

て、今後、地域全体で新たな観光コースづくりも視野に入れながら、議論の場を幅広い世代の方たちで考えていく必要もあるんじゃないかと思うところでございます。

そして、課長もおっしゃいましたが、今後、またそういった委員会づくり、大沢議員も再生エネルギーに対する委員会組織づくりもやってもらいたいという話がありましたけど、こうした、今こそ世界自然遺産登録の効果を最大限に生かしていく稼ぐ力を議論していくべきだと考えるところでございます。

鹿児島県も県内の観光促進緊急対策事業として観光関連産業の稼ぐ力へ向けて、独自の鹿児島G o T oトラベル推進事業に126億円ほどでしたか、県全体にそういった波及効果が表れるような施策も行ってきました。そうした起爆剤になるような新しいアイデアをみんなで考えていっていただきたいと考えるところであります。

また、この6月から入国者上限が1日当たり約1万人から2万人に拡大されたようですので、今後、外国人観光客の受入れも一部再開されると聞きます。今後はそうしたインバウンドを含めた交流人口も期待できることだと思われまます。そうしたところで、また、今年、沖縄県が日本復帰50周年を迎え、来年、奄美群島は復帰70周年を迎えることとなります。これを契機に、沖縄向け路線の交流割引の拡充、輸送コスト支援の拡充を提言していく必要もあるかと思われまます。そうした稼ぐ力の向上には南3島を含めた沖縄との交流事業も書くことはできないと認識するところでございます。

現在も、交流割引等の支援があるようですが、さらに充実した割引率の拡充へ提言はできないか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○企画課長（吉田 忍君）

竹山議員の御質問についてお答えいたします。

島の地域社会の活性化を図るためにも、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保、また、輸送コスト等の対応につきましては重要な課題であります。

先ほど、これまでの奄美・沖縄連携の交流促進事業といたしましては、奄美群島、徳之島で言えば、徳之島から永良部までを奄美群島振興交付金、永良部沖縄間を沖振交付金のほうを連携して行っておりまして、これまでは、奄美那覇間は割引率が約25%の割引となっております。

企画課におきましては、11月頃に全国離島振興協議会が国へ要望活動を行う中に盛り込んでいただくために、交通手段等につきましては、首都圏からの県内離島へのアクセスの利便性の向上及び航空運賃の低廉化に加え、奄美群島における課題の1つでもあります群島周遊と沖縄との連携強化について、観光の振興及び交流促進のためにも、島民を対象とした既存の運賃の低廉化、事業についての拡充、利便性の向上について要望するといった内容のものを奄美群島共通の課題として、昨日、県離島振興協議会へ提出しております。

今後もしろいろな形で奄美群島における、そしてまた、沖縄との連携強化が図れる方向性に

向けて、国のほうへ要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

課長、ありがとうございます。

以前、沖縄との交流事業において、植木議員の質問に対して、当時、企画課長であって現総務課長の答弁もありましたように、子供たちも含めた交流事業も盛んにおこなわれているようですので、このような事業も継続して充実した交流ができますように、来年度で期限切れを迎える奄振法ですが、奄美の独自性を生かした方向性をまとめて再延長を勝ち取り、沖振法と連携しながら離島間割引の沖縄向け路線への拡充、輸送コスト支援の拡充を奄美群島全体で押し上げていただきたいと思います。

高岡町長、鹿児島県町村会会長の立場からの見解もお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

離島振興法または過疎法等々で、鹿児島県の町村等々での意見交換の中でも、鹿児島県は離島を有する、抱えるではなくて有するという言葉を使うように、今、提案をしているところがあります。そして、また、沖縄県も多くの離島を有しております。このウクライナ問題によって、沖縄県と鹿児島県がいかに離島を有して国防上重要な位置を占めるかということから、沖縄と鹿児島県の交流人口をさらに深めようと、なおかつ離島における振興策を沖縄並みの補助率ないし内容に近づけるための努力をしようということ、今、団結をしているところであります。

そして、また、今後の沖縄との交流については、人的な交流のみならず、農産物等の提供、また、沖縄には、大島もそうですが相当な観光客がいるということで、地元の特産、農産物では足りない状況も考えられます。よって、そこを奄美の農家の皆さんが沖縄への不足分の農産物を、有機農業であるとか、そういったものを提供する時代が来るのではないかと期待をしております。

そこで、有機農業について、福岡議員からもお話がございましたが、私が提案しているのは、有機栽培の技術をどこで学ぶか。やはり、高温多湿である奄美の群島のより近い気候の沖縄での有機農業というものが私はあるように聞いておりますし、以前、その社長さんともお話をしたことがございます。そこはパイナップルを作っていたんじゃないかと思うんですが、その有機栽培の技術とかを、技術提携も含めて、勉強会も含めて、沖縄との交流を進めるべきだというふう考えております。

その中で、奄振法で沖縄との交流というものを文言に加えるように、国交省からもアドバイスをいただいております。そして、また、沖縄との連携を深めるためにも、我々が沖縄県に行って県知事ともお会いして、兄弟島、奄美群島との交流を深めるよう要望していくということで、今は意見が一致をして日程を調整しようということになっております。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ頑張ってやっていただけたらと思っております。具体的なお話をいただきました。ありがとうございます。

次、1項目め、最後の質問です。

地域振興券や商品券を活用して新しく小学校へ入学する新1年生に対して入学祝金を支給できないか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

竹山議員の質問にお答えいたします。

新入学への入学祝金につきましては、補助金やその他の祝金もありますので、総務課財政と協議して検討したいとも思いますが、協議するに当たりまして、先ほど町長が申しましたポイント制による地域振興券の活用や、令和2年度にGIGAスクール構想で、国の予算で1人1台端末として配付されましたパソコンがございます。今後も学習道具として必要となりますので、パソコンなどを新入学の祝いとしてできないかなどを協議したいと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

群内の他町においては、小中高と入学祝金を支給している町もあるようです。もちろん現金ではなくて、地域振興券とか、商品券を介してのことだと伺っております。それは、地域への経済の循環を考えてのことなんです。ですから、それが子供たちにとって教育振興のために使われる素晴らしいことだと自分は思っております。

今、課長がおっしゃったように、タブレットとか、パソコンも、今後、毎年、パソコンは更新が必要になってきますので、新しいタブレットとか、パソコンを1年生に与えていったら、これからの教育の面に関しても非常につながっていくんじゃないかと思われま。ですから、入学祝金じゃなくて、名目は変わるんですけど、そうした子供たちに対しての何か1つできたらと考えるところでございます。

町長のお考えもあれば、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

しっかりと学校教育課、教育委員会と話をし、子供たちのためになるのには何がいいかということを中心に施策を打っていきたいというふうに思いますし、今後、GIGAスクール等々につきましては、今は1人1台の国が補助金を出しましたが、今後の補修や新たな更新については、まだ示されておらず、恐らく市町村が負担をせざるを得ないのではないかとというふうに危惧しているところでもありますので、今後、1年1年、教育委員会のほうからもそういった案が出てきたときに、どの方法を取るかということについては、どちらか協議して決めていきたいというふうに思います。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ、教育振興について、本町は全面的に打ち出しておりますので、子供たちのために、前向きに御検討をいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、2項目めの質問です。

皆様方のお手元に写真を配付させていただきました。海岸漂着物の収集、撤去作業には、町のシルバーセンターへ委託して、会員の皆様が一生懸命取り組んでいただいていることに感謝を申し上げるところでございます。私も、毎月第3日曜日のボランティア清掃作業を含めて、7月の海の日清掃とか、ボランティアに参加をさせていただいておりますが、この写真を見てのとおり、明らかに外国製のジュースやお茶のペットボトルがたくさん流れついてきております。

私の住む母間の海岸にももちろんですが、特に金見や手々海岸においては、大量の、範囲が広いためか、数多く見られます。こうした光景は景観も損ね、また、今後、訪れる観光客の皆様も現実を目の当たりにすると非常に残念に思われると懸念されます。

このような漂着ごみを分類をして国籍等を割り出し、県や国へ提言はできないものか、担当課長に伺いたいと思います。まず、そうしたことを今までやったことがあるのか、伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

海岸に漂着するごみは、主にプラスチック製品、ペットボトルや流木などの自然物、漁業系プラスチック製品の3つに分類されます。特にプラスチック製品の割合が多くを占め、外国からの漂着ごみも確認されております。

シルバー人材センターに確認したところ、海岸漂着ごみの国籍別集計はなされていないということでした。国籍別集計して県や国への提言はできないかについては、今後、関係機関で協議していきたいと考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

今までは、そういった分類とか、国籍で判別するとか、そういったことはしていないということですね。やはり、これをそのままにしておいたら、今後も大量の漂着物、ペットボトルはまた流れ着いてくると思うんです。

課長も御覧になったことがあるかと思いますが、大潮のときとか、台風後とかに特に目立ちます。今、遺産登録となって、今後、海の環境保全は非常に大事なことだと考えるところでございます。今後、そうしたことを国や県へ強く要望はできますか、できませんか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えいたします。

県や国への要望ですが、関係機関と協議して検討していきたいと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

協議した上で、やはり訴えていくべきじゃないかと考えるところでございます。

それでは、最後の質問になります。

本町全世帯に無償提供されて、AM、FMラジオも聞くことができ、持ち運びもできることで、非常に便利で重宝されております防災ラジオですが、母間地区を含む一部地域で町の放送が入らないという、聞き取りづらいという家庭があるということをお聞きしました。この前、区長さんともちょっとお話したんですけど、今後の対応をどうするのか、ちょっと伺いたいです。よろしくお願ひします。

○総務課長（村上和代君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

防災ラジオにつきましては、令和3年度防災関連施設整備事業で、防災ラジオ型の個別受信機に切り替えをしております。現在、各家庭への配付はほぼ終了し、先日から希望される事業への配付をしているところでございます。

通常のAM、FMラジオも使用可能で、町民の皆様からは大変好評をいただいている反面、下久志、母間地区の一部地域において受信不能な場所があり、大変御迷惑をおかけいたしておりますことをおわび申し上げます。

現在、手々と井之川岳の2局、送信局を整備し、防災無線の電波を送信しておりますが、先ほど申し上げましたように、母間地区と下久志地区が電波の受信レベルが弱いといった報告を受けております。今後、この2地区の電波をカバーするため、母間の本崎周辺に送信局を1局追加する予定でございます。

予算につきましては、今回の補正予算に必要となる経費を計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

課長、ありがとうございます。

そうした送信局、中継局、それを建てることによってそうしたことが解消されるわけですね。でしたら、ぜひ、そういうふうな形でよろしくお願ひしたいと思います。

町民の皆様生命、財産を守る上で、非常に大事なことでありますので、今後、大雨や台風時期ともなりますので、重要な役割を發揮します。早めの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

14時50分から再開します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

今日一番最後ですけど、テレビ等を見ましたら、毎日、ロシアのウクライナ侵攻、本当に悲惨な状況が毎日テレビで出ています。ロシアのウクライナ侵攻が早期に集結することを祈りまして、8番勇元勝雄が5項目について質問いたします。

この間、家のほうで書類を整理したときに、こうして元議員の町田喜男さんの新聞報道が出てきました。

町長も悪いが議会はもっと悪い。5日の徳之島町議会の本会議では、一般質問後の町田喜男議員が再び登壇。今月30日投開票の時期開戦に挑まず勇退するに当たって、異例の挨拶となっていました。高岡町長の行政運営など、政治姿勢を批判するとともに、それを監視すべき議会議員の立場から痛烈な自責の念を表明した。最後の一般質問を締めくくった直後の本会議中、大沢議長の許可を得て再び登壇。挨拶、一部、議場のインターネット中継も継続された。町議員は、町長擁護派と申された1人だが、最後の4年間は、米軍基地問題や土地問題などいろいろあった。高岡町長には事業するがための議会への丁寧な説明、リサーチが足りなかったと冒頭で指摘。派閥の領袖的な仲間や数々の疑念追求し続けてきた同僚議員を啞然とさせた。そういう文章です。

指摘は、議会に示された当初案がぷつぷつと消えて、居酒屋になったアンテナショップ、土地利用計画が二転三転の末の植物工場、開発商品が4月からどうなるか分からず、指定管理者も手を挙げない加工センターみのり館、どのような管理委託になっているか分からない植物工場といった疑念や矛盾を列挙して批判した。その上で、町長も悪いが議会はもっと悪い。議案に最後に反論するのは我々議会だったと、そして、議会基本条例が制定できなかったのは非常に残念だ。次の選挙には、現在16の定数を訴権する必要がある、外部の論議に委ねられるべきだ。お友だちでお互いを傷口をなめ合っていては進歩がないと、きっぱり前の町議員のこういう言葉が新聞報道に出ています。

我々議会は何をするべきか。町政をチェックするのが第一の仕事だと思います。そういう点

を踏まえ、この4年間、町民の付託を受けた私たち議員は、町民目線の政治を目指さなければ町民への恩返しはできないと思っています。私は、今後の4年間、町民目線の政治を目指し、町民の生命、財産、幸福を願うような町会議員として一生懸命やっていかなければ、議会人としての務めはできないと思っています。

そういう思いを込めて、1番目に32回目の質問ではございますが、町長は、毎回の答弁で、保険税の上がる政策はやらないと答弁していますが、子ども医療費無料にすることによって、小学校入学前、小学校卒業、中学校卒業、高校卒業までの区分でどれぐらいの保険税が上がるか試算をしてあると思いますので、その金額をお伺いいたします。

○健康増進課長（田畑和也君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

子ども医療費無料化により、一概に保険料が幾ら上がるかということはないと思われるもの、平成30年度の制度改正により、国保の運営主体が県に移行したことにより、医療費を支払うための財源の一部として、各市町村により国保事業費納付金を納めることとなりました。国保事業納付金の算定には、医療費が関わっておりますので、医療費の増加は納付金の増加につながり、結果的には、保険税を上げざるを得ない状況になるのではないかと考えています。しかし、どのくらい上げるかという数字をお示しすることは難しいです。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

保険税が上がる試算は難しいと言いましたけど、現在の状況でどれぐらい上がるかというのは試算ができると思うんです。ほかの市町村を見ても、恐らく町民が困るような額の保険税が上がるとは私は到底考えられません。

日本全国を見ても、6割以上の市町村が医療費の無料化を実施しています。鹿児島県下では、徳之島町だけが医療費の助成をしておりません。この間、テレビを見ていたら、たまたまそういう問題が出て、東京都は来年から非課税世帯は高校生まで医療費の無料化を実施するという報道もありました。そして、奈良県のある市では、政策として医療費を無料にしたおかげで人口が増えたという市もあるという、テレビで報道をされてきました。

この間、給食費の無料化を、伊仙町、天城町がやって、県下でも、大島郡下でも5町、大和、宇検村、喜界、給食費を無料にしています。その記事の中で、町長は、財源がないからできないというようなコメントがありましたけど、財源は探さなければいけないんです。今度の補正予算でも、税務課と収納対策課を合併することによって、相当な金額が浮いています。ほかの市町村に財源があつて徳之島町にないということは絶対はないと思うんです。

ふるさと納税も4億円、5億円、少なくなつて、4億円、5億円のふるさと納税があります。特別交付税の中にも、社会保障分として何千万円かのお金があります。奄美市は、ふるさと納

税と社会資本の特別交付税の中の金を使って、高校まで医療費を無料化にしています。ほかの小さい市町村でもできているんだから、財源がないんじゃないです。ただ、やる気がない。私はそういうふうを取っています。

現在、課長席に座っている人たちの中にも、自分たちの子、孫がいるわけです。うちの孫でも、鹿児島から帰ってきたら、鹿児島市の場合は3歳まで無料なんですけど、何で病院に行ってお金を払わなければいけないと、そういう話もするんです。人口対策じゃないんです。いかにして子供を育てるか。町長が言うようにポイントをあげるのもいいでしょう。そういう話じゃないと思うんです。

そういう点を考えて、私は早急に子ども医療費を、段階的でもいいんです。小学校に入るまでとか、小学校卒業までとか、中学校卒業までとか、奄美市の場合も、そういう段階を踏んで全部やっています。喜界町なんかも、子ども医療費無料。今まで喜界町は、高校卒業まで3,000円の自己負担がありましたけど、給食費の無料、ほかの市町村ができて何で徳之島ができないんですか。財源というのを探るのが町長の役目であって、財源がないからできない。それじゃ、町長としての務めができないと思うんです。

町長も手を挙げて待っていますけど。どうぞ。

○町長（高岡秀規君）

私がいつ、財源がないからできないという答弁をしたんでしょうか。

○8番（勇元勝雄君）

答弁じゃなくて、これは給食費の件なんですけど。

○町長（高岡秀規君）

僕がですか。答弁。

○8番（勇元勝雄君）

答弁じゃなくて、コメントとさっき言いましたよ。

徳之島町は、無償化にするような財源確保が難しく、現時点では、近隣自治体と足並みをそろえて給食費の、これは給食費の話ってさっき言いました。実施する予定はない、無償化に代わる新たな子育て世代支援策を検討したいと。

だから、こういうのを、財源を、ほかの市町村は全部探してきて、こういう子育て支援を実施しているわけです。子育て支援をしたからといって人口が増えるということは絶対にないです。離島の場合は。都会ではあるかも分かりません。

この間の新聞でも書いていました。人口の減少率。徳之島3町でも、一番減少率が高いのは徳之島町。そして、天城町、伊仙町。この間、天城町の町長とちょっと話すことがあって、保育料の無料化は、保育所に入っていない方は不公平になるんじゃないかという話をしたら、保育所に入っていない方にも月に幾らかの支援をしている。本当に天城町は、生まれる前から全

部、そういう子育て支援を一生懸命やっています。こういうことを考えてやるのが、私は町長の役目だと思うんです。

保険税が上がる政策はやりたくない。では、保険税が幾らぐらい上がる可能性があるかという話をしたら、そういう試算はできない。現在の状況でどれぐらいの保険税が上がるかというのは、上がるという可能性があるという話でしたら試算ができるんじゃないですか。これは、健康増進課の課長が調べて試算をするべきであって、試算も何もしないで県がするからどうのこうのじゃないんです。

町長は、本当に保険税が上がるからできないということ、まだ考えているでしょうか。お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

私が以前答えた答弁というものは、忘れないでいただきたいというふうに思いますが、今、県が事業主体となっていく前、町が一般会計から繰入れをしておりました。その額から試算をして、1か月当たり1万円ぐらいは保険税を上げないと黒字化にならないのではないかという答弁を随分前にしたような気がいたします。今現在、県が事業主体となっておりますが、今は、国のほうで激変緩和措置で、恐らく来年度ぐらいまでは国がある程度補助をして、県が一般会計の繰入れは非常に少なくて済んでいるか、あるいは一般会計からの繰入れはないような気がいたします。

それで、今、町はそれでも一般会計から繰入れはしていませんが、基金もそろそろ底をつくというふうに聞いております。今後、保険税が一律化になる時代がくるだろうと。なおかつ、国がその補助金をなくした場合、相当な県の一般会計からの繰入れが出るものだと私は想像をしております。

よって、県が事業主体となっている以上、県と国の方針にしたがいながら、今、保険の医療費分、サービスは行っております。今後も、医療費につきましては、県、国の政策によって、給食費もさることながら、国の政策によって行うべき事業であろうというふうに思いますし、そして、また、地域に住んでいる方たちへの成長を見守る、子供たちの純粋な成長を願っての政策は町のほうでやりたいというふうに考えておりますし、希薄になっている親子関係であったり、子供たちの教育の格差をなくすための政策はしっかりと町のほうで実現をしていきたいというふうに思っております。

○8番（勇元勝雄君）

今、町長が、基金が大分少なくなっているという話ですけど、現在、国保の基金は幾らぐらいあるんですか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

令和4年3月31日現在で1,680万円です。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

過去5年間分ぐらいの数字は分かりますか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

平成29年度5,200万円、平成30年度5,900万円、令和元年度3,300万円、令和2年度1,680万円、令和3年度1,680万円。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そんなに減っていないんです。もともと基金は少ないわけですから。本当に町長がやる気があったらできるはずなんです。

町長が先ほど1万円ほど上がるとか言っていましたけど、1万円も上がるわけじゃないじゃないですか。その1万円上がった場合、町の保険税はどのぐらいの増収になるか分かりますか。

○町長（高岡秀規君）

今は県の主体だからこれだけの一般会計からの繰入れがないんです。だから、医療費については、ほとんど差がないと思っています。

その医療費で逆算をしますと、県の主体じゃないとき、町が主体のときは、一般会計から約9,000万円、1億円は繰入れをしていたと思います。今、それが、県が主体なので、国からの補助金もあるので、それが緩和されているということでもあります。そして、もし、徳之島町だけで、県の繰入額をなくした場合、本当の国保の会計の維持をする保険税を算出した場合は、恐らく、私は以前の試算ではありますが、相当な額が上がると。月に1万円ぐらいは上がったというふうに記憶しております。

○8番（勇元勝雄君）

徳之島町だけが上がるんじゃないですよ。日本全国の市町村が上がるわけです。徳之島町は子ども医療費を無料にしていないから上げる率を下げるとか、そういうことは恐らくできないと思うんです。

毎回、町長の答弁を聞いていたら、いかにしてやらないか、そういうふうにはしか私は取れないんです。

副町長、どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

毎回答弁しているとおりであります。

○町長（高岡秀規君）

やりたくない、やらないんじゃないです。やるべきでないと思っているです。それは、県が事業主体であり、そして、保険税はそれぞれの市町村が上がるとは思いますが、県が主体であり、そして、また、一元化する保険税であれば、同じ医療サービスでないといけないと私は思っているんです。だから、県のほうには、各市町村ばらつきのある医療サービスを一元化してください。そうしないと、将来、一元化の保険税は算出できないですという要望をしているところでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

やりたくないということはおかしいんじゃないですか。

○町長（高岡秀規君）

やるべきでない。

○8番（勇元勝雄君）

やるべきではないということは、一元化したからといって、そんなに、べらぼうに上がるということは絶対はないと思うんです。べらぼうに上がったら、それだけの負担を各市町村が、日本全国の市町村が負担できるわけないです。そういうときのために、市町村会長、国会に向けての都道府県の会長ですよ。そういうことを国がやるわけではないんです。

日本全国でも60%以上、鹿児島県内でもやっていないのは徳之島町だけ。子ども医療費は通り越して、今、給食をいかにして無料にするかという時代に入ってきているわけです。県の本土でも給食の無料化、何市町村かはやっているわけです。1億何千万円かのお金をかけてやっている市町村もあります。市もあります。

そういう点を踏まえ、町長は子ども医療費無料化は、これからもやらないということでしょうか。お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

先ほど、質問の中に、病気になったお子さんがいて、何でお金を払わないといけないのかという話が出たという、間違いはないですね。その考え方が正しいかどうかです。だから、無料化って怖いって私は思っています。そして、今後は、無料化をしたくないんじゃないんです。国や県が事業主体ですから、してくださいなんです。そして、我々市町村の役割は、子供たちがいかに精神的に、そして、学力的にも生きる力を身につけるかについては、町がしっかりと責任を持ってやりますと。しかしながら、義務教育の給食費であったり、医療費については、県が主体であれば、県のほうで何とか見ていただきたいと。してくださいなんです。

そこは誤解のないようにしていただきたいというふうに思いますし、県の役割と市町村の役割をしっかりと私なりに考えた上での政策だということです。

○8番（勇元勝雄君）

これは、本質的には国の責任なんです。だけど、国がやってくれないから各市町村がやって

いる、そういう話なんです。町長の答弁は言語明瞭、私は意味不明だという感じでいつも受け取っています。これからもこういう質問は続けていきたいと思っています。

2番目の町政について。

現在、毎年職員の数を増やしています。現在、恐らく去年の採用試験を受かった人を入れたら200名を超すと思うんです。そして、その上、再雇用の人が何十名かいます。このように、毎年職員を増やして、将来的に財政は持つものでしょうか。総務課長にお伺いします。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

職員の採用につきましては、退職者数や各課の業務内容等を考慮しながら、必要な人員の採用を行っております。

将来、町の財政は持つのかという御質問ですが、ここ何年かの経常収支比率、将来負担比率も安定しており、現時点では心配ないかと思われませんが、人口減少や少子高齢化、生活様式、環境等が急速に変化しておりますので、今後も経常経費の削減を進めながら、事務のスリム化や職員の能力向上に努めてまいります。

○副町長（幸野善治君）

今、総務課長が概略は答弁したとおりですが、私のほうから補足をしておきたいと思っています。

現在、国の方針としては、働き方改革で、同一労働、同一賃金ということで、職員や会計年度任用職員にも代休や年休、そして、特休を与えなさいという指導や通達が毎回来ております。職員の産休、育児休に伴う欠員補充も考慮しなくてははいけません。その補充を各担当課で調整し、今、業務をこなしているのが現状であります。業務の量によっては、メンタル面で職員が病気になるということが増えてきております。そのため、休職から退職された職員もいるのが現状であります。

また、勇元議員や私たちがおった20年前と仕事の量を比べると、国や県の補助事業を導入した事業、あとで別紙参照していただきますが、そういった事業が多くなったことと、ふるさと納税活用関連の事業も多くなりました。また、2年半前、3年前からのコロナ対策関連事業で、関係各課は今も大忙しであります。

議員は、職員の数を増やすことによって人件費の財政圧迫はないかという心配をされていると思います。現在、本町の職員の給与体系をラスパイレス指数から比較して見ますと、県下43市町村の中で、給与体系、給与水準、下から3番目、40番目にランクされております。それから考えると、給与は低い給料をもらっているわけですから、必要な部署に必要な職員の配置はこれからも必要と考えております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

今、副町長が休職とかいろいろ言っていましたが、休職者は、今、何名いるんですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

休職者は、ただいま1名でございます。

○8番（勇元勝雄君）

副町長の答弁では、もっと数が多いかと思ったんですが。

○副町長（幸野善治君）

今、1年間で辞めた職員が2名、結婚等で辞めた職員が2名、病気で辞めた職員が1名、メンタル関係の病気で辞めた職員が1名、あとは、勉強のため出向に9名行っております。

○8番（勇元勝雄君）

これはこの1年間で辞めた数字ではないですよ。百九十何名というのは予算上にでていますよね。これは現在いる数字なんですよ。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

早期退職者4名は、今年の3月に辞められました。

○8番（勇元勝雄君）

現在の人数は何名ですか。

○総務課長（村上和代君）

現在の職員の人数は181名でございます。

○8番（勇元勝雄君）

予算書を見たら192名となっています。それはどういう数字なのでしょう。

○総務課長（村上和代君）

予算書の数字は、当初予算は12月のほうで計上いたします。また、その中には再任用の人数も含まれておりますので、毎回、御説明いたしておると思いますが、ここの数字と、現時点での職員の数と予算書の数は違ってきます。

○8番（勇元勝雄君）

副町長が事業量が増えたとか言っていますが、私たちがいる時代は、パソコンもない、何もない。現在はパソコンが入って全部コンピューターです。

今、人件費の予算に占める割合は何%でしょうか。

○総務課長（村上和代君）

すみません。後ほど調べて回答いたします。

○8番（勇元勝雄君）

この質問が出たら、これぐらいは調べておかないといけないと思うんです。財政を持つとい

うのは。

町の職員は何名ぐらいが適正と考えているでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

令和4年度職員数は181名となっていますが、職員の育児休業等に伴う欠員補充や新型コロナウイルス感染拡大に伴う関連業務の増加、専門的な資格を持った人材の不足による現職員の業務量増加など課題が山積しておりますので、必要に応じた職員採用、配置を検討していきたいと考えております。今後は、定年年齢の段階的な引き上げなどを踏まえ、人件費や新規採用の抑制を検討していかなければならないと考えております。

現在、職員採用計画、定員管理計画におきましては、183名ということで推移しております。

○8番（勇元勝雄君）

これからは、人口は減る、恐らく地方交付税も減らさざるを得ないような状態になってくると思うんです。それに備えて、町のほうでも行財政改革をしなければ、一番、負担がくるのは町民なんです。人件費に予算が食われて、町民サービスができないような状態になると思うんです。そういう点も踏まえ、今後はもっと行財政改革を一生懸命やらないといけないと思うんです。

前も公用車の集中管理とか、そういうのを提言していますけど、そういう点もまじめに考えてやらなければ、その場の答弁で今までの総務課長は逃げています。公用車、いつ見ても車がそこに並んでいます。使わない車は、町の車だから税金はかからないと思うんだけど、置いといたら古くもなるし、そういう点を踏まえ、いろいろ行財政改革をしなければ、現在のような状態では非常に厳しい状態になると思うんです。

3番目の役場職員は世襲制じゃないかという話もよく出てくるんです。それに対して、町長はどのように考えるか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

その世襲制というのは、どういった意味でしょうか。

○8番（勇元勝雄君）

親が役場におったら子供も入れるという、そういううわさなんです。

○町長（高岡秀規君）

それは無試験でということでしょうか。自動的に入るということですか。自動的に職員になるということですか。

○8番（勇元勝雄君）

試験を受けて入っていると思いますけど。

○町長（高岡秀規君）

試験を受けて入っているということですので、世襲制ではないです。

○8番（勇元勝雄君）

そういう話が出るという話なんです。試験を受けている、受けていないじゃなくて、役場職員の子供は役場に入っている、そういうのが多いから、そういううわさが出ているんです。話が聞けるんです。

実際、試験を受けて入っている若者たちが非常にかわいそうだと思うんです。そういううわさが出る事態がかわいそうな時代だと思うんです。だから、そういううわさが出ないように。試験はまともにやっていると思いますので、出ないような状態に持っていけたらと思うんですけど、それは試験で通っているからしょうがないと思うんです。

○町長（高岡秀規君）

最初、僕が町長になってすぐ、変な慣習があったように思います。自分の子供が入れば親は途中ででも辞める、ほかの町村でそういったのがあったように、そういうのは、僕はあつてはならないと思うんです。親が一生懸命役場の仕事をしてきた。その親の背中を見て、自分も役場に入りたいというのは、当然、僕はすばらしいことだと、私は思っています。そして、どんなビジネスでも、親のあとを継ぎたい、そう思うのが、私はすばらしいことだと思っていますし、親のあとを継ぎたい、その心こそが、私は島にとってUターンにつながる施策なるというふうに思っていますので、そこら辺の誤解はあつてはならないんですが、しっかりとした試験を受けて、正式に入ってきているということで御理解いただきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

職員採用の一次試験、学科です。二次試験があつて、面接があつて、試験官は何名で、名前が出せるんだったら名前、民間からも入っているか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

職員採用試験の二次試験は、面接を行っております。試験官は、町長、副町長、教育長、総務課長の4名です。民間人の試験官は入っておりません。

○8番（勇元勝雄君）

いろいろ疑惑を持たれないためにも、私は試験官の中に民間人を入れるべきだと思いますけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

ある町村では精神的な専門家、精神科医とか、そういった専門家を入れるケースはありますが、やはり役場の職員ですので、我々が責任を持って採用し、責任を持って育てないといけないということから、今の状況でベストかというふうに思っておりますし、もし仮に民間人ということであれば、精神的な弱さとか、そういった本当に役場の職員として適正なのか、適正で

ないかという判断は、専門家の意見を聞く市町村もございますので、さらに、また、役場職員の採用については、幅広い範囲で検討していきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

民間人を入れると、いろいろ町民から疑惑を持たれないわけです。そういう点を踏まえて、今後は絶対に民間人を入れるべきだと私は思います。そのように対処してもらいたいと思います。

現在、役場の役職で、課長補佐、係長は何名ずつでしょうか。お伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

役職につきましては、課長補佐29名、係長21名となっております。

○8番（勇元勝雄君）

50名ですか。百八十何名の大体3分の1ぐらいです。

役場、役職がついて、課長、係長になったら1号アップ、課長補佐になって1号アップ。私が役場におったときは、ほとんど40代の後半から50代に入るぐらいで係長、課長補佐という、ある程度、年数を経てなっていたと思うんです。役職をつけるのもいいと思うんですけど、役職をつけた場合、給料が1号アップです。そういう点も踏まえ、民間的な発想で、役職をつけるのはいいですが、そういう点も踏まえ、ある程度、将来の財政を考えるべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

その責任あるポジションというものは、私は人を育てるということもあろうかというふうに思います。そして、また、ちょうど行財政改革を極端に進めた結果、年代層に非常に偏りがあるということでありまして、今、若い人たちが少なくなっていたのは現実であります。

今後、役職については、行財政改革の中で役職をどうするかではなくて、本来、組織というものの在り方、組織がうまく稼働するため、そして、また、若い人たちを育てる環境をどうやって作るかというところから役職をどうするかというポジションを作るべきだろうというふうに思いますし、役場職員の中には、ポジションを与えられることによってモチベーションがさらにアップする等々もございますので、行財政改革の中で、役職ではなくて、組織の在り方としての管理職、役職の在り方、数については決めていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

責任感のある人間だったら、役職を与えたら仕事ができるとか、そういうことじゃないと思うんです。

今、町長は、県、郡の町村会長していることによって町政への影響はないのか。前、大和村の村長が県の町村会長をやっているとき、最後の新聞のコメントで、そういう役職を持ってい

たら、村の仕事がやりにくいというようなニュアンスのコメントをしていましたけど、町長はどのように考えているでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

今の勇元議員の一般質問を総務課長と私もいろいろ精査したんですが、町村会の勉強も少しいたしました。

今、高岡町長は、今年の2月に2期目に入っております。鹿児島県町村会長の職の2期目に入りました。会長職に推選される町村長というのは、大体3期以上した人が任についている人が多く、大島郡はもちろん、県下43市町村ありますが、23町村を代表して、国や全国町村会、県、そして、各民間団体の要望活動等が主な業務となっております。

町村会長をすることによるメリットは、国や県の各種情報が他の市町村よりもいち早く伝わり、国とのパイプが太くなるということでもあります。つまり、政治力がつくということでもあります。政治力は、1期や2期ではなかなか、皆さん御承知のとおり、国会議員にしても、県議にしてもつくものではありません。4期、5期、6期と長年のキャリアを務めた方が会長職を務めることで、大きな政治力がつくのではないのでしょうか。その政治力によって、予算獲得やら、大きな事業の導入をするきっかけになるものと思っています。

一方、私たちが心配しているのは、ずっと町長がいないと、地元の政治がおろそかになるのではないかと懸念される町民もおることは確かであります。しかし、今、課長の皆さんが大変職務をこなし、勉強をして、何かあった場合には、教育長、総務課長、関係課長で課長会議を開催し、町長との電話での頻繁な連絡、連携を密にして、報告、連絡、相談を怠ることなく、今、様々な問題に当たっております。今は何の心配はないと私は思っております。

○町長（高岡秀規君）

私の感じていることを少し申し上げます。

支障はあるか、ないかということなんですが、支障はあります。あるんだけど、解決できる支障であるということです。

今、副町長、そして、また、課長がしっかりと情報の共有、そして、私がいけない分の判断というものは、必ず情報の共有をしながら判断をしますので、私が思っている支障は解決できる支障であるというふうに考えています。

そして、また、今後はメール等々でも、どこでも仕事ができる時代ではあります。今後、少し支障があるとしたら決裁の分野だろうというふうに思いますし、それも、今後は電子決裁という方法がございまして、そういったことも将来は取り入れることによって、首長があらゆるPR活動ができるのではないかとこのように思いますし、本当の意味での会長としての職務での効果というものは、私自身の心の持ち方だと思っています。私自身がいい加減な気持ちで町村会長をやっていたら、費用対効果はなく、そしてまた、支障が大きく、マイナス面が大き

いでしょうが、私の心の次第では、プラスが働くだらうというふうに思っておりまして、そのプラスに働くよう、十分、自身との戦いをしながら、ほかの市町村の情報を得ながら、そして、また、ほかの市町村での先進事例を我が町にも取り入れることもできますし、そして、また、人間関係等々をしっかりと私がプラスになるよう努力するということが私の任務だというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

新聞の町長の主張を見て、町民の方からそういう話があるんです。今、副町長の答弁では、副町長以下、課長、一生懸命頑張って支障がないということですけど、今、副町長がほかの市町村よりも情報が入ってくる、それは会長としての立場としてはいけないんです。同じ市町村ですから、会長の立場として、情報が早くやってきたから自分の町に持っていき、そういうことがないように、今後、また、会長職を頑張ってもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

私も勇元議員と同じ気持ちで、会長が情報を得たからといって、我が町だけにするということがないようにしたいというふうに思っております。よって、私が会長職として出る会合については、全て議事録を取って、自分で報告書を作って、各県内の町村長へメールをしております。

今までの会長は報告がありませんでしたが、私は報告するべきだということで会長職に手を挙げて、私は、今、自分の出た会合については、なるべく早く報告書を作成して、県内全ての町村長にメールで連絡をしているということでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

今後ともそういう姿勢で一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

申しわけございません。先ほど人件費が占める割合ということでしたので、答弁させていただきます。

令和3年度の決算ベースでいきますと14.1%でございます。

それと、休職ですが、今、病気休暇を取っている職員が2名、育児休暇を取っている職員が7名で、産休が1名でございます。

それと、すみません、勇元議員のほうからの質問で、各課の課長補佐、係長につきましては、ちょっと飛んでしまっていると思いますが、これにつきましては、多分、勇元議員のほうは各課に課長補佐が1名、係長が何名とかっていうことで御質問をされたかったのかと思いますが、現在のところ、各課、それぞれ補佐は1名、また、ふるさと納税室であったり、保健センターであったり、別の室があるところにつきましては2名というふうになっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

人件費が私は高いと思うんです。

8番目の空き家対策について。

現在、亀徳の集落でも九十二、三軒の空き家があります。そして、そのうち二十二、三軒は、これは台風が来たら大変だと思うような家が二十二、三軒あります。町のほうで解体の補助とか、そういうことは考えられないか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

空き家対策についてでございますが、危険空き家につきましては、徳之島町の空き家等の適正管理に関する条例にのっとり、必要な措置を取っているところでございます。条例の第3条におきましては、所有者の責務として、空き家の所有者は空き家などが管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正な管理を行わなければならないとありますが、様々な理由により、居住せず、管理する方もいない状態のものもございます。このような状況で情報提供があった場合には、実態調査を行っております。特に、現在、補助事業とかいうことはございませんが、空き家等の所有者の所在であったり、管理不全な状態の程度などを調査した上で、助言、指導を行っております。

○8番（勇元勝雄君）

そういう情報は、総務課のほうでいいわけでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

情報は総務課のほうにくだされば対応いたします。

○8番（勇元勝雄君）

3番目に移ります。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、しばらく休憩します。

4時から開会いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（勇元勝雄君）

新庁舎は工期内に完成するのでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

新庁舎建設の現状につきましては、6月4日土曜日に5階部分のコンクリート打設が完了したところで、4月から内装工事のほうも順次施工しており、9月中に新庁舎本体が完成する予定となっております。

○8番（勇元勝雄君）

現在の進捗率はどのぐらいでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

すみません。進捗率については、すみません、お答えできませんが、あと6階部分の一部電気室、発電機室等がございます。そのコンクリートの打設工事が6月27日に行われる予定となっております。

○8番（勇元勝雄君）

当初の説明では、1階部分はピロティ方式で柱だけだという説明を町民の皆さんにもしたと思うんですけど、現在の設計を見たら、ギャラリーとか、いろいろ作っています。これは、津波対策としてはどのように考えているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

1階には、計画段階から住民負担軽減のために、トイレ、管理人室、多目的室、各種支給の期日前投票、入札、各種会議、相談会での利用棟を配置し、文化交流機能の場としての町民ギャラリーなど、最小限の配置をしております。執務室には、災害時に業務の支障となることがないように、各課は2階以上に配置しておりますので、想定されている再考津波水位より高い位置になりますので、津波避難ビルとしての機能は保たれ、津波対策になっていると考えております。

○8番（勇元勝雄君）

私の勘違いだといいいんですけど、当初の設計では、1階部分はピロティ方式で駐車場というような話を聞いたと思うんです。それは説明会の資料を見て、また。

現在、工事が着々と進んでいますけど、担当課はどこでやっているのか。担当課と担当者をお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

担当課は、予算を執行する主管課が総務課です。担当者は、起債申請や予算執行、電算関係は総務課、工事関係の打ち合わせ、現場検査、書類審査につきましては、建設課技術職員と再任用職員となっております。

○8番（勇元勝雄君）

建設課が工事に対して責任を持っているわけですね。総務課の職員が特別な部屋で仕事をやっているみたいですけど、これはどのようなことで、そういうことが行われているのでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

前も勇元議員から指摘はされたと思うんですが、やはり仕事が一番しやすい状況を作るのが上司の務めだと思っております。前課長をした人が、その中で凶面を広げたり、自分の部下に指示をしたりするのは、例えば建設課の職員だった場合は建設課の職員が仕事がやりづらいということでした。また、本人も遠慮をしたと。建設課には、また、技術職員がおりますので、連携を取って、総務課の、以前、建設課長が使っていた文化会館を、建設した当時のあの部屋でやったほうが仕事が早いということで、そのまましてあります。

というのは、これが9月いっぱい完成しますので、10月からは新しい庁舎に移動して、建設課のほうで職務を取っていただくということでお願いをしてあります。

○8番（勇元勝雄君）

前の人がそういうことをやっていたから、今度もそういう、実際の技術者の責任者は建設課のほうなんですよ。再雇用の職員ができるわけではないと思うんです。そういうことをするから、いろいろわさが聞こえるんです。そういううわさが聞こえたら、それを改善するのが役場の職権であって、そういういろいろなうわさは副町長のほうにもきていないんですか。

○副町長（幸野善治君）

今のほうが建設課のほうも総務課のほうも仕事をしやすいということで、別に勇元議員が今言っているようなうわさというのは聞いたことはありません。

○8番（勇元勝雄君）

別々に分かれたほうが仕事がやりにくいんじゃないですか。1か所でやったほうが仕事はやりやすいです。建設課だけ広いところに、職員が1人行って、どこに不都合が出るんですか。打ち合わせというのは、どこでやっても一緒です。わざわざ個室を作って職員を置く必要は、私はないと思うんです。前の課長がそうやっていたから今度もやった。そういうことじゃないと思うんです。

○副町長（幸野善治君）

見方です。関係業者を集めてする場合だったら、今のほうが僕はやりやすいと思っております。また、建設課のほうでは、ほかの土木関係の打ち合わせもしておりますので、なるべく旧庁舎、空いているところは有効活用したほうが仕事はやりやすいと。しかし、新しい庁舎が完成したときには、実際の建設課に入るということでお願いをしてありますので、あとしばらく待っていただきたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

あんだけのスペースがあって、業者を集めて打ち合わせをするのが打ち合わせじゃないですか。個室でこそこそやる。世間一般の人から見たら、何であんなところでやる必要があるのかという、そういううわさも入ってきているんです。

庁舎は総務課の担当だからという話も、前の話では副町長が言っていましたが、そういういろいろ疑念を持たれるようなうわさが入ったら、それを直すのが役場の仕事であって、担当者は、建設課の建築係です。建築係が主体になって打ち合わせをすべきであって、再雇用の人が主体になってやるべき仕事じゃないと私は思うんです。そういう点を踏まえ、今後は気を付けてもらいたいと思います。

現在、設計では、議場の机は移動式となっていますけど、もし地震が来た場合、机が動いて非常にスペースを作るのに難儀すると思うんです。移動式というのは、この古い庁舎において、それから、また、新庁舎のほうに持っていくということで私は移動式にしたと思うんです。もし、地震が来た場合、移動式の場合は、全部、恐らく動いてぐちゃぐちゃになって、それをまた片づけるのに難儀する。移動式に、この間の津波騒動でも、役場に避難者が来たのは10名以下でした。そういう点を踏まえ、議場の机、椅子は固定式にするべきだと私は思いますけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今、新庁舎につきましては、議場が避難の屋根つきの場所になっているということでありませう。それは、前回は夜中に発生した緊急避難の指示だったんですが、そこで、役場は空いていないということがあって、恐らく役場にはほとんどの人が来なくて車で移動したのではないかというふうに思います。

今後、新しい新庁舎につきましては、夜中に発生しても庁舎のほうに避難できるような体制を作らなければいけないというふうに思っておりますので、その点、広い広場となりますと、議場のほうが最適かというふうに、今、考えております。そして、また、地震があったときの椅子の破損等につきましては、今後、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

議場の机、椅子、見積もりを取ったと思うんですけど、何社から取っているんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

見積もりの件につきましては、まず、机の選定について3社から取っております。また、購入に当たっての見積もりも、島内業者3社から見積もりを取った上で執行して契約に至って、今、新庁舎の完成を待っております。

以上になります。

○8番（勇元勝雄君）

仕事をやる、業者が一番安かったということでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

これは、通告外と思いますけれども、入札でそういうふうな形になっておりますので、そういうふうな認識で結構だと思います。

○8番（勇元勝雄君）

通告外ですけど、その前に、一応、課長にお願いしてありますよね。

10か月ぐらい工期延長になりましたけど、その間の資材単価の交渉によって請負金額が変わるということはないでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

主要な建築資材等は早期に注文等がなされ、手配が完了しております。現在のところ、請負金額が上がることはございません。

工事契約書において、スライド条項が設けてありますが、変更協議は受けておりませんので、請負金額の変更はございません。

○8番（勇元勝雄君）

備品関係も、工事関係も、全部これから上がるということはないわけですね。

○農林水産課長（高城博也君）

備品に関しては、別の担当課が担当しておりますので、議場に関しましては、変更契約で工期が延びた程度で、契約はちゃんとなっておりますので、これ以上、上がることはないと思っています。

また、先ほどの見積もりの件で勘違いされては困りますけれども、選定と見積もり、入札の前の設計のための見積もりは、最終的には入札は最低価格で入札されておりますけど、選定の基準に関しましては、耐久と汎用性とか、そこら辺を考慮して、ポイント制、点数制で選定しておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

設備等の変更は、その都度、変更をしておりますので、単価の変更によるものではございません。現場の必要に応じた変更のみとなっております。

○8番（勇元勝雄君）

4番目の議会の見える化。

天城町では、有線テレビで各家庭でテレビで見れるようになっております。四、五年ぐらい前の質問で、去年ですか、インターネット、いろいろ光ケーブルを引っ張って、町内全域に光ケーブルが引かれました。その時点で、各公民館での議会傍聴ができるように、インターネッ

トの設備を公民館にして、公民館のほうでも議会の中継が見れるような状態にするという、そういうのを考えますという答弁をもらいました。去年の総務課長の答弁もそういう答弁でしたけど、どのように町のほうは考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

昨年度末に徳之島町全域において光ファイバーの整備が完了し、現在は、各家庭への引き込みを行っている状況です。

公民館につきましては、家庭への引き込み終了後にW i — F iなどを活用し、環境の構築ができないか検討を行ってまいります。また、環境の構築に当たり、議会傍聴だけではなく、別の用途での活用も視野に入れつつ検討を行う必要がございます。

徳之島町全域において光ファイバーを利用できるようになったことにより、加入者は高速インターネットをパソコンやタブレット、スマートフォンで利用できるため、自宅での議会の傍聴も可能となります。

○8番（勇元勝雄君）

各家庭にいくというのは、年寄りなんかは、もう今からパソコンも使えないし、そういうことは不可能だと思うんです。公民館にいったら議会傍聴ができる、そういう状態になったら、年寄りだけじゃなくても、議会は普段の日の昼間にやっているわけですから、ほとんど年寄りという状態になると思うんですけど、そういうことをしなければ、現在の議会の状況を町民の方が分からない。そして、そういう見える化によって、議会も活発化になる、また、町もいろいろ考えることができるんじゃないかと思っておりますので、前向きに検討してやるような方向で頑張ってもらいたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

今回、勇元議員からのこの一般質問を受けまして、各駐在員へ電話のほうで公民館でのW i — F i等の環境整備の希望を確認いたしました。結果は、要望するといった地区が1地区でありまして、あればよいとおっしゃっていた地区が6地区でございました。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そういうアンケートは、各集落で総会でも開いて、町民全体のある程度の意見を聞いてからアンケートを取るべきであって、駐在員だけの判断でやるべきではないと思うんです。その方向性を示すのが町の仕事であって、駐在員がやりたくないからやらない、そういう話じゃないと思うんです。町のほうで、こうしてやりたいけどどうでしょうかという話を持っていくのが筋だと私は思うんです。そういうことを考えてやってもらいたいと思います。

5番目のコロナ対策。

昨日、松田議員のほうからもありましたけど、新型コロナウイルス感染症陽性者見舞金は、なぜ令和3年8月1日以降にしたのか、その根拠をお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

昨日の松田議員の答弁とも重複する部分があると思いますけれども、御了承ください。

昨年度8月1日以降は感染力の強いデルタ株に置きかわりまして、本町においても、それまでにない爆発的な感染が拡大したところがございます。また、陽性者に対しても、これまでの対応と変わって、自宅待機の方が増加したところがございます。そのような中、国の臨時交付金を活用して何かできないかということで、本交付金を活用して、実施することとなっております。

また、それ以前の陽性者の方々は、主に島外搬送、入院先においても食料とか、水分などの提供があったところがございます。それがほとんどで、また、その方々には隔離後の、島に帰ってくる旅費等の助成もあったということで、その当時、8月1日の前までの感染者については対象外としたというところがございます。

○8番（勇元勝雄君）

3年8月1日以前の方は、強制的に鹿児島へ行ったり、病院に入院をやったわけです。本人が望む、望まないにかかわらず、ほとんどの人が病院で療養するような状態でした。それは、本人が望んで鹿児島へ行ったからという話じゃないんです。

昨日、松田議員も言っていましたけど、3年8月1日以前は何名でしたか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

令和2年の12月から感染者が出ておりまして、そこからの令和3年8月までの感染者数は、合わせて61名ということになります。

陽性者の方々には支給しないのはなぜ。

○8番（勇元勝雄君）

61名ですか。61名掛ける3万円で、183万円です。

コロナ感染で8月1日から島内療養が、ホテル療養とか、そういうのがいろいろありましたけど、なぜ、鹿児島で療養した、旅費を出したという、そういう発想自体が私はおかしいと思うんです。かかりたくてかかったわけじゃないです。同じコロナ感染者は、同じように給付をすべきであって、8月1日以前は鹿児島へ行って旅費も補助しているから要らない、そういう話じゃないと私は思うんです。

町長の昨日の答弁では、松田議員の答弁では、今日の新聞に載っていますけど、昨年8月以前に感染し、見舞金の対象外となっている町民について、遡って支給できるか検討したいと答えていますけど、町長は、現在、支給することで検討しているのか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

昨日も松田議員ほうからの質問に答えておりますが、以前より、松田議員のほうから8月1日に遡ってという話がございます、その当時は、発生が12月ぐらいだったんです。それで、強制的に隔離されました。そして、必要経費についても県のほうでもって、帰りは町がしましたが、8月1日以降については、療養所がなく、島外搬送する場所がなかったわけです。それで、自宅療養ということを強いられて、結果的に家族感染が広がってしまって、多くの感染者を出したという経緯で、当初は3万円ずつ、負担が大きいだろうということで当初はしました。

今回、松田議員の質問に対して、検討するという答弁をいたしました。前向きに、以前より松田議員のほうからも要望があったことと、また、町民からもそういった声が聞こえてくるという役場職員の判断から、前向きにその方向へ進めていきたいというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

前から介護福祉課長にもお願いしてありました。そういうのを町長に直接言って、もっと議会で質問が出る前にそういう判断をしてもらいたいと思うんです。相談に行ったのは1月ぐらい前ですか。だから、そういうのは早急に財務と相談して、たかが180万円ぐらいの金じゃないですか。それも国から出ているかねですから、コロナ感染にかかった方、非常に難儀していますので、そういう期限を切るんじゃないかと、やってもらいたいと思います。

今年の1月6日、防災無線で呼んでいるのは。それに対しても六百何十名という数字が、現在、出ています。この補正を見たら425人分しかないわけです。補正を組んだ時点では、そんなに数がなかったとは思いますが。この支給に対して、これからいつまで支給するのか。コロナ感染症は2類とか、5類とかいろいろありますが、何類でしたか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

2類というように聞いております。

○8番（勇元勝雄君）

なら、勝手に外出したり、いろいろできないわけです。そういうことを踏まえて、これを支給するのは、コロナウイルス感染症、5類、インフルエンザみみたいな格好になるまでやらなければ、私は不公平が出ると思うんです。国がインフルエンザ並みの感染症ということで指定しなければ、現在の状態では、自宅療養とか、ホテル療養とか、やっぱり隔離されるわけですから。

要望として、感染症がインフルエンザ並みに国の指定が低くなって、いつでも外出できるような状態になるまでやるべきだと思っていますので、そのようなことを考えて、これからも予算を、見舞金を組んでもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月9日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時30分

令和4年第2回徳之島町議会定例会

第3日

令和4年6月9日

令和4年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和4年6月9日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

政田 正武 議員

植木 厚吉 議員

広田 勉 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 福田 誠志 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
教 育 長	福 宏 人 君	総 務 課 長	村上 和代 君
企 画 課 長	吉田 忍 君	建 設 課 長	清山 勝志 君
花徳支所長	尚 康典 君	農林水産課長	高城 博也 君
耕 地 課 長	水野 毅 君	地域営業課長	清瀬 博之 君
農委事務局長	藤 康裕 君	学校教育課長	太 稔 君
社会教育課長	茂岡 勇次 君	介護福祉課長	廣 智和 君
健康増進課長	田畑 和也 君	おもてなし観光課長	吉田 広和 君
税 務 課 長	新田 良二 君	住民生活課長	大山 寛樹 君
選管事務局長	白坂 貴仁 君	会計管理者・会計課長	当 洋子 君
水 道 課 長	保久 幸仁 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

総務課長より昨日の答弁した内容について追加説明があります。

○総務課長（村上和代君）

おはようございます。

昨日の勇元議員の御質問に対する答弁をさせていただきます。

新庁舎の現在の進捗率ということでございましたが、80%ということでした。

それと、予算の人件費が占める割合というところで「令和3年」決算ベースで14.1%と申しましたが、「令和2年」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

政田正武議員の一般質問を許可します。

○2番（政田正武君）

おはようございます。

一般質問最終日、トップバッターで初めての質問ということで、いささか緊張しております。

先月、鹿児島において新議員の研修があり、いろいろ学ばさせていただきました。その中で、議員としての職責の一つとして、行政に対して、監視、牽制、批判と言った機能を果たさなければならぬとありました。今後、予算、事業等が適正に執行されているかどうか厳しくチェックしてまいりたいと考えております。

また、あらゆる政策等についても、是は是、非は非として、ああ言えばこう言うだけではなく、「ですね」という謙虚な言葉も大切にしながら、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという本質を踏まえ、誰一人取り残さないSDGs未来都市、徳之島町を目指し、皆様と共によりよいまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

2番政田正武が3項目についてお尋ねいたします。

初めに、亀徳新港の待合所に設置されていた観光案内所についてですけれども、以前は設置されていましたが、現在は閉鎖されています。閉鎖された経緯をお尋ねいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

政田議員の御質問にお答えします。

亀徳新港の観光案内所については、観光連盟のほうで運営しています。案内所の経緯につき

ましては、配置されていた職員が辞められた後、後任者がなかなか見つからず、今現在に至っているようです。

観光連盟といたしましても世界遺産登録となり、観光案内所の必要性については感じており、今後、人員を配置する予定だと聞いています。

以上です。

○2番（政田正武君）

この観光案内所については、連盟のほうで運営されていると思うんですけども、今、課長から職員が辞められて、その後に後任者がいないということでございましたけれども、この後任についてはハローワークとか、そういうところで今募集とかはされていらっしゃるでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

観光連盟の話し合いによって今後予算を見ながらハローワーク等を出して募集をしたいということでした。

以上です。

○2番（政田正武君）

この案内所については、先般、奄美大島に出張に行く際に、待合所で待っていましたけれども、そのときに観光客だと思うんですけども、何かを探している様子でしたので、「何かお探しですか」ということでお尋ねしたら、観光案内所はどこにあるんですかということだったんですね。それで、おもてなし観光課のほうを紹介いたしました。

そういうことで、今からコロナもだんだん減ってきますし、観光客、またインバウンドも増えてくると思うので、ぜひ案内所は必要だと思うんですね。

実際、3町の負担金で多分運営されていると思うんですけども、その連盟の中身について、次回、詳細をお聞きしたいと思うんですけども、今後、その設置については、具体的な日程とかは決まっていられないんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

一応、その人員を配置したいということで話はあったんですけども、日程については詳しい日にちはまだ決まっていないと思います。

以上です。

○2番（政田正武君）

このような観光客が、おもてなし観光課という名を打っていますので、できれば観光客の方におもてなしできるような体制を早くつくっていただきたいのですが、補正予算のほうにも何か観光のほうで計上されていますけれども、町として観光協会、観光連盟が設置する前に早めに町として案内所のかわりになるような、その案内所を設置する予定で、この補正で計上され

ているんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

政田議員が感じているように、私たちおもてなし観光課も海の玄関口である亀徳新港を明るいイメージにしたいと思い、また、明るいイメージに変えてお客様を迎えることができないかと思い、新庁舎完成後の移動に併せて新港のほうに事務所を置く予定であります。そのときに観光連盟と連携を図りながら、観光アピールに努めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

今、課長がおっしゃられたように、おもてなしの気持ちを大切にということ常々町長がおっしゃっていますので、早めにこのような案内所を設置していただいて、観光客の方に喜んでいただいて、また、徳之島を好きになっていただいて、リピーターが増えるような観光案内をしていただきたいと思います。

観光連盟が実際、この案内所については運営していくと思うんですけども、今後、以前は観光協会、徳之島町単独の観光協会では運営しているときは、ずっと観光案内が、担当がいて、ずっとやっていたんですけど、この何年かちょっと中身は分からないんですけども、たびたびこのように町から負担金は出ているのに人が、人員がないということで、予算がどのように消化されていくかという、そういう疑問点もありますので、今後、次回は観光連盟についてもちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、私としましては、役場にいたときに観光担当もしていましたので、そのそれぞれの町の協会ではやっていたときのほうが、町のPRもできていたように感じますし、今の連盟となってから、余り何かメリットというか、その町、徳之島をアピールするような、そのメリットというのが感じられないんですよ。なので、一度それぞれの町に協会として戻して、支部としてやっていったほうが良いとは感じているんですけど、町長はどうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

政田議員がおっしゃるとおりではないかなと今感じているところです。

当初、一本化にするということで、実は私はいかがなものかなと思っていましたが、大きな流れとして、一本化にするに最終的には同意をしましたが、ここへ来て以前のその観光協会のほうが非常に活発な動きをしていたのではないかなというふうに思います。

それで、3町でやるメリットもありますが、デメリットとして、3町が意見がまとまらないときは、どうしても落としどころがハードルが低いものになってしまう。我々は、観光についてはハードルの高いところにチャレンジしなければいけないということになると、非常に弱い

態勢ではないかなというふうに今感じているところですから、今後、観光連盟についての組織の在り方の見直しですかね。それは必要になってきていると思いますし、負担金の出し方も不透明な部分がありますので、しっかりとした根拠をもって、負担金の出し方をしなければいけないというふうに考えております。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

空港は、華やかなイメージがありますけれども、大島郡それぞれの港を見ても、なかなか暗い、明るいイメージがないんですね。なので、今度おもてなし観光課が待合所のほうに引っ越しされたように、ぜひ明るいイメージで、もう世界自然遺産登録もされていますし、そういうイメージをつくっていただきたいと思います。

次に、生理の貧困についてでございます。

このことについては、この2回定例会から女性議員の議席がなくなり、全員が男性議員となりましたので、このような質問が減ってはいけませんので、あえて私のほうから質問させていただきます。

令和3年3回定例会で宮之原順子前議員が、学校や公共施設に生理用品の設置ができないかという御質問をされましたが、社会教育課長から提供の仕方や衛生上の問題等があるが、今後予算等も含め検討協議していくという答弁を頂きました。

その後の対応はどうなっているのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

政田議員の御質問にお答えをいたします。

今、この質問につきましては、政田議員のほうからおっしゃったように、昨年9月議会においてお答えをさせていただきました。内容としては、特に無償提供ということで、その社会教育施設の中にそういう配置ができないか、配慮はできないかということでした。

それについては、前回もお答えしましたが、この新型コロナの感染状況の中において、やはりトイレ内とか、そういうところのものについては衛生上の問題が非常に多いのではないかとということもあり検討させていただきました。

そこで我々が今管理をしています、指定管理をしています文化会館並びに図書館の職員の方にそれ以降に、そのような例えば急を要する場合の問合せ等がありましたかということをお聞きしましたら、今のところそういうことはない。ただ、やっぱりこれは議員のおっしゃるように、男性の職員からすると女性のデリケートな部分、プライベートな部分、また、プライバシーにも関わってきますので、この点については、特に今検討しているのが、図書館で対応ができないかと。それについては、図書館は女性職員が多いということですので、これは文化会館、それから、図書館のほうにも了解を得ております。ただ、その予算につきましては、当分、

図書館並びに文化会館で対応していただけるものではないかということで、少しだけ話をさせていただいております。ただ、今のところ実際、置くということがまだ実施をしていないというのが現状であります。

○2番（政田正武君）

今、茂岡課長からもありましたけれども、その衛生上の問題とか、デリケートな部分ということでありました。

先般、これテレビの話なんですけれども、女子トイレにアプリを携帯でダウンロードして、スマートフォンをその機器にかざすだけで生理用品を受け取ることができるサービスの提供を始めたという、これは大阪の会社でありますけれども、この会社が女性2,428名にアンケートをとりましたところ、いろんな回答がありますけれども、手元になく困った74%、金銭的な負担を感じる55%、また、外出先で急に生理が来て、手元に生理用品がなくて困った。急な生理になり手持ちもなくトイレットペーパーで対応したなどなど様々な切実な声が上がってきております。

そういった中で、95%の方がトイレの個室で受け取ることができるサービスがあれば、ぜひ利用したいと回答しております。

このシステムといいますか、この会社は、公共施設などに無料で設置できるということで、そのような団体を募集しているようです。

徳之島町でも先駆けて試験的に設置して、利用頻度などの検証を行ってみてもいいのではないかと思いますけれども、女性の立場から総務課長、いかがですか。

○総務課長（村上和代君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

生理の貧困の背景には、経済的な困窮だけではなく、今、政田課長が申されたように、様々な課題があるということは承知しております。

ただいま政田議員から御提案のごございました件につきましては、社会教育課長が答弁いたしました衛生上の問題、また、生理用品を直接窓口で受け取るとは抵抗があるなどの課題を解決できるものだと感じました。

まずは、実施するかしないかも含め、先行して実施している市町村の状況や住民のニーズを調査した上で検討してまいりたいと思います。

○2番（政田正武君）

まず、女性に対して優しいサービスだと思いますので、他市町村よりも早く設置して、この利用頻度など検証を行って、町長は1番が好きですので、なるべく早めにこの会社ともちょっと連絡をとってやっていただきたいと思います。

参考までに小中学校では、どのような対応をしていらっしゃいますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

各小中学校では、保健室のほうにそのようなものを準備しております。

以上です。

○2番（政田正武君）

以前、以前といいますか、前回、高橋課長のときに保健室や図書館、用務員室に設置も検討してよいのではないかとという答弁がありましたけれども、子供たちは思春期で多感な時期でもあると思うので、女性の先生や用務員の方、女性の方ですけれども、誰にも知られたくないという生徒もおられるかもしれないので、今後、そういった配慮もしていただきたいと思います。

この生理の貧困については、今、国を挙げていろいろ対応しているところがございます。その生理用品の提供につきましても、男女共同参画局の地域女性活躍推進交付金とか、その他いろいろ補助事業があって、その用品が補助できるということがありますので、これも調べて早急に対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、公営住宅の入退去についてですけれども、1年間の入退去世帯数は何世帯か、お伺いいたします。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

令和3年度は、入居した数39名、退去した数35名となっております。

○2番（政田正武君）

平均39入居、35、大体年平均これぐらいですかね。

○建設課長（清山勝志君）

そのとおりです。

○2番（政田正武君）

退去についてお伺いしたいんですけれども、退去時の手続としては、基本的にはどういったことが必要になりますか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

退時の手続等については、明渡ししたときに、転移先、連絡先、明渡し日、共益日の納入確認などの書類の提出、引越し、片づけ、掃除後鍵の返却、リフォーム、畳、ふすまの張り替え、敷金処理手続となります。

○2番（政田正武君）

一般的な退去時の手続なりになるとは思いますけれども、退去時の玄関の鍵についてですけれども、鍵はもうそのまま鍵だけを返還して、その鍵全体は取替えとかは行っていないんですか。

○建設課長（清山勝志君）

鍵の取替えについては、行っておりません。

○2番（政田正武君）

民間の賃貸住宅では、これは以前自分の子供もいたんですけれども、必ず取替えることになっているんですね、契約書の中で。退去される方が悪用することはないと思うんですけれども、万が一ということもあって、やっぱり今後は新しく入居される方の安心安全の担保とか防犯上の面からも鍵全体を交換していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

鍵の取替えについては、今後、セキュリティー関係を徹底し、鍵を取り替えていく必要がありますので、今後検討させていただきます。

○2番（政田正武君）

交換となりますと、結構費用がかかりますけれども、この公営住宅は低所得者向けの住宅だと思いますので、その交換についての費用は敷金から引くとか、そういうことになって、個人負担になるんですか。

○建設課長（清山勝志君）

一応、町のほうで予算を確保して持ちたいと思います。

○2番（政田正武君）

じゃ町で全額持っていただけるということですね。本当にありがたいことでございます。早急に改善していただきたいと思います。

このたび予算等を見てみましても、昨日、一昨日の竹山議員からの質問の防災ラジオの受信の不具合の件や、福岡議員からの質問にあった轟木住宅の耐震の件、また、観光案内所のおもてなし観光課の移設の件で、今回の補正予算に計上されていますけれども、こうやって一般質問をして、いつもはして後になるんですけれども、今回は、このように質問してどうですかということで、今回の補正予算で計上されているということで、物すごいスピード感があって、判断力とか決断力、二人の総務課長、以前の総務課長と全然違うなと思って感心しております。以前の課長の顔を見たいですけれども。

今後もしろいろと立場が役場職員から議員というふうになりましたけれども、今後も厳しくチェックして、よりよいまちづくりに皆さんとともに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○4番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

令和4年6月議会において、4番植木厚吉が通告の2項目について一般質問をさせていただきたいと思います。

今年2月にロシアによるウクライナへの軍事的侵攻が開始され、いまだに混迷を極め、解決への糸口は見えない状況であります。

このように、世界で起こる紛争は、それぞれの国の国家的な思惑や歴史的な背景、また、人種や宗教など様々な要因があると考えます。

世界中どの国も自国の安定や経済的な発展を目指す上で、このような行為に至るものかと考えます。

令和の現在、経済大国となったお隣中国は、世界の覇権を目指す中で、中国軍の太平洋への展開を虎視眈眈とねらっており、尖閣諸島周辺での活発な海上活動は、皆様の御周知のとおりかと思えます。

今後、このウクライナ問題の情勢の成り行き次第では、台湾へ対しての制圧などもあり得るのではないかという懸念の声も聞かれます。台湾や中国と隣接する沖縄を含む我々南西諸島においては、遠い国のお話ということでは済まされないことかと考えます。

終戦後、我々奄美は、奄振法の下で様々な社会インフラが整備され、群島民の生活水準は大きく向上しましたが、この奄振法の内容は、本土との格差の是正、また、群島の自立・発展・推進という文言が大きな趣旨となっております。

しかし、現在の国際的な状況を鑑みたときに、大国に面し、南北に連なる我が南西諸島は、地政学的にも国防の上でも大変重要な地域であります。

このような観点からも、我々南西諸島においては、国境離島の的確な管理を目的とした恒常的な国の予算措置も将来的には必要ではないかと考えます。

奄振法の将来的なビジョンも含め、町長をはじめ町当局の見解を伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

奄振法の延長につきましては、今、奄振法の延長が非常に大きな話題、そしてまた、施策の重要な案件でございます。

それで、私が奄振延長の必要性というものを訴える場合に、今、植木議員がおっしゃってありましたウクライナ問題が非常に対岸の火事では済まされないということを今訴えております。

以前、植木議員からも示された国恥地図、中国が作成した国恥地図によると、大隅の離島の種子島までもが中国の支配下に置かれていたということを中国のほうで教育上、指導しているということですから、今後、我々が子や孫の時代になったときに、中国が台湾、そしてまた琉

球列島等々を支配下に治めようという動きが常識的な考えになってしまうことが、非常に危機感を感じているところです。いかに教育というものが大事であるかということを感じております。

そこで、有人国境離島の法律にも国の責務として離島を守るべきということがうたわれております。

当然、奄振についても、奄美群島区の活性化こそ、そしてまた、有人の離島を維持することこそが、国防上、重要な役割を担っているということを今国のほうに訴えているところであります。

国のほうもしっかりと離島振興法並びに奄振法の重要性については、認識はしているものだと私は思っております。

今後は、鹿児島県が多くの離島を有する、そしてまた、沖縄県が多くの離島を有することから、しっかりと沖縄県と鹿児島県連携をとりながら、離島振興の重要性を今後も訴えていきたいというふうに思います。

議員がおっしゃるように、格差の是正も重要な位置づけだとは思いますが、国防上、有人国境離島である奄美群島も重要な位置を占めると私は思っておりますので、今後とも奄振の延長に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

今日、資料のほうをちょっと出させていただいているんですけども、この資料に示すとおり、中国の共産党は50年、100年先を見据えたことで、このような戦略的に行動を起こしているわけでありまして。

今日の日本の風潮は、かなり平和慣れをした状況でございますので、なかなかこの諸外国性善説という下で、なかなかこのようなことが議論されることは少ないんですけども、この資料の中にも6条戦争という資料がありますけれども、この資料と照らしながら、今の国際情勢の現状、南沙諸島周辺でありますとか、新疆のウイグル地区、また、香港等で起こっている事象が、このような事態に少しずつではありますけれども、現実味が動いていることもあります。

また、つい先日6日、沖縄県石垣島の北約40キロの日本の排他的経済水域におきまして、中国海洋調査船が事前の同意なしに観測を開始したと報道をされておりました。

また、翌日の7日、これはロシアの外務省の発表ですけれども、北方領土周辺の日本漁船の安全操業に関するロシアと日本の政府間協定を履行の停止措置がとられたそうです。

これは、ロシアに対する日本の経済制裁の報復措置と見られておりますけれども、また、御周知のとおり北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射や、また、ロシアと中国軍の爆撃機の日本周辺の上空共同飛行等様々なことが、現在、もう今年入ってからでもですが、頻発しております。

このような今日本を取り巻く状況を、ちょっと町長としてはどのように捉えていますか。

○町長（高岡秀規君）

この原因をつくった原点はどこにあるかということをお絶対におぶれてはいけないということがあります。これが、長期化になれば、結果的にどっちも悪いみたいな議論が起こってくるのを危惧しているところでもあります。やはりしっかりと人の命の重要性は、認識すべきだというふうにお考えております。

今後、経済制裁によって起こり得る影響となりますと、価格の高騰ではありますが、この円安が、どこまで円安が進めば日本経済に大きな打撃を受けるかというのが、なかなかつかみ切れていないのが現状ではありますが、以前、バブルがはじけたときに、金利を上げました。そのときには円高が急激に進みました。

その円高が進むことによって、国内生産が非常に高くなってしまふということがありまして、外国に生産拠点を移すという現象が起きてしまいました。しかしながら、ここへ来て円安が進むとなると、外国から来る観光客が非常に割安な観光が楽しめるというメリットもあるわけですね。

しかしながら、日本は資源が少ないわけですから、原油等の価格が高騰することによってコスト高が懸念されます。そこで、国がどういった施策をとるべきかということ、私は個人的に原油とか、そういったコストの高くなるものについては、しっかりと国が支援をして、産業育成に予算をかけるべきだというふうにお思います。その中で、生産をやはりメイド・イン・ジャパンというものの重要性、そして、ないし雇用を私は進めるべきだというふうにお考えております。

その中で我々離島が果たす役割は何かと申しますと、私は1次産業である食料をしっかりと守ることだろうというふうにお思いますし、じゃ食料を守るために何をしたらいいか。それは、実は農地の保全であります。この農地の保全は、今の農業の支援策、補助金の制度ではなかなか賄い切れないものがございますから、しっかりと奄振法では農業、1次産業の育成で担い手をしっかりとつくって育成をするということが重要な政策になってくると思います。

その中で、今現在国が進めている人・農地プランというものが法制化しようとしています。これは簡単に言いますと、今までは認定農家のみが担い手として優遇されていましたが、そうではなくて、農業に従事をする。つまりは、半分はほかの仕事をして、半分は農業をするという人たちにも担い手として扱おうじゃないかという流れになってきていますから、我々にとっては大きなチャンスが生まれてきたのかなというふうにお考えておりますので、今後はしっかりと農業、1次産業の水産業も含めてしっかりと担い手をつくるためには、やはり給与面、そして、収入面が非常に重要であることを認識しながら、我々が取り組む必要がありますので、より具体的な取組を今後は求められるということですから、行政の役割がさらに増したなというふうにお考えております。

○4番（植木厚吉君）

今の町長の答弁の中で、農地の保全という言葉がありましたけれども、昨日、富田議員のほうの質問でも出ておりましたが、今、奄振法、その予算の中で農地・農業生産基盤の整備ということで進めておるわけですけれども、なかなか進まないのはなぜかという、その条件的なものもありましたけれども、もともとは予算的な配分がまだ足りていないという側面もあろうかと思えます。

そのようなところも踏まえて、もっとこの予算自体をかさ上げという方向に行くのか、その辺ちょっと分からないですけれども、農地の保全、そういう農業用道路の整備等、これ以前の議会でもありましたけれども、その辺の重要性をさらに進めて、重要性を国に対して上げていくというのは大事であろうかと思えます。

その中で、この質問するに当たり、いろいろ調べてみたんですけども、その奄振の道路関係の予算がなかなか島とかで取りづらいというのは、島の幹線道路が県道であったり、町道であるわけですから、その辺のネックもあるということをお聞きしましたけれども、この流れで、今本土から鹿児島、種子島、奄美大島、沖縄までが海上国道として58号線という国道でつながっておるわけですけれども、その辺を我々徳之島も含めた、この奄振対象地域が国道にこのような観点からも繰り上がっていくということは難しいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前よりその国道への昇格というものは、要望を諸先輩方がしている中で、なかなか国道化へはまだ実現しておりません。そこで今郷土会、関東のお住まいの方であるとか、そういった方たちからの県からの今後の奄振の延長へ向けての意見交換も企画されているようであります。

そこで、郷土会の皆様方とはお話したのが、その国道問題であります。奄美大島までは、国道があると。しかしながら、徳之島、永良部、与論というものは国道がないと。それを沖縄まで国道でつなげることこそが、奄美にとっては重要であるということは、郷土会の方も認識しておりました。そこで意見交換の中でしっかりとお伝えしますということでしたので、我々も国道の重要性というものを訴えていきたいというふうに思います。

ただ、県の方から申しますと、なぜ県道ではいけないのという考え方もあるかもしれません。それは、しっかりと国道だからこそ、その予算というものがしっかりと確保できる可能性が高いというふうな認識であれば国道の昇格。しかしながら、県道のほうが予算がしっかりとつくというのであれば、我々にとっては整備が重要課題ですから、県道の在り方というものも今後は考えないといけないということでもあります。

そこで、奄振予算のハード事業につきましては、少なくとも200億は維持したいというところから、各町村が上げてくる予算ではなかなか今ダムの事業も終わりましたので、かさ上げができないという現状も踏まえて、トンネル等々が予算に上がってきて、200億の予算を確保し

ているという現状だろうというふうに思いますので、今後は、各市町村が大きな事業を企画をして、ダムでありますとか、港湾事業でありますとか、あと道路についてもしっかりと奄振での予算確保というものが重要になってくるのかなというふうに思っております。

○4番（植木厚吉君）

今回、この1つ目の設問の大きな趣旨が、これだけ今国際情勢が揺れる中で、我々離島の位置づけであります領海等も有していますので、この位置づけというのは、大変、国においても重要な地域であるわけであります。

その中で、やはり今までの予算措置のようにいずれは自立してくださいというようなニュアンスをどうしても感じてしまうんですけども、そうではなく、やはり国の責任として、国の責務として、このような離島地域、有人国境離島はしっかりと保護、守っていくという流れで国と直接的な事業と申しますか、その辺は今後は大切というか、今回、必ず必要になってくるものではないかと思うところであります。

その中で、この離島地域、沖縄までの離島地域におきましては、沖縄には沖振法、奄美地区では奄振法、また、トカラ列島等では離島振興法と、さまざまな振興法があるんですけども、それぞれなかなかそのニュアンスの差といいますか、予算措置も違いますし、一元化がないんですけども、昨日の質問の中でも出ていましたけれども、そのような予算措置の中の事業内での交流等をもっともっと活性化をさせて、今輸送コストの支援とかも徳之島から本土のほうとかの支援であろうかと思っておりますけれども、その辺もいわゆる群島内の農産物の流通がもっとさらに活性化するような措置等をもっともっとその辺の事業等も今後は必要になってくるかと思うんですけども、それに対して何か見解があれば。

○町長（高岡秀規君）

沖縄との連携が今後非常に重要になってくるかなというふうに私は思っております。以前その沖縄では、生産が沖縄で確保された場合は、運賃は無料で香港でありますとか諸外国に輸送できたということが、事業がございました。今あるかどうかは分かりませんが、つまりは沖縄では観光客が非常に多くいます。そして、地産地消でおそらく沖縄産のサツマイモでありますとか、農産物が加工もあり、そしてまた、青果物でも売られていると。しかしながら、沖縄自体が地産地消だけでは足りないという時代に入ってくるだろうと予想されますので、その沖縄で足りない農産物を奄美群島内でできる可能性もあるだろうというふうに考えております。

そこで、沖縄産の例えば加工品が製造されたら、メイド・イン・ジャパン、メイド・イン・オキナワで諸外国に輸入という、輸出ができるということも見据えたときに、今後は沖縄との連携が非常に重要になってくるだろうなというふうに思います。

奄美群島の市町村会で以前首里城の寄附金を納めたときに、必ず出てくる言葉が兄弟島です。我々は、沖縄との兄弟島という沖縄県民の思いも考えますと、より一層の連携が必要になって

くるだろうというふうに思いますので、世界自然遺産も奄美群島と沖縄の一部ですから、しっかりと奄振の中で文言として沖縄との連携を入れるべきだというふうに国のほうも考えているようでありますから、国の方々と一緒に、共に法改正に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○4番（植木厚吉君）

ぜひそのような振興策をぜひもう具体的に推し進めていただいて、この徳之島のほうはもう闘牛等でも沖縄ともすごい親交もありますし、文化圏もほぼ似通っている地域ですので、そのような沖縄との交流の中から、今町長がおっしゃられたように、アジア圏に対してのアプローチですとか、今後は可能になってくることかと思っております。

その奄振のその施行令の文言の中にもなかなかその国防という言葉を押し込めるとするのは難しいかもしれませんが、今後は奄振を5年周期での更新ですので、いずれかのタイミングで、このような文言も必要になってくる時期が来るのではないかということと、必ず入れなければいけないものなのではないかなと個人的には思っているところであります。

やはり先ほどの資料の件なんですけれども、諸外国ではこのようにして、いろんなプロパガンダ的なものもあるかとは思いますが、教育の段階でこのようなことを指し示したわけです。

町長がいつもおっしゃいますけれども、国を愛する心でありますとか、島を愛する心育む意味は、人間の育成また郷土文化の伝承とか、その辺が非常に大切であろうかと思っております。そのような人格形成等を郷土文化の振興に対してどのような見解をお持ちですか。

○町長（高岡秀規君）

国のほうも将来の日本というものを考えたときに、人の育成に投資をするということがもうはっきりとうたわれていたと私は思っておりますので、ようやく教育というものが重点施策として上がってきているかなというふうに期待をしているところであります。

今後は、日本は国境が非常に海ですから、危機感というものが諸外国に比べてないかもしれませんが、我々が常識だと思ってる法律を守る法治国家があるがゆえに、法律を破って、国際法を破ってでも攻め入る可能性があるということを認識しなければいけないと。その中で、外交努力で交渉事をするときに、やはり人間の持つ人間性というものが言葉で表れます。そして、交渉力の中で、どこで落としどころを見つけるか、それも人間性が出てくるわけですから、しっかりと現実へ向けた、国民一人一人が、子供たちが成長し、子供たちが将来を担うためには、今、しっかりと教育環境を整えなければいけないというふうに考えております。

○4番（植木厚吉君）

やはり、我々も日本人ですし、日本語はしゃべりますし、日本というこの国が好きでこのような考えに至るわけですが、まず、この私たちの島、徳之島であるのは島の方言っておりますけれども、今その方言とか島の文化等を後世に残していくために、町として何か取り組まれ

てる方言等の継承の事業は何かされてますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

今、植木議員がおっしゃったように、今やはりこの伝統芸能とか言葉の継承というものは非常に言われております。その中で、今、徳之島町の社会教育課というか、特に資料館のほうで担当者のほうでやっておりますのが、各集落ごとの島口の映像化、並びに音声化ですね。言葉によって子供たちに見てもらふ、映像で見てもらふ、そして聴いてもらふ、そうすると、これは徳之島町も長い南原から手々までございます。その集落ごとの言葉の島口におけるイントネーション、やはり亀津の言葉、それから北部行きますと手々、金見というふうにイントネーションの違いがございますので、それについては、町長のほうから映像化をして聞き取るということで、今、島口プロジェクトというものをしております。

やはり今、皆さん御承知のように、なかなかこの島口というものは、教えてもなかなかしゃべることができないんですね。その中で何かというと、やっぱり聞く力、ヒアリングというものは大事にしないといけないのかなと思っております。

昨年から今年にかけて、まだ集落のほうで回ってないところは本年度回りまして、地域の皆様の協力をいただきながらやっておりますので、また出来上がったときには、議会の皆様にもぜひ、見て聞いていただいて、評価といいますか、観賞していただきたいと思っております。

今の現状では、島口伝統プロジェクトということで遂行させていただいております。

○4番（植木厚吉君）

人として自分がどこの人間であるかという位置づけするのに、言葉というのは非常に大切なものですので、この島口、なかなか多分我々世代から下の世代は、もう使える方もなかなか少ないんじゃないかなあと思います。ぜひ、そのようなプロジェクトを本当にきちんと推進していただいて、島の子たちがいずれまた島口を使えるような、そんな社会になっていければと思うところであります。

また、令和5年度末に期限を迎える奄振法ですけども、先ほどからの話のように、しっかりとそのようなビジョンを踏まえながら、確固たる延長を獲得していただけるようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

設問2項目めについてです。あ、すみません。ここで一つ訂正をさせていただきます。文言の中に「円高」という表記があるんですけども、すみません。「急激な円安」にちょっと変えてください。申し訳ございません。

項目2つ目、資材・物資の高騰についてでございます。

コロナによる世界的なサプライチェーンの崩壊や軍事的紛争などの影響による各産業における物資や資材の不足、また原油価格等の高騰などが続いております。そこに急激な円安も重

なり、多くの物資を海外輸入に頼っている我が国では、農業資材、建築資材、また工業資材等の調達に大きな障害が起きております。

その影響は、島内の経済にも大きく響いており、その現状、どのようなところに影響が出ているのか、また、今後懸念されること、お伺いしたいと思います。

○企画課長（吉田 忍君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど植木議員の御質問にありましたように、現在国内では、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつもあるも、感染症の影響を大きく受けた企業やそこで働く方々など、国民生活や経済への影響は現在も続いている状況でございます。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略などによる影響により、世界各国で経済の安定性がなくなり、原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移しているとの報道が連日流れております。

日本は、多くの原料を原材料や穀物等を輸入で賄っているため、食料や飼料、肥料原料、化学肥料や半導体、原材料などといった国民生活や経済活動に不可欠な物資の安定供給が滞って、資材搬入が、納期が遅れたり、また価格も高騰している状況であります。

本町におきましても、国内の現状と同様の状況下であり、また離島等条件不利性のある本町におきましては、さらに輸送費用等も加算されるため、生活していく上では非常に厳しい現状にあると考えております。

こうした中を全般的に捉えますと、本町企画課におきまして懸念されることは、この原材料の高騰や世界的な供給制約等が長引いた場合に、町民の生活や経済活動に大きな影響が及ぼされ、例えば、事業者の経営破綻につながったり、生活困窮による町民の方々の健康状態の悪化など、様々な面で影響が出てくる恐れがあると考えております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

令和4年、今年度の執行予定の事業や、また導入予定の物品等について、何か影響が出そうなものとかはございますでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

資材等については、鉄筋が令和2年度と比較しまして60%上昇しています。木材が62%上昇しているところであります。

○4番（植木厚吉君）

そこに加えて、これは議長もお詳しいかと思いますが、土木資材の中の碎石でありますとか砂、今、島内での調達ができない状況になっております。そうなってくると、そこにさら

に、プラス船の費用でありますとか、目に見えない、目に見えるのかな、コストも非常にかかってくるわけですね。そのような中で、このような土木関係でありますとか、その辺の業者さんともしっかりと情報を共有させていただいて、また発注後にそのような業者さんの負担がないような取決めといたしますか、話し合いをよくしていただきたいと思うところであります。

このような資材等の価格単価の設定というのは、どのようなタイミングで行われておるのでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

建設課の公共単価の物資、資材については、年4回見直しをしてるところであります。

○4番（植木厚吉君）

先ほども少し個人的にお話しさせていただきましたけども、事業の中で、機械借り上げ等という項目あるかと思いますが、その辺も今民間の単価と照らしますと、かなり価格的にも誤差が出てる部分もありますので、ぜひその辺もよく民間の企業の方と話されて、訂正できるところがあるのであれば、ぜひ、訂正していただきたいところであると思います。

また、資材高騰、円安の影響について、今農業の分野でも子牛価格の下落や、また畜産資材の影響が出てると聞いております。この子牛価格の下落というのは、もし分かればいいですが、何か要因とあってあるんですか。分かればいいです。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

子牛価格については、この世界の情勢が変わったことによって、急激に下がったというふうな認識はありませんけれども、微妙に下がってきております。ここに来て、先日の競りで、数字は現在まだ持っておりませんが、非常に厳しい状況にあると。恐らく子牛安定基金があるんですけれども、この価格設定があるんですけれども、それに近づいている値下げ感があるのかなというふうに、非常に感じております。

それ以外について、せっかくの答弁ですんで、ついでに一緒にお答えしたいと思うんですけれども、農業においては、化学肥料の原料不足や濃厚飼料の不足によって、肥料や飼料は既に価格は高騰してきております。また、施設設備においては、鉄鋼材や機械の部品等が生産、調達できず、施設整備の遅れや整備導入の見送りも出てきている状況であります。実際に、私どもが昨年度、議会の承認を得て、導入した機械についても明許繰越し等による生じているのも、納期の遅れや部品の調達、これもう明らかに輸入一部の部品が未入部品であるために、そういうふうな状況が起きています。

また、個人的に感じていることなんですけれども、農機具に関しても価格が非常に上がっていったる状況を、私も傍ら農業している手前、そういうふうな整備の関係で非常に感じており

ます。

今後は、これがさらに悪化することが考えられ、農業生産コストの増加によって、離農や農業経営の縮小が懸念されるところであります。

また、このようなことから、今の農業基盤で何ができるかを本町は考えなければいけないと思っておりますし、早急に準備し、取りかからなくてはいけないと思っております。

農林水産課においては、各担当知恵を絞りながら、事業化できるものに関しては、早急に事業化をできるような方法を考えております。

しかしながら、先ほどから、さきに御説明したように、納入できない機械等があるということで、事業も制限される、また、肥料については、価格を例えば抑えた助成をした形であっても、万が一、製品が届かないということは、原料が不足でその製品が届かないということが生じた場合に、そういった場合に農作物が作れないといったことで、こういうふうな縮小等が考えられるということが懸念されますので、今、先般から議会の一般質問で取り上がっております堆肥等を利用したそこら辺のものを早急にこうやって考えて、今、徳之島で何ができるのかをまず考えなきゃいけないということで、今知恵を絞っているところであります。

○4番（植木厚吉君）

昨日の内議員や大沢議員の答弁の中にもありましたけども、今現在、徳之島には、徳之島町の堆肥センターやらTMRセンターがあるわけですけども、まだここ、今まさに必要とされる時期に来てるわけですから、その辺の今まで島外に頼っていたもろもろの資材を島内へシフトしていくという、その辺を直接的な肥料が高騰したので、肥料に対して直接的に助成をするという観点のみではなく、そこから徐々に島内にある資材にシフトしていくという対策も必要であろうかと思っておりますけども、その辺、何か見解がございましたら、町長。

○町長（高岡秀規君）

今、議員がおっしゃるとおり、国のほうもこのウクライナ問題以前から、地産地消、再生可能エネルギーも含めて取り組んでいるところであります。

今後、その木材、資材等が高騰化するということではありますが、大概が恐らく輸入に頼っていたということでもあります。よって、一縷のチャンスといいますか、では、国内産がある程度価格的に買える価格、外国産と比べても見劣りしない価格になる可能性もあるということです。これをしっかりとチャンスに結びつけていくことが必要でありますし、以前その湧水町で材木、木材の工場ができましたよね。よって、国内産の需要が非常に高まる可能性だって僕はゼロではないと思ってるんですよ。

そこで、マイナス面だけを捉えるのじゃなく、我々がやれることが必ずあるだろうと。それは地産地消であり、我々がその堆肥というものを取り組むと。ただ、堆肥については、非常に土壌菌が偏って、何万種類もありますから偏りが見られますので、技術的に早めに確立するこ

とが重要だろうというふうに思いますし、TMRのセンターにつきましても、粗飼料のみならず、トウモロコシやほかの栄養分もしっかり取り組んで、飼料を早めに作るという技術を身につけなければいけないかなというふうに思いますので、今後は、国内産というものにしっかりと目を据えていきたいなというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

昨日、竹山議員の答弁にもありましたけども、島内のものを買う、やっぱりそういう観点で経済を回していくと、非常に共感するところでもあります。このような観点から、島内でせっかくある施設をさらに利活用する、また、そこへシフトしていくという流れを、ぜひ、このような機会で作くり上げていっていただきたいと思うところでもあります。

先ほどの少し話に戻りますけども、今、建設現場では非常にこのような資材高騰の中で、大変苦慮している業界であろうかと思っておりますけども、その他の自治体では、入札不調が起きたりですとか、その辺の懸念も出ております。徳之島町では、そんなことはないと思っておりますが、その辺何か、副町長、見解がございましたら……。

○総務課長（村上和代君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

入札につきましては、過去の価格変動期における政策的対応を調べてみましたところ、国におきましては、昭和36年に木材やくぎなどの建設資材の高騰のほか、労働賃金の低さが人手不足につながり、入札不調を引き起こしております。また、昭和48年から49年には、オイルショック前後の資材価格の高騰で入札の不調問題、平成元年には、型枠工の不足が原因で入札の不調があったようであります。このような価格高騰が起きると、町側の用意する予定価格が合わなくなり、入札の不調、不落が出るようなことにもなります。

このようなことを踏まえ、価格を実態に合わせていくような見直しや、ほかに対策がないかなどを関係課と協議し、検討していきたいと考えております。

○4番（植木厚吉君）

様々諸問題ありますけども、先日、鹿児島での議員研修会の際に、吉本の方の講習があったんですけども、大変、大変な時期というのは、大きく変わると書いて大きく変わるチャンスでもあるという講習を受けました。大変なるほどなと思ったところなんですけども、このような時期ですので、いろんな意味で、先ほども申し上げましたけども、島内産、県内産、国内産に様々なものをシフトしていくという流れが今後できていければと思うところでもあります。

そのような取組も我々議会も含め、行政一体となって取り組んでいけたらと思います。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時15分から開会します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

おはようございます。

12番広田勉は、今議会最後の12番目の質問者となりまして、提出してある5項目についてお尋ねいたします。

前の方とかぶることもあります、重複はしません。しかし、念は押ささせていただきます。

昨日の内議員の質問、そして、きょうの植木議員の質問の中にもありましたが、化学肥料の高騰が進み、1袋、去年の12月、半年前、売出しで1,400円のアマミキビ何とかという袋だけ、昨日買いにいったら2,400円、1袋しとるわけね。とにかく補助金が3,000円ありますというふうな答弁もありましたんですけど、ほかのキビの値段はもっと上がっていると。

黒田日銀の総裁が、「許容できる範囲内の値上げ」と発言して物議を醸しているけれども、昨日になってから撤回するというふうに言うてるけど、1ドルが今130円ぐらいになっているんじゃないかな。まだ下がっていないんじゃないかな。ほとんどの材料費が輸入です。130円であれば、大変な値上がりしています。そういった意味で、今後、そのドルのあの方面もあれだと思えますけれども、とにかくキビ作農家には、とにかくこの値上げはもう許容できる範囲ではないと。もう死活問題であると私は捉えているんですけどね。

以前でしたら、昭和40年ぐらいの農業でしたら除草剤とか、そういったものは要らなかったのよ。しかし、今は除草剤も必要だし、さらにそのあさがおの雑草も増えてきて、追加の薬剤がまだ必要だと。

それはいいんだけど、今度は、話によると、肥料自体もなくなるんじゃないかと、入ってこないんじゃないかという懸念もあるという。このまま進んでいくと、島は必然的に無農薬農業栽培ちゅうんかな、にならざるを得なくなっていくんじゃないかなというふうにも思っております。

ラストの質問です。前回も気になる答弁がありましたが、会議録がまだ出てきませんので、それ見てから言いますけども、課長さん、皆さん、気を引き締めて頑張りましょう。

まず、第1項目めの学校教育についてであります、今回もお聞きいたします。

東天城中学校の建て替え、基本設計は、新課長になって順調に進展しているのか、進捗状況はいかがか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の質問にお答えいたします。

東天城中学校新築工事は、令和3年度に基本設計を終了いたしました。令和4年度に実施設計を行い、令和5年度より建設工事を実施いたします。令和6年度に完成予定でございます。その後、グラウンド整備、プール設計の予定です。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体順調な計画だと思えますけれども、具体的に基本設計の中でもあるんだけど、その具体的な一応素案といたしまして、大体、生徒数は50人と言っているのか。それで、校舎の位置は大体どの辺であるのか。教室、例えばホールとかそういったものはあるのか。あと着替え室とかそういったものも考えておるのか。校庭のかさ上げ、プールは予定している。また、トイレはみんな洋式にするとか、そういった構想はいかがなものでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

建設予定地の学校の場所は、校舎、母間寄りのほう、場所でいいますと、現在は、花徳側のほうに建っておりますけれども、母間側のほうに建設いたします。

中身といたしましては、バリアフリー化を伴うエレベーターや障害者トイレの設置をいたします。また、特別支援教室、教育相談室、遠隔教室、トイレの洋式化なども行います。

また、空調設備の整備も行います。また、男女の生徒の更衣室、また、先生の更衣室等も設置いたします。

また、多目的広場、そういったものも設置いたしまして、いろんなイベント活動に使用できるような設計となっております。

また、プールに関しましても、小学校や幼稚園児も使えるプールも建設を計画しております。以上です。

○12番（広田 勉君）

あとやっぱりほかにも関わるんですけれども、省エネと創エネ、創エネルギー、やっぱりこの創る、使う、ゼロに近づける校舎というのもあるはずなんですけれども、そういったものも考えておられるのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

まだ、そこまでのほうは詳しく検討しておりませんので、今後、協議の中で議題とさせていただきます。以上です。

○12番（広田 勉君）

コロナ禍でもう大変で面倒とは思いますが、やっぱり学校は子供たちが1日の大半を過ごす学習、生活の場でもありますし、また地域のコミュニティーの拠点ともなり、学校は地

域のものです。そこに住む人々たちのものになるところなので、多くの町民の意見を取り入れていただきたいというふうに願っています。

昔、寺子屋から始まり、木造校舎、鉄筋コンクリートからオープンスペース、そして耐震と、ずっと学校建築は変わってきておりますのですけれども、こう50年先をやっぱり見据えて進めていただきたいなど。

だから、今まで時間かかっていますので、絶対に見切り発車はせずに、予算もそれなりの満額つけて、新校舎に悔いのないようなものにしていただきたいと。そして、不登校生が出ない、毎日行きたい学校であってほしいので、今回のその建設するコンセプトはどんなものでしょうかということです。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

基本的な考えといたしましては、東天城中学校は、北部地域を代表する中学校として生徒のための校舎としてはもちろん、地域住民に親しまれる校舎、学校の教育目標として前進とする活力ある生徒を育てる。町の教育方針でもある「明日を開き、明日をつくる心豊かで活力ある人づくり」と文部科学省の令和4年3月の最終報告を取り入れた新しい時代の学びを表現する学校施設の在り方についてを念頭に置いております。

また、東天城中学校の校舎の由来から、母間校区と花徳、轟木校区の生徒はもちろんのこと、地域住民が皆平等で、仲良く助け合って学ぶという願いを込めて、左右対称の校舎といたします。中央の多目的スペースをふれあいの場とした基本を計画としております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

基本設計に1,100万もかけていますので、すごいのができているだろうというふうに思っておりますので、あとはどういうふうな校舎になるかということで、そして、もう一つは、じゃ次に教育方針をどうするかということなんかもやっぱり進めていっていただきたいと。

海士町なんかでは、もうあちこちの島から海士町にある高校にみんなが通ってきて、その生徒数が減っていたのが増えていったというのもあります。これはもうやり方なんですよ。器もそうですけど、器の中のまたやり方等もいろいろありますので、ぜひ亀津の子供たちも花徳のほうへ、その東天城中学校に行って学びたいなというふうなプログラムとか、そういったものもまたいろいろ考えてもらいたいなというふうに思っております。

次に、伊仙町が学校給食を町単独事業で、今年の4月より無償化するという新聞記事を見たとき、本町はどうなっているんだと、早速電話来ました。

医療費とか給食費などの無償化は、これはもう政治なんよ。ですので、無償化をしないと政治が遅れているんじゃないかというふうな一般的にとらわれ方をしています。日本全国多くの

政治家が、立候補をするときのマニフェストに無償化をうたっているわけだね。

千葉県も今年度中に無償化が実施できるよう進めていると、この6月定例議会で熊谷知事が答弁をされております。

支持者から絶対言われるだろうなと思って、さきの議会で徳之島町はできないのという質問を入れたんですけれども、それもあつたけれども、その以前から私はその給食滞納者で頭を痛めた時期がありましたので、この給食関係のその関係者は、一応に無償化を願っているわけです。

教育長は、文科省からの学校給食費の公会計下の取組を一層推進をとの通知もあり、徴収業務等の働き方改革の一環として検討する必要があるんじゃないかなろうかというふうな答弁でしたけれども、町長は義務教育なので無償化は国に要望していくという答弁でしたけど、町村会長ですので、手応えはあるんじゃないかなと期待しとるんですけど、いかがなものでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の質問にお答えいたします。

まず、公会計について御説明いたします。学校給食の公会計は、文部科学省より学校給食の徴収に関する公会計の推進についての通知でございます。

その中に、学校給食については、公会計及び地方公共団体による徴収を基本とするとの答申がありました。

このことから、教育委員会と総務課で協議を行いまして、令和6年度をめどに公会計を実施する予定でございます。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

無償化につきましては、以前より要望をしていたところでございますが、平成30年度に幼児教育でありますとか保育所等々の無償化の流れが出てまいりましたが、当然、給食費についても議論になっております。

その中で、その給食費については、学校教育法と給食法等々で、材料費については保護者が負担をするというような文言もございます。その中でその食料の材料費ですね。今、給食費イコール材料費ですから、それについては無償化から除くというふうになっております。

よって、十分な財政措置を講じることという文言に変えていただいたら、全国町村会のほうから要望するということが納得をせざるを得なかったということでございます。よって、食料費については、無償化から除かれたということです。

○12番（広田 勉君）

令和何年からって言いましたっけ。

○学校教育課長（太 稔君）

現在、令和6年度を目標として実施を計画しております。

○12番（広田 勉君）

とにかく給食が始まる時には、一応2,800食ぐらい、今は956食というふうにこないだの答弁頂いたんですけれども、やっぱり令和6年から、今は4年ですから5年、6年ですので、本来でしたら、やっぱり伊仙、天城、負けるの勝つは関係ないんだけど、できたらやっぱり先駆けてしていただけたらなと前回も言いましたけど、率先して町が、徳之島町が先にしていただきたいというのが私の考えでしたので、6年から始まるということ聞きまして、恐らく電話してきた方もほっとすると思います。

あとやっぱり子供は地域の宝と言って、いろんな施策もあるんだけど、義務教育といえども、やっぱり金にかかるわけですよ。特に、入学1年に上がる子供が見ていると半端じゃないと、かかる金がね。机の引き出しまで買わんといかんというふうな状況ですよ。

やっぱりこういう、何で机の引き出しまで必要なのかなど。我々の時代はそういうものはなかったんだけどねと思うんですけれども、結構、最近は無償化したり、授業料を免除したり、いろいろ子育てに対して非常に手厚いあれがあって、我々の時代とは大分違って、子育ての時代とは大分違ってしやすいじゃないかなというふうには思っておるんだけど、やっぱりかかるところはかかっているところもありますので、やっぱりその辺も周知していただきたいと思います。

まずは、各学校の給食費徴収業務は、今どこでどなたがやっていらっしゃるのか。

○学校教育課長（太 稔君）

ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの訂正といいますか、先ほど私が令和6年度に実施する予定と言ったのは、徴収方法の公会計は6年度ということでございます。無償化をするということではございませんので、再度お伝えします。

公会計は6年度から、これから答弁する徴収方法と関係がございますけれども、徴収方法を変えるのが6年度からと。無償化するということではございませんので、お間違いのないようお願いいたします。

ただいまの広田議員の給食の徴収は、どこでやられているかということでございますけれども、学校給食の徴収業務は各学校の事務職員の方が行っております。2校ほど事務職員ではなく給食担当農家の方を雇用して実施している学校もございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

事務職員のない学校もありましたよね。

○学校教育課長（太 稔君）

事務職員のほうはいらっしゃいます。もし不在の場合は、教頭先生のほうがかわりにしているところもございます。

○12番（広田 勉君）

各校に一人ずついらっしゃるというわけですか。そうじゃないと思うんだけどな。

○教育長（福 宏人君）

給食費につきましては、基本的には各学校の事務職員のほうが行っております。小規模の、例えば、手々、山小、事務職員一応兼務となっておりますので、その兼務の事務職員が給食費を徴収するということです。

また、大規模な学校におきましては、PTAの会計も含めて、そこで雇用した職員が給食担当ということで徴収しているというふうに報告を受けております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

じゃ事務職員がまたがってするという事によろしいわけですね。分かりました。じゃ次にまいります。

次に、補助金制度についてですけれども、農政の事業でいろんな補助金を受けておりますんだけれども、事業の拡大、そして、作業の簡素化、もうみんな頑張っておられるんですが、個人で受けられるものはないと思うんだけど、それもあるのか。組合員で受けられるものがほとんどだと思うんですけれども、現在、大体何種類もある、こういった補助が本町に取り入れられているのか。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

農政事業で町が中心となり補助事業として個人が受けられるのはソフト事業の主なものは、新規就農者対策事業、旧農業次世代人材投資事業、担い手支援対策事業、遊休農地等解消事業、農業機械化研修旅費助成事業、農薬購入助成事業、環境保全型農業推進事業、特殊病虫害防除対策事業の現在7種類程度あります。これにつきましては、購入時、農薬等の購入のときに助成を受けた上で低価格で購入している状況であります。現在7種類程度実施計画しております。そのほかに農家組織として、町から補助事業を行い、町糖業振興会等が実施する機械化作業等の事業があります。

また、ハード事業については、個人が受けられるものは町単独事業である園芸施設機械等補助事業、畜産振興事業の2種類があり、組合、法人等による補助事業は、国庫事業等として、サトウキビ農業機械等リース事業、サトウキビ機械導入等支援事業、果樹経営支援対策事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業創出支援事業、畜産クラスター事業などの6種類程度を計画しております。

ハード事業については、農業者及び組合等の事前要望により計画していることから、必ずしも当年度で実施されるものであるとは限りませんので御理解いただきたいと思っております。

また、農林水産課の所管する主な事業の内容等については、毎年、農林水産課事業計画として資料配布を全戸配布していますので、このようなものが既に配布されていると思いますので、御覧いただいて中身を見ていただければなと思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

いろいろ大まかなものが7種類ぐらいあって、あと町からの補助と。あと国庫の補助というふうにあるということですが、もっと具体的にちょっとお聞きしたかったんだけど、この7種類の中で一番、町民が受けているものというものは何かありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

やはり農家数の多いサトウキビの関係で、これまでやってきた堆肥助成とか、肥料助成等が非常に多いと思います。

また、特殊病害虫については、アフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ等の薬品への助成も行っておりますので、この件についてもそういったものが非常に出ていないかなと思います。

追加で説明いたしますけれども、農林水産課においては新たな事業があった場合、非常に町長等と検討して、導入が見込まれる事業については、非常に今納入すべきだというふうなものがあれば、そういったもので補正等で導入するというふうな形をとっておりますので、必ずしも幾つの事業あるというふうに決まっているわけではありません。

また、サトウキビに関しては、その状況に応じて生産拡大並びに維持を図るためにメニューの調整を南西糖業、JAとともに部会でやっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

先ほどちょっと話しましたが、その大体キビは1反4トンちょっとじゃなかったかなと思うんですけども、反収がね。それに大体肥やしは、元肥から追肥から大体何袋ぐらい1反で入れるか、それを御存じないよね。分かりますか。

○農林水産課長（高城博也君）

私も役場に入って35年余り経過しておりますけれども、入った当初が経済課、農業でやって、今農林水産課にやっておりますけれども、その栽培の技術が非常にまた変わっております。

当初、サトウキビに関しては、記憶では当初植付時に3トンから4トンを入れるようになっていたんですけど、現在、指標の関係では2トン入れて、途中で株だして、また追肥というか、そこら辺で1トン入れるというふうな形を、いろんなパターンをとっております、そういうふうなハーベスター等、機械等の作業にもよりますし、そういうふうな形に変わっておりますので、基本的には3トンから、堆肥に関しては3トンから4トン、化学肥料に関しては、元肥、

追肥によっていろいろ扱う肥料によって変わってくるものだと考えております。

○12番（広田 勉君）

先ほども言いましたけれども、キビ作に対しては、非常に先が暗いというふうに私は思っておるものですから、いろんな組合をつくって、その機械とか補助とか、そういうのを頂いておるんですけども、この島人の性格として、やっぱり1つのグループをつくって、ずっと続けていくということは若干難しいと思うんですよね。ですので、そういったものの解散は、1つのグループつくるけど解散もあるんですよね。

○農林水産課長（高城博也君）

組合員等について、基本的には役場が、町がつくるものではありません。農家自身でつくるものでありますので、基本的には株式会社等とも同じ考えだと。あって結構だと思います。ですから、組合員が設立し、組合員が解散する。そういうふうな形になります。

○12番（広田 勉君）

大体、そのものにもよると思うんですが、組合のものにもよると思うんですけども、大体何世帯ぐらいが一緒に組合とみなして、その補助をつけるものでしょうかね。

○農林水産課長（高城博也君）

生産農家等を含めて3戸以上が基準となっていると思います。それ以上で、農業従事者、法人に関しては、農業従事者等のいろいろ基準もありますので、必ずしも農家だけが入っているわけでないというところもあります。組合員以外で、法人等に関してはそういうふうなこともありますので御理解いただきたい。

○12番（広田 勉君）

今、青年就農給付金は、今何名ぐらいが受けておられるか分かります。

○農林水産課長（高城博也君）

すみません。ただいま数字を持っておりませんので、後で報告いたしたいと思います。申し訳ありません。

○12番（広田 勉君）

本町のその農業法人、設立した人たちが結構いらっしゃると思うんですけども、大体何社ぐらいあって、設立後にその閉じるとか、その移動があるのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、農業法人は、農畜産物の生産や加工、販売など農業に関する事業を行う全般の法人の総称であります。農地を必要として利用する農地法上の規制を受ける農業生産法人と、それ以外のその他の農業生産法人、いわゆる一般農業法人に大別されます。

農林水産課においては、農業法人全体の調査を実施していないことと、農業法人に回答する

会社が何社あるかは会社登記等を調査するすべがないため設立するとは不明であります。

そのうち農業生産法人については、所管である農業委員会が把握しておりましたので、お答えいたします。

本町において現在活動している農業生産法人は、21社となっています。また、設立後に変動はないかという御質問でありますけれども、農業生産法人としては、これら以外に活動を停止している法人が3社、廃業した法人が1社ございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体、その法人の中でじゃなかったかな。その親子で契約して給料を払うとか、そういった契約を結ぶとか、そういったものがあるのは法人ないだったかな。

○農林水産課長（高城博也君）

会社でありますので、普通の会社と同様だと思います。労働、事務等において恐らくその中で払われていると思います。また、収入に関してもその適正に決算を出しているものだと思っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

次に、ハーベスターの件ですけれども、キビのハーベスターとかジャガイモのハーベスター、あとキャベツのハーベスター等は、それぞれどれぐらいずつの団体があるのか。

○農林水産課長（高城博也君）

ハーベスターの台数でよろしいですかね、台数で。ハーベスターの、サトウキビのハーベスターについては、個人所有のものも含めて現在30台が町内で稼働しております。また、バレイショについては、2団体で2台、キャベツについては1団体で1台が稼働しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

これはほとんど機械ですので、倉庫が必要と思うんですよね。お隣の沖永良部の人たちは、まず倉庫を用意して機械を入れると。徳之島は、とりあえず機械を入れると。そして雨ざらしのなっている可能性もあるんですけれども、倉庫の補助というのは、その機械補助のときに倉庫の補助もあるもんかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

導入する事業によって補助対象となっているものもありますが、しかし、機械等については格納庫となる倉庫が整備されているものとして、また、その倉庫等が導入機械を確保できるかどうか事前確認しながら事業導入を図っております。

機械を入れる場合は、機械の格納のスペースを確保されているものとして機械のみを導入している状況であります。

○12番（広田 勉君）

普通車を取得するときに駐車場があるかどうか確認されますよね。そういう感じですか。

○農林水産課長（高城博也君）

車庫証明というふうな形はとっておりませんが、あくまでその格納できるスペースがあるというふうな前提で、畜舎を利用してやる、堆肥舎を利用してやるというふうな形も農家にとってはありますので、以前はハーベスターであればハーベスター格納庫を整備するというふうな事業を一緒に入れていましたし、サトウキビに関しては、ハーベスター以前のドラム脱葉時代のときもトラクター並びにそのもろもろの機械を入れる倉庫をつくる事業もセットでありました。そういったことで、事業によって対象となるものもありますし、機械だけを入れております。その機械のみを入れる、導入できる事業については、農家がそういうふうな倉庫を使用しているかどうかの確認はいたします。そういった上で事業導入の計画を練って協議していく状況となっております。

○12番（広田 勉君）

この先ほどジャガイモは2か所というふうなことをおっしゃっています。キャベツは1か所ということをおっしゃっていましたが、このキビのハーベスターの場合、その1団体、ハーベスターもそうだけどトラクターとかいろいろ一緒のやってきた人たちもあるようなことを聞いているんだけど、全部一定ではないわけですね。

○農林水産課長（高城博也君）

農作物については、品目別に体系がございます。その中で、もし事前に小型トラクターを所有されている方がハーベスターを入れる場合、中型なり大型なりのトラクター、耕機等をやってハーベスター、中耕培土に関しては小型トラクター等でやるといった場合はハーベスターと小型トラクターだけでよろしい、必要な機械は、基本その機械は必要ないわけですよ。ですから、その農家が必要な機械を選定して協議して導入を図るというふうなことを行っております。

○12番（広田 勉君）

キビのハーベスターは、農協主体と言っていましたけど、その最近ジャガイモを大分値段がするので、興味ある人がやっぱり出てきている。このハーベスターなんかは、まだまだ大丈夫ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

このハーベスターについては、以前は、現在は奄振の対象になっておりますけど、20年ぐらい前はほとんど入っておりませんでした。最初、当初私が農政課のとき沖永良部と同時にたしか入れた経緯もございます。そこから始まって、補助対象になってやっておりますけれども、

非常にこのイモ、ポテトハーベスターというのは、この南西諸島のものとは、ちょっと使用が変わっております。ですから、受注生産になりますので、導入事業としてはまだございます。しかしながら、受注生産2年待ちぐらい、この情勢ですから、それ以上にかかっても納入は補償されない状況がありますので、今非常に大変なことになっていると思いますけれども、その事業等がございます。しかし、その受注生産を考えたときに、これから導入がどうなるかというふうな懸念は現在しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

これほとんど100%補助はないと思うんですけれども、その組合の手出し分はあるはずですので、そのときに、設立時に、その組合の中の問題ではあるんだけど、全員が平等に出資するのか、ただ名義だけ借りてやっているのか、そういったものは分からないよね。

○農林水産課長（高城博也君）

名義だけというのは、それを聞くと導入はちょっと控えてもらう、町としては控えてもらうことになると思います。しかし、事業に対する自己負担分については、導入団体の組合員や構成員によって話し合いの下で負担をしていると認識しております。

農業生産法人等については、会社として負担することになりますので、補助事業の事業主体によって様々だと考えております。

○12番（広田 勉君）

ずっと以前の話ですけれども、そのハーベスターの組合つくったんだけど、どうしてもその主体になった人が優先して出して、自分らはちょっと不利になっているものだから、だから抜けて、また、新しい法人を立てて、また、ハーベスターを入れたような感じがあるんですけどね。やっぱりどうしてもその組合というのはなかなか難しいところが、そういったところがあって、やっぱりその機材の使用とか、そういったものに対しては、やっぱり平等に割り振りできるような指導というのは、役場はできないものですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

あくまで重複申請はできないものだと捉えております。ですから、組合があった場合には、組合から恐らく脱退して新たな組合を入れる、また、既に入って導入した受益面積に関しては、それから省かれるものだと思っております。その後、国の事業であれば、会計検査等でその省かれた受益面積で計算することになりますので、単独でまた新たな組合ができた場合、それによって受益面積を構成して、新たな機械を入れることになりますので、ここでこうやって指導とか、そういうふうな形じゃなくて、農家を育成する、担い手として育成する意味であれば、やはり規模拡大して行って、それで自分で認定農業者、自分で農業生産法人を設立していくと

いうふうな企業おこしの観点から、そこは、規制というか、そういうふうな指導をすべきではないと考えております。

○12番（広田 勉君）

次のその補助の告知を受けてから組合をつくるのか、組合をつくってから補助を申請するの
かって。受注生産という話されて、これはジャガイモもキャベツもみんな一緒なのかな。それ
やったら、もう設立して申請してからということになりますけれども、この2つも一緒かな。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

受注生産で言ったのは、あくまでポテトハーベスターがたまたまそういった状況であったと
いうことです。現在は、ちょっと定かでは、調べておりませんので、申し訳ありませんけど、
お答えできませんが、たまたまそういうふうな状況で2年前、状況であったということで答弁
いたしました。

また、補助事業については、導入するに当たっては、実際に存在していなければいけないこ
とから、補助金申請時には当然設立されていることが前提となります。

○12番（広田 勉君）

これは補助金ですので、恐らく監査が入ると思うんですよね。何年後に大体監査というのは
入るものであって、その後もずっと何年かごとにこう監査が入るのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

町の単独事業であれば、町の監査委員による判断だと思います。また、国、県等の補助事業
については、事業導入以後、数年にわたり状況報告が必要となっております。

県については指導監査、国については会計検査院による検査となりますので、いつ、どの事
業を検査するかは決まっておらず不明で、常に対象事業の関係書類の事務の整理は行う必要が
あります。

ちなみに、本年度事業を導入して、本年度の2月に入るということも国のほうは会計検査院
はあります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

先ほども言ったんだけど、その島の人はどうしてもその組合を長く続けるということは、そ
の性格的に難しいというふうなこともあるものですから、どのあたりで解散できるかというふ
うな、難しいやろうね。

○農林水産課長（高城博也君）

組合等については、その組合員で話し合うべきだと思います。いつ解散できるかというのは、

町のほうはどうか判断できないので、とにかくそういうふうな話合いがあった場合、町のほうに速やかに報告していただき、状況報告をしていただく受け身の体制であります。

また、それで導入した事業の機械については、どういうふうな扱いになる。

また、いろいろ廃棄並びに移管をした、売買で売った場合とか、そういう場合に対しても、事前に許認可が必要となりますので、そうでなければ補助金返納の対象となりますので、そこら辺は受け身の体制で、こちらのほうも状況を、機械によって常に報告を調査を行っておりますけれども、そういった状況で、いつどうとかは、こちらの町のほうでは指導することはできませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

○12番（広田 勉君）

次、都会へ住んでいる知人が畜産に興味を持ちまして、多頭用の大型牛舎を一応計画したいと言っていたんだけど、そういったものの補助金はまだあるのか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

補助金としてではなく、施設整備の補助事業として導入されております。

まず、1つは、牛舎のほう、多頭飼育のほうになりますけれども、畜産クラスター事業並びに畜産基盤再編総合整備事業がございます。これ以外に、農協が行っております、農協のほうの簡易牛舎の事業もございます。リース事業でありますけれども。

○12番（広田 勉君）

先ほどちょっと聞いたけど、ハーベスターのほう、30台、今稼働されておるようなことを言っていましたけれども、まだまだハーベスターが必要なのかどうかというので、手を挙げたら、まだ補助できるのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

伊仙、天城に比べて、徳之島町は面積的に非常に、非常にというか、不足している現状であります。収穫時には、伊仙、天城等の、また南西糖業の関連会社である南西サービスの加勢をもらって、徳之島町の収穫を行っている状況であります。

ちなみに、国・県からの事業導入の募集があれば可能です。もし、事業導入以降の農家及び団体等があれば、事前に農林水産課へ事前相談頂ければ対応いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分から開会いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林水産課長（高城博也君）

午前中の広田議員の質問について、漏れていた部分に関して御報告いたしたいと思います。

まず、子牛価格につきましては、6月2日、6月3日の競りの価格でありますけれども、6月2日、1日目が58万8,359円の平均価格、6月3日の2日目の平均価格は56万3,396円となっております。肉用牛子牛生産補給金制度の保証基準価格は、54万1,000円となっておりますんで、価格が低下し、近づいているというふうな形で答弁いたしました。

また、新規就農者対策の対象件数でありますけれども、現在6件で7名の方が対象となって、この6件7名、1件は夫婦による受給であります。

御報告いたします。

○12番（広田 勉君）

次に、役場の定数についてであります。昨日の勇元議員の質問の中にもありましたので、幾つか理解できましたんですけども、最近、最近って、監査のから、同じことを何回も指摘されているのがあるんですけども、職員条例定数266名と、ずっと書いてあるんですけども、この根拠というか、これは何ですか。

○総務課長（村上和代君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

徳之島町職員定数条例上の定数は、現在まで何度か改正を行っており、当時の社会情勢や業務量等に応じて、職員定数が見直されてきたと思われま。

○12番（広田 勉君）

今、机の中にある条例を見てみますと、19年に一部改正というふうな定数が書いてあるんですけど、町長の事務局で198名、議会・選管・農業委員会で12名、教育委員会部署で56名というふうに町条例になって、合計266名というふうに町条例はなっておるんですけども、これずっと前から私は指摘しておったんですけども、一番最初、私が見たときには、この数は徳寿園何名とか、汐路が何名とか、ほかはどこでしたか、いろんところ、中央公民館にしてもしかりだけ、そういったところで、何名何名って書いてあるのが、町長部局で198名というふうに、今回は改正をされているんですよ。

今、社会状況を見てというのは、総務課長のほうがありましたけども、この19年のときに改定したのをちょっと覚えていないんですね。ずっとこれ改定しなさいと、私はずっと申し上げとったんですよ。

というのは、なぜかという、この266名をよしとするのかどうか。変な言い方すると、あるところでは、町長がずっと交代交代で出たり、いろいろするときがあるもんだから、この定

数を多めにしておくと、次の町長は全部それ、その定数分入れてしまうと。

そういったことで、定数は、要らない定数は全部削除すると。改定していくということが、ずっと聞いておったもんだから、以前からそのような、改定必要じゃないのという話をしておったんだけど、町長事務局198名、これ今の社会情勢から考えて、妥当と思いますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在は、職員数が181名となっており、定数条例の職員数より大幅に少ない状況にあります。これには会計年度任用職員を任用し、業務を行っている部分が多いためと考えられます。

ですので、198名という人数にいたしますと、職員にプラス任用職員もいらっしゃいますので、妥当かと思われま。

○12番（広田 勉君）

会計年度職員って、これ入らないんですよ。これ正職員で198であって。

だから、会計年度のその人たちは全部切るのか。切るか、昇格させるのか、どっちなの。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

今、総務課長からも話でしたが、多少補足させていただきます。

当初、私が就任当時は、合併の問題等々で職員の数を減らすべきということで、ある程度減らしてきましたが、結果的に人数が臨時職員を雇用しないとやっていけないということで、臨時職員を少し雇ったのを覚えております。

そして、今後の定数に関して、臨時職員はある程度長い期間やっていくと、正規の職員は異動があります。その中で、責任を持たない、持つべきではない臨時職員が、結果的に町民の苦情に答えていた現実があったり、責任を負わされたりしていた現状がありまして、同一労働同一賃金だということで安定した職場ってなりますと、本来ならば、全員が職員として働くことが、責任を全ての人を負うことになるので理想なんですけど、ある程度の人件費等々考えますと、会計任用職員ということの雇用を少し入れております。

そして、今後、働き方改革の中で、全員がその法律どおり守って、休み、そして有給休暇を取れば、恐らく役場は人数が足りなくなる現状もあろうかというふうに思います。

今後の仕事の量等々考えますと、臨時職員も含めた人数での運営というものは余儀なくされておりますので、今後は正規職員の定数なのか、あくまでも会計任用職員、それで再任用等々を合わせた数なのかということで、議論は必要になってきておりますが、今現状では、正規職員は足りないという声が、現場からは聞こえている次第であります。

○12番（広田 勉君）

これは生産性、グループじゃないので、足りないといえ、全部足りないですよ、欲しいと

いえば。その分、仕事量が減るから。だから、そこは責任者の言うなり、全部採用しとったら、これ何名おっても足らんですよ。

議会事務局は3名なっていますよ。選管も監査入れて4名。198名とは別にですよ。農業委員会においては、書記を含めて5名。そこも全部入れて12名。そして、教育委員会部局では56名。合計266名と。

これ全部、例えば、昔言えば臨時職員だけど、臨時職員を入れないと、業務が回らないと。それだったら、やっぱり入れればいいわけですよ。臨時職員入れる。まあまあ、短期間の事業であれば別だけど、どうしても事業が回らなければ、その分、職員増やさんといかんけど、本当に必要であるかどうかの問題が出てくるわけですよ。

それで、何で今全部、職員を臨時職員に回したりしているのかというのがあるわけよね。保育所なんかにしてもしかり。

だから、それ辺のほうを必要であれば、やっぱり採用するという方向でいかないと、この266をもって、今、全体で180とか170とか190になるときもあるんだけど、それをもって、「どうだ、少ないからいいじゃろう」というふうに言われると困るんですよ。やっぱり必要定数というのはあるはずなんです。

この辺をもう少し、後でも言いますけど、やっぱり考える必要あるんじゃないかなと。高岡町長の場合は、別にそういう浅ましい考えないからいいけど、もし変な町長が出てきて、定数266だから266にしますと。全部役場職員にしてごらん。これ定数266ですと。ほしたら、もつかどうかの問題もあるよね。

だから、仕事量で定数を見るか、給与面で見ると、どちらかバランスを取りなさいって、ずっと監査のほうはずっと言ってきているわけですよ。だから、その辺は、やっぱり定数というのは、266くらいやっぱり考えるべきじゃないかなと思うんだけどね。

○町長（高岡秀規君）

今、条例ではそのようになっておりますが、今現在、我々が定数管理計画というものに沿ってやっているわけでございます。それをしっかりと運用するのが重要なかなというふうに思いますし、今後、定数で数えるかどうかについて、出向組が今後の徳之島の地域の振興するためには、東京であったり、鹿児島であったり、奄美大島であったり、そして今後は、沖縄にも出向組を出すべき時期が来ているのかなというふうに思います。その辺を考えますと、ある程度の人数は必要であろうかというふうに思います。

そしてまた、忙しい時期に合わすのか、暇な時期に合わすのか、私は中間ベースがいいと思っています。それは、しっかりと法律を守るために、働き方改革の中で仕事をやっていく上では、ある程度の人数は必要なんですけど、本当に臨時的に必要な場合、会計任用職員であったり、臨時職員の働く期間等々が、今後は大きな問題になろうかなというふうに思いますし、

役場自体がしっかりとした雇用を生むことによって、Uターン、そしてまた若い人たちの定着にも実はつながっているのも一理あるというふうなことを考えますと、適正な定員管理については、管理計画をしっかりと時代に沿ったもので、それに従うというふうなのが、今は妥当かなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

ですので、町長部局に198名じゃなくて、大体議会に何名とか、全部もう一回、恐らくこれ、徳寿園の数も入っているはずなんですよ、この198の中には、恐らく入っているはずなんです。あと、汐路とか、そうやってみんな入っているんじゃないかなと。

それ、前のあれを見ないと分からないんだけど、私が見た時点では、そういう全部書いてあったんですよ。それが19年の一部改正で、今こういう書き方になっているもんだから、よう分からないんだけど。

だから、前は中央公民館もありましたよね。そういった約束もあったし、どうのこうのいろいろあったんだけど、それ、なくなった部署がいっぱいあるわけですよ。それはそれで削除する必要あるというふうに私は思っておるんだけど、また後からでも、また言いますので。

後、出てきますので、それで、役場の人件費なんですけども、たまたま30年度と令和2年度の監査見ておると、30年度には前年度より、つまり29年度より人件費が1,179万5,000円上がっていると。令和2年度には前年度比1億9,987万円、前年度比上がっていると。毎年上がるのか、前年度よりプラマイのゼロがいつになるのか、減になるのはいつなのか。お願いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

人件費につきましては、令和2年度より会計年度任用職員制度が始まり、以前までの臨時職員にはなかった、期末手当の支給が行われるようになりました。人件費への影響を考慮し、令和2年度から3年をかけ、一般職員と同率の支給率にすることとしており、今年度から一般職員と同率の支給率となります。

以上です。

以前は、臨時職員は物件費の中に入れておりました、賃金として。令和2年度より会計年度任用職員制度が始まりまして、人件費のほうに予算が計上されております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

だから、1億9,000ということは、約2億円なんだよね、びっくりしたんだけども。会計年度任用職員を人件費に入れたと。それまでは物件費、哀れじゃね。それで少なかったんかな、物件費ってするから臨時職員の給与は。物件費って、あまりにもひどいなと思ったんだけど。

中長期財源の収支の試算ですけども、人件費が令和3年度、前年度より0.5%、200万円ほど

下がる予定なんだけど、3月で締めてあるんですけど、大体下がっておるんかどうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今年度も人件費への影響は大きくなることが考えられます。会計年度任用職員の期末手当の支給の率が変わることで、この分が影響してくるのではないかと思います。まだ決算が終わっていませんので。

○12番（広田 勉君）

ちょうど10年前に一応取った資料がありまして、地方交付税なんかは今の去年の予想では、27億3,600万ぐらいを予想しているわけ、10年前は。令和2年。

今は、去年のあれ見ると、地方交付税が35億6,400万、大体7億ぐらい上がっているわけよね、予想より。10年前はこうだろうと予想しておるんだけど、やっぱり7億ぐらい上がっている。それは運営しやすい、あれだと思うんだけど。

それからまた、令和2年からまた12年度までの試算表をちょっと総務のほうから頂いたんですけども、その中見ても、人件費に関して、そんなに上がっていないのよね。

ということは、採用をそう増やすことは考えていないんじゃないかと。これも、この中から見ると。例えば、266を採用する予定であれば、これ人件費も、これ上がってくるはずなんですよ。ほとんど人件費は、そう変わらないと。むしろ、少し10年後には下がるだろうという見方をしているわけですよ。

ということは、今の数、そんなにまで人件費として見ていないと。多くもらう人が、いっぱい辞めると。若い人、給料の低い人ばかり増やすということであっても、やっぱり将来的に10年越しで、そのたびまた上がっていきますので。

この給料見ていると、そんなにまで人員を増やすという、見れないんだけど、いつもいろいろお願いしたら、財務と相談してというふうな回答頂けるんですけども、この財務見ると、人件費そんなに上がっていないんだけど、町長どんなもんでしょう。

○町長（高岡秀規君）

やはり会計任用職員になって制度が変わったということは非常に大きいだろうというふうに思います。ある町村では、あまりにも削り過ぎて、臨時職員が相当多い町村があって、それが会計任用職員に移行するということで、非常に財政的に逼迫した状況があるようにも聞いた町村がございます。

今後は、国の制度によって人件費、そしてまた会計任用職員、働き方改革の在り方等が示されているわけですから、我々は経費の削減等々のみならず、地方交付税の増額をやはり訴えるべきだろうというふうに思います。

以前、10年前は、恐らく合併の議論がまだささやかれている時代だろうというふうに思いま

す。合併を進めるためには、国は、将来は地方交付税が減るよ、減るよというふうな指針を出すわけです。それで、せざるを得ない状況に追い込む、いうところが昭和の合併でも見られたので、私は必ず合併をしなければ、いつかは交付税は元に戻るだろうという予想の中で、合併を反対したわけでございます。

今後は、財政をしっかりと健全化することも、当然のことながら第一に数えなければいけません。人件費もそうです。しかしながら、国の制度によつての働き方改革ですので、単位費用の見直しであったり、地方交付税の地方財源の増額をしっかりと訴えるのが、今は重要なことというふうに感じているところであります。

○12番（広田 勉君）

いろいろあるかも知らんけど、やっぱりこういうデータから見てみると、令和9年度まで毎年職員給与がずっと下がっていくんですよね。これは職員を減らすのか、高い人を辞めさせるのか、どういうことで減らす推移になっているのか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

このシミュレーション、広田議員が今お手元に持っていらっしゃるかと思いますが、シミュレーションにおきますと、職員の数は183名という数字で推移しておりますが、新しい職員、若い職員が入ってきて、定年退職を迎える職員がいる。そこで給料の差が当然出てきますので、そこは減っていくのが当然かと思えます。

○12番（広田 勉君）

ですから、266に戻るんだけど、このシミュレーションでいくと、だんだん下がっていきますよね。給料の高い人が辞めて、給料の少ない人が入ってくる、それは分かります。

しかし、数に関して、定数を266で置いておくんですかと。ですから、こういうシミュレーションでいきますので、人を増やしたら、絶対人件費増えるんですよ。増やす必要がなければいいわけですよ。減らしていくシミュレーションでいけば。

これ10年前と大体いつでもずっと、交付税ががんと上がったり、いろいろしておるから、楽は楽なんだけど、人件費にしても大体似たような、4億ぐらい上がっておるんだけど、10年前より。

定数から考えていくと、給料は減らないと私は思っているんです。ずっと266まで目指すのであれば。だから、目指さなければ、定数をやっぱり低めにすると。

各課をもう一度チェックして、教育委員会なんかにしても56名、これもう一回チェックする必要あるんじゃないかと。もしくは、それじゃ駄目だと。

給食センターも、給食センター何名でしたかね、十何名ぐらいいるんだけど、調理師が大体11人ぐらいおるんじゃないけど、やっぱり必要であれば職員にするとか、何で臨時職員にしておく

のかとか、それもあるわけですよ。

その辺の兼ね合いをきちっとしておくべきじゃないかということで、266というのはどうですかと言っているだけであって、別に高い低いとか、そういったもんじゃないんで。しかし、このシミュレーション見ていくと、266は想定の外にしか私には見えないから言うてるだけで。

○町長（高岡秀規君）

266が条例等で定められているから、そういった話になるんですが、いずれはしっかりと条例等でもうたわなければいけないかもしれませんが、今現在、定数管理計画に基づいて、今やっていると。それが正式な定数が何人なのかということも含めて、条例等でうたう数字を検証するのも、やっぱり定数計画の中で、多い少ないを判断しなければいけない。

それで、会計任用職員の在り方についても、今後、非常に難しい段階に来ているかなど。仮に保育園でありますとか、幼稚園、学校部局は特に、県が教職員が数が少ないということから、町が補填をしなければいけない時代が、もしかしたら来るかもしれません。

それが社会事情に合った定数だろうというふうに思いますので、今後はしっかりと、今、激動の時代でもありますし、そして今、円安等で人件費を下げるのか、やはりインフレ等を目指すのであれば、人件費は実は上げなければいけないということでもあります。

私は、その人件費が上がっていないから、価格の高騰や、そうした世界経済について、先進国であるんですが、人件費上がらないということがデフレの状態が続いているということですから、今後は国に対して、ある程度の給与を上げる方向で、私は要望するべきだというふうに考えております。

そしてまた定数についても、いましばらく、しっかりとした人数、そして会計任用職員の在り方、そして、特に定年退職は5年延びてしまうということから、これも国の施策なんですよ。定年が5年間延びたからといって、若い人たちの雇用をゼロにするか。そこが大きな問題になっておりますが、私は若い人たちはゼロにするべきではなくて、一時的には定数は増えるかもしれませんが、若い人たちの雇用はしっかりとつくっていきたいというふうに考えておりますので、しっかりとした定数というものは、今後しっかりと数字を洗い出す必要があるとは思っております。

○12番（広田 勉君）

別に、給料を下げろとか上げろとか言っているわけじゃなくて、ここにも毎年書いているんだけど、監査が。この定数を考察せって、毎年書いてあるわけですよ、監査の方が。

これ、町、どういうふうに、この答申をどういうふうに今まで受け取ってきているのかが、ちょっと不思議ではないんですけど、いかがなものでしょう。

○町長（高岡秀規君）

今現状は、やはり定数管理で、県の市町村課等々からの指導を受けながら、今行っているわ

けでして、定数の条例の266というものは、今までそういった数字で議論はしておりません。

今、町が出している百八十何名か、百九十何名かの定数管理というものの計画に沿って、県との指導での運用というものがされているというふうに理解しておりますので、まずは、今、私たちが本当に必要とする、そして、徳之島町の行政の在り方も、職員の数というものは洗い出さなければいけませんけども、今後は、出向組、それをどういうふうに定数に反映していくかということが課題になろうかというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

ですので、先ほど総務課長も言われたように、現状に合わせてどうのこうのというふうなことがありましたから。だから、町長自体も200レベルで、ものを考えているわけですよ。266では考えていないわけよね。

だから、やっぱりその辺から見て、幾らせという意味でもないのよ。実態に合わせてすべきなんよ。条例をつくるべきと、私はそう思っているんですよ。

この条例、定数の放置というんか、十何年前からずっとこうやってきているんだけど、議会の怠慢なのか、執行部の意図的な数字のごまかしの操作のいずれかであって、私はやっぱり放置じゃないかなというふうに考えているんだけどね。

とにかく今議会で、この4年間のこの議会で、役場の業務を熟知した、定年まで勤め上げた4名の方が議員になっているわけですよ。やっぱり議員と執行部一緒になって、これ抜本的に直すべきじゃないかなと思って、今回これ取り上げたんですよ。

だから、今、町長自身も266は想定外のわけよね。だから、そういうものを上に置いておけるんじゃないかと、やっぱり実態のものを条例化しないと、これ266ずっとこれおかしいと、私はずっと10年前から言っているんだけど。

実態に合わせて人口も減り、そして、町長が町民何名に対して役場職員何名とかいうふうな目標も1回立てたりしたんですよ。だから、そういったこととか、いろんなものを加味して、やっぱりこの議会のほうといろいろすべきじゃないかなと。見直すべきと、私はこれ以上、放置する必要はないと思っているんですけど、いかがでしょう。

○町長（高岡秀規君）

確かに、そのとおりだと思っております。そこで、実態に沿った数字が何人なのかということが、今後重要なんですよ。だから、確定した時点で、条例改正を行うべきだと。

しかしながら、働き方改革でありましたり、実際の出向をどうするかというのもありましたし、減らしている時期は出向組が義務的にあったとしても、回せないということがありました。それで、今は勉強、そしてまた地域のためには出向組も必要だろうというふうに思います。

そして、実態に合った人数というものを確定するまでには、少し時間がかかるということがあります。なぜならば、定年組が定年退職が65歳までになった。そしてまた、働き方改革がど

のような運用をすればいいのか等々がございますので、しっかりとした条例のうたう数字というものは、しばらく調査する必要があるというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

だから、この4年間でどうですかと。きちっとしたものを出そうやというふうな提案です。大体、言わんとしたことは分かりますので、次に進みます。

次に、町づくり特定組合についてであります。人口急減法に基づき、特定地域づくり事業協同組合が与論町で、昨年5月に認定された和泊・知名町に次いで県内2番目に認定されたらしいですが、本町ではこのような動きはないのかどうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の質問にお答えします。

この事業につきましては、令和2年度から県中小企業団体中央会より、企画課、地域営業課、そして今年度において、おもてなし観光課も加わり、説明を受けています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

新しい課、何と言いましたっけ（「おもてなし観光課」と呼ぶ者あり）おもてなし、裏だけ。ああ、そうなん。すぐ取れるもんですみませんね。まあ、いいでしょう。

これ、あんまり調べていなかったら、あれじゃけど、次に、カーボンニュートラルの宣言についてでありますけど、2050年で脱炭素ゼロにするために、2030年度までには脱炭素社会目標45%削減とか、町長ずっと前からおっしゃっているんですけども、どうもこれ中身、本当詰まってんのかどうか。それ理解されているのかどうか。ずっと疑問持っているんですけども、目標設定だけ高くして、いま一つ、みんな理解に苦しんでいるんじゃないかなというふうな思いもしているんですけども、それが地方自治体にも削減幾らせよという、こういう割当てみたいなものがあるのかどうか。

○企画課長（吉田 忍君）

広田議員の御質問についてお答えいたします。

お待ちください。先ほどの御質問にあります、脱炭素社会目標を2030年までには46%削減を掲げたが、各自治体にも削減割当てなどはあるのかという御質問につきましては、割当て等はございません。

割当てという形ではなく、企画課におきましても、今年3月に策定した徳之島町地域脱炭素戦略ビジョンの中で、国と同様の2050年までに実質的な温室効果ガス排出量をゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目標として目指しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

確かに、これ頂きました。これ出してから、役場来てから、これ頂いたんですけども、大体これ見ても、あんまりすごいと思ったことない。

これ前、電気が物すごくなくなったときに省電を一生懸命しましょうというふうなことになったときにも、大体ほとんど似たようなことを、これずっとまま、そりゃちらっとしか見てないから具体的には分からないんですけども、基本方針1、2、3、4、こう見たんだけど、これ今までエネルギーをなるべく電気を少なくしていこうと。消費量を少なくしていこうという動きが以前あったんだけど、それとほとんど変わらないような状況と見て、あんまり見ていませんけど。

行政としては、各家庭の自然エネルギーに関しても進めているわけですか。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

まず、本町と申しますか、今後の各家庭への普及につきましては、昨日、大沢議員の質問に対して、ちょっと長いことを申し上げましたが、昨日の全協で御説明いたしました今回の計画であります事務事業編、そして、今後、区域施策編としまして、徳之島町全域の温室効果ガス排出抑制を行うための施策に関する計画を策定するとともに、さらに、国が示すロードマップ等の基準に基づいた地域新エネルギー等導入促進計画、こちらのほう、今後、専門家や有識者の御助言等を頂きながら、また、町民の皆様が、例えば太陽光パネルを推進したほうがいいのか、EV車、電気自動車のほうを推進したほうがいいのかなどという御意見等を頂きながら、国のほうで徳之島町が先行区域に認定された場合に、今後、導入に当たっては、助成事業を進めていく方向でございます。

○12番（広田 勉君）

今日の新聞にも載っておりましたけども、指定されてオートバイを100台でしたか、補助するとか何か書いてあったんだけど、ちらっとしか見ていないから分らないんですけども、新庁舎には入れるんですか。

○企画課長（吉田 忍君）

企画課のほうで導入という部分につきましては考えておりませんが、この計画上の中で盛り込んでおりますとおり、今後、各担当課が公用車の買換え等の際には、ハイブリッド、もしくはEV車の導入等について、もちろん予算化に当たっては、財政担当課との予算編成もございますので、そういった形で部署部署において導入を検討していただきたいとお願いしてまいります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

新庁舎にはどうですかと。

○副町長（幸野善治君）

費用対効果考えた場合に、それは外したほうが良いということで大勢の意見がありましたので、入っておりません。

○12番（広田 勉君）

十何年前だよ、その頃、太陽光はやり出したのは。やっぱり私も家造るときに、つけてほしいというふうな話なんかしたら、やっぱり大工さんは金にならんよというふうな話なんかしているものだから、それでやめた経緯があるんだけど、今言ったように、費用対効果ないというふうな考えであるというわけよね。今んところは庁舎に関しても。

しかし、これ電気バスを1回実証実験、徳之島はしましたよね。だから、ああいったものを、もっとずっと引継ぎ、ずっとこうしていけなかったのかなというふうな一つの反省もあるんだけど、やっぱり今度、知名町はやっぱり入れると。東天城中学校も入れるとか計画なかったかな、太陽光は。入れる企画なかったかな。

しかし、やっぱり太陽光をつけないと、カーボンゼロだ、どうのこうの、施策は進まないんじゃないの。

○町長（高岡秀規君）

主に再生可能エネルギー、地産地消の発電分野が話題になっておりますが、確かに、太陽光だけではなくて、風力であったり、水力であったり、温熱であったり、様々な再生可能エネルギーありますが、島においては風力か、あとは太陽光になるかというふうに思いますが、私も、この46%削減というものが、恐らく電気だけでは賅えないので、ほかの車でありますとか、あと畜産関係の分野でありますとか、全てにおいて対策を打たないと、なかなか目標には達せないだろうというふうに思います。

そして、私どもが一番迷っているのが、太陽光発電のパネルの設置場所が、例えば世界自然遺産登録で景観が悪くなる場合もあったり、そしてまた、太陽光パネルが将来、廃棄処分になったときの捨てる経費等々を鑑みて計画をしているのかどうか、多少疑問なところがございますので、徳之島町といたしましては、当然のことながら、カーボンニュートラルについては、しっかりと取り組みますが、もし仮に、カーボンニュートラルゼロを宣言し、計画を立てるとなれば、何をして何を将来もたすかということをししっかりと検討した上で、地道に計画を立てるのがベストかなというふうに今考えております。

○12番（広田 勉君）

こういうふうに、新聞にはゼロカーボンイベントがいろいろ派手にやっておる。実態は大体、今、町長がおっしゃったようなものがあるわけよね。だから、さっき言ったように、本当にその中身が詰まっている政策なのかどうか、施策なのかどうかというふうなことであるんだけど。

この間、名瀬の議会の研修の帰りに、議員は全部こういうふうなチラシを全部頂いたんです

けれども。本当かなというふうに思っているんですけどね。私はあまりこういうのは懐疑的に思うものだから、いつも。

徳之島ダムのモーターが一回壊れたときがありましたよね。あのときに損失した電力というのはすごい量だったんじゃないかなと、これは驚きに思ってんだけど、そのとき思ったんだけど。

何年か前に柳谷を訪ねたときに、ちょうどそこに鹿児島県の総水力発電の事務局長が講演依頼に来られとって、ちょっとお話ししたことがあるんだけど、この水力も本当に馬鹿にならないらしいですよ。この徳之島ダムの水力発電の、あれを見て驚いたのもあるんだけどね。

だから、やっぱりほとんど節電の要項を見ているようですので、別に目新しくではないかと、ずっと思っておるんだけど。やっぱりそれでもあっても、技術は進んでいるんじゃないかなと、その太陽光にしてもね、その蓄電にしても。大分進んでいるんじゃないかと思いますので。やっぱり、それはもっと情報を発信してもらいたいのと、後でも言いますが。

もう少し、私たちもそうだけど執行部のほうも、このニュートラル宣言について、やっぱりもう少し詳しくする必要があるんじゃないかなと思うんだけどね。町長、どういうふうな陳情なんかをして歩いてんのかなと思ったりして。

○町長（高岡秀規君）

今現在、カーボンニュートラルゼロの宣言をしている市町村は幾つかありますが、大体聞くところによると、当然再生可能エネルギーの太陽光発電だったり、風力、風水電、そしてまた電気自動車への移行をするために補助金をもらうためのカーボンニュートラル宣言であったりですね。私は、今、これはしっかりと現実を見て、ちゃんと46%ですかね、削減をできるという計画ができるのかどうか。

それでまた、ある地域だけを特定をしてカーボンニュートラル宣言をすることも、今は可能になっていますから、何をやるべきか、何をしたらいいのかっていうことを、しっかりとわきまえた上で宣言しないと、何か今はやりだからといってやってしまうと、今後に禍根を残すような気がしております。

それでまた、今後九州電力等の電力の買い付け価格を見ると非常に安いんです。それは太陽光でありますとか、風力で蓄電池等が非常に安価な価格でつくれるようになったからでもあります。それをやる側としたら、新電力発電を行う会社を新規に立ち上げる側からしたら、安過ぎるわけです。

よって、大きな町であったり、市であれば太陽光発電をして新電力会社をつくって、公共施設の電力を供給するというもので、ある程度の採算は取れるだろうというふうに思いますが、一番困ったのが中途半端な市町村です。

それで、我々の人口とそういったものを考えますと、リサイクルで本当に利益が出るのかど

うかは、ちゃんと役場のほうでしっかりと精査しなければいけないというふうに、今、考えているところであります。

それでまた、やるべきは、今、畜産とか増頭によって、堆肥が非常に雨のときに流れ出るとか、今、現実に島にいる人たちの産業をしっかりとカーボンニュートラルに沿った産業育成、産業振興をしっかりと取り組むということが、まずやっていこうかなというふうに、今、考えているところであります。

○12番（広田 勉君）

今までもいろいろやっているけどね。九州電力にしても、天城のほうで潮の干満の満ち引きで動かすとかね。そういう実証実験もしたり、いろいろしておるんですけども。一応、今は本町で、一応大体4か所ぐらいじゃないかなと思うんだけど、風力発電の設備は設置されておるんだけど、設置したまんまで稼働がされていないような状況なんですよ。

ほんで、この理由は分からないものか。大体機械類っていうのは1年間置いておくと動かなくなるんです。大体自転車もそうです。乗らないで置いておくと、ほとんど次よっぽど修理、磨かないと使えないんですよ。

だから、もう2年以上なるんじゃないかなと思うんですけど、あの風力発電。まあ、人のものだから構いやせんけど。これ、動かない理由は分からないかな。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

企画課のほうでも神之嶺地区や南原地区、現在稼働していない風力発電設備については、あることは把握しております。しかし、こちらのほうは民間事業者様が独自に土地所有者と契約等を済ませ、何の目的で設置し、なぜ稼働していないのかについては、危険性等の報告等もない状況でございますので、こちらのほうから、例えば立入調査であったり、所有者調査ということではできないため、未稼働の理由は分かっておりません。

○12番（広田 勉君）

何か聞くところによると、ドイツ製の風力発電というふうには聞いておるんですけども。このことで一応土地を貸している金銭的なあれとか、町民でちょっと損しているような話は聞かないですか。そういう話はないのかな。

○企画課長（吉田 忍君）

現在のところ企画課のほうへは、そういった相談は来ておりません。

○12番（広田 勉君）

せっかく風力発電ということで、いいのかなというふうに思っておったんだけど、全然動かないし、どうされてんかなと。しかし、あれを造った資金もあるかも分からんし、また土地を貸しているか売ったか分かりやせんけど、そういった金が取れてんのかどうかとか、町民が

そういう迷惑かけてないのかなというふうな心配はするんだけど、分からないっていうことですよね。

一番は、今年の夏の電力不足で計画で停電もあるようなことを、マスコミがずっと言うてんですけど。九州電力でもそうであるのか、島でもそういう足りないとか、そのことで計画停電もあるのかなのか、聞いたことはないかな。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

計画停電、ニュース等で報道されておりますが、こちらのほうは国の経済産業省が管轄しております。電力・ガス基本政策小委員会におきまして、九州電力を含むその他の電気……。国内にある全電力会社が参加して、委員会の中で、その夏に必要な総電力や予備電力量を予測・検討した上で計画停電などの方針を決めているようです。これは国内本土全体の南西諸島のほうは、本土からの直接送電はございませんので、あまり影響はないと考えております。

しかし、今後島内全域で過剰な電力消費などがあつた場合には、計画停電ではないんですが、停電の恐れ等もありますので、町民の皆様には、日頃からの節電への御協力をお願いしたいと考えているところです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

電力不足になるから原子力発電をもっと動かせとかいうふうな話もしている人たちもおるみたいですけど。やっぱり、九州電力の、今、テレビなんかをよく見ていると、コマーシャルでオール電化をしましょうというふうに勧めているんですよね。高齢者の独り暮らしには、火を使わないので都会に住んでいる子供さんたちは非常に安心ということであるんですけども。

やっぱり、エネルギー源としては、今までは木とか石油、ガス、電気と、ずっと変わってきておるんですけども、2030年かな、ガソリン車の製造が中止とか、いろいろあるんですけどね、今後大きくエネルギーが変わっていく。その中でカーボンゼロ世帯というふうなことになっていきますので。

さっきから何回も言うてんだけど、どうしてもこの……。どうしてゼロに持っていくかという、その実態とか中身とかそういったものを、やっぱり、事細かく町民にどこが影響するとか、そういったものを広報でシリーズでね。

でも、ずっとこれは取り組んで、広報で知らせていく方法はないのかなと。そうしないと、自然遺産になったときに屋久島の人たちが何を言われたかということ、何でディーゼル車は走ると、何で電気自動車じゃないのと言われるような、らしいのよ。

だから、今後はやっぱり、世界自然遺産にもなったんだけど、ましてやまたこういう時代になってくるから、余計……。しますので、やっぱり、そういった社会にも向けて、みんなでや

っていかないといけないということで、理解をさせるためにも、やっぱりある程度広報でね。町としてはこうしていきます、ああしていきますと。カーボン世界に向けて、みんなで頑張ろうというふうな広報を、ぜひお願いしたいと思いますけど。一言だけ。

○町長（高岡秀規君）

世界自然遺産登録になった今、カーボンニュートラル、イコール我々の地域の在り方を指針としたすばらしい方向性が見出せるというふうには思っております。まず、東天城地区にできる観光のスポットですね。その建設が、今、始まりますが、その道の駅等々につきましては、そういったエネルギー等々に配慮したつくりというものを、今、考えているところで、今後もできることからカーボンニュートラルに向けた取り組みをしていきたいというふうに思います。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月10日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時28分

令和4年第2回徳之島町議会定例会

第4日

令和4年6月10日

令和4年第2回徳之島町議会定例会会議録
令和4年6月10日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第41号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更
について ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第42号 総合整備計画の提出について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第43号 徳之島町町道の認定について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第44号 徳之島町町道の延長の変更について ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第45号 教育委員会委員の任命について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第46号 教育委員会委員の任命について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第47号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）について
……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第48号 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第49号 令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第
1号）について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第50号 令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1
号）について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第51号 令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）につい
て ……………（町長提出）
- 日程第12 報告第 1号 継続費遞次繰越費について ……………（町長提出）
- 日程第13 報告第 2号 繰越明許費について ……………（町長提出）
- 日程第14 報告第 3号 事故繰越費について ……………（町長提出）
- 日程第15 陳情第 4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかる
ための、2023年度政府予算に係る意見書採択の
陳情について ……………（総務文教厚生委員長報告）
- 日程第16 陳情第4-1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるた
めの、2023年度政府予算に係る意見書採択の
陳情について ……………（総務文教厚生委員長報告）
- 日程第17 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはか
るための、2023年度政府予算に係る意見書
……………（富田 良一 外1名）

- 日程第18 発議第 2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるた
めの、2023年度政府予算に係る意見書
…………… (富田 良一 外1名)
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について … (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査の申し出について …… (経済建設常任委員長)
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
…………… (議会運営委員長)

- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内博行君	2番	政田正武君
3番	宮之原剛君	4番	植木厚吉君
5番	竹山成浩君	6番	松田太志君
7番	富田良一君	8番	勇元勝雄君
9番	徳田進君	10番	池山富良君
11番	是枝孝太郎君	12番	広田勉君
13番	木原良治君	14番	福岡兵八郎君
15番	大沢章宏君	16番	行沢弘栄君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 福田誠志君 主事 稲村よう子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	村上和代君
企画課長	吉田忍君	建設課長	清山勝志君
花徳支所長	尚康典君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	水野毅君	地域営業課長	清瀬博之君
農委事務局長	藤康裕君	学校教育課長	太稔君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	廣智和君
健康増進課長	田畑和也君	おもてなし観光課長	吉田広和君
税務課長	新田良二君	住民生活課長	大山寛樹君
選管事務局長	白坂貴仁君	会計管理者・会計課長	当洋子君
水道課長	保久幸仁君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第41号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第41号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画について、3、産業の振興計画の中に、水産物供給基盤整備事業2件の事業を追加、5、交通施設の整備、交通手段の確保の中に、2橋梁補修工事を追加、12、再生可能エネルギーの利用の推進の中に、太陽熱利用システム導入事業を追加、以上の追加等に伴い、計画書本文の文言を変更するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

1ページ目の水産物供給基盤整備事業、これはどのような事業でしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

事業名はこういうふうな形になっておりますけれども、現在は、設計委託等、工事等を発注して、亀津漁港並びに下のほうの山漁港の護岸整備のための案件であります。

○8番（勇元勝雄君）

東天城中学校の地域資源エネルギー、2枚目の裏のほうですけど、昨日の答弁では、東天城中学校は太陽光を入れないという答弁でしたけど、これは計画になっているんですけど、どのようなことを入れないことになったのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

4月の段階で説明会を行ったときに太陽光の話が出ました。今後、太陽光はどうですかとい

う話の中では、その場では、その会議では入れないほうがいいんじゃないかということとなっております。

一応、この過疎計画に載せたのは、今後、入れることも考えながらそのまま継続して、もし、今後の協議で入れることになった場合に対応できるようにしてあります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

これも3回ですか。

この予算が1,500万円となっています。それと、給食センターが、過疎地域持続的発展市町村計画、ここでは6億6,000万円になっていますけど、総合整備計画書では8億円となっています。この整合性はどのようなものでしょうか。8枚目では6億6,000万円、12枚目では8億円となっています。これはどのようなことで。

○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

御説明の前に、今回の過疎計画参考資料につきまして、次回からページのほうをおつけしたいと思います。今回はちょっと、ページのほうが漏れておりました。すみません。

それでは、改めまして、この過疎計画におけます給食センター、学校給食設備6億6,000万円と次の議案にあります辺地総合整備計画上の8億円の差についてでございますが、こちらのほう、今回、新たに辺地計画を策定する際に、学校教育課さんより直近の状況で8億円という数字をいただいております。それ以前に、過疎計画上では6億6,000万円で計上してありましたので、企画課としましては、過疎計画、辺地計画、数字の整合性を図ってほしいとは学校教育課さんにもお願いしているところでございますが、正解は8億円だと思われま。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第42号 総合整備計画の提出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第42号、総合整備計画の提出についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、総合整備計画の提出について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島辺地に係る現総合整備計画が平成29年度から令和3年度になっており、新たに令和4年度から令和8年度までの5年間の総合整備計画を作成し、国・県へ提出するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、総合整備計画の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第43号 徳之島町町道の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第43号、徳之島町町道の認定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第43号の提案理由を御説明申し上げます。
本議案は、徳之島町町道の認定について、議会の議決を求める件であります。
内容は、町道路線見直しにより新たに町道を認定するものであります。
何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。
これから議案第43号、徳之島町町道の認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第44号 徳之島町町道の延長の変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第44号、徳之島町町道の延長の変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第44号の提案理由を御説明申し上げます。
本議案は、徳之島町町道の延長の変更について、議会の議決を求める件であります。
内容は、道路改良に伴い町道の延長を変更するものであります。
何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

この図面を見てもどこが延長になったのか分からないんです。どこが延長になったんでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

皆さんにお配りした図面をちょっと持っていませんが、畑総事業で変更になった部分でございます。

○8番（勇元勝雄君）

図面はあるんですけど、延長部分で、ここが延長になりますということを記していなければ、どこが延長になったのかと非常に疑問に思うんです。

次からこういうことがないように、よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、徳之島町町道の延長の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第45号 教育委員会委員の任命について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第45号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第45号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める件であります。

内容は、来る令和4年6月30日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を再任するものであります。

徳之島町亀津135番地の8、清瀬利津子氏であります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

△ 日程第6 議案第46号 教育委員会委員の任命について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第46号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第46号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める件であります。

内容は、来る令和4年6月30日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を再任するものであります。

徳之島町諸田701番地の2、野中貴司氏であります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

△ 日程第7 議案第47号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第47号、令和4年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第47号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,392万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,875万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1億733万6,000円、町債5,740万円、諸収入936万円、県支出金20万円の増額、繰入金37万1,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、消防費6,803万3,000円、商工費4,420万円、教育費4,088万4,000円、衛生費3,196万5,000円などの増額、土木費937万8,000円、総務費936万1,000円、議会費255万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○4番（植木厚吉君）

歳出の6ページになります。

款の2総務費、項の1総務管理費、目1一般管理費、節18負担金補助及び交付金の防犯灯設置事業とありますけども、対象地域と事業内容等が分かれば教えてください。

次に、歳出19ページ、商工費です。

目の4観光費、節13の亀徳港事務所借上げ、昨日、話にも出ましたけども、これの移設のタイミング等が分かれば教えてください。

次に、22ページの消防費、目の3災害対策費、節の18負担金補助、これの地域防災組織育成とありますけども、この事業内容を教えてください。

以上です。

○総務課長（村上和代君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

まず、歳出の6ページ、款2項1目1節18の負担金補助及び交付金でございます。この290万円につきましては防犯灯の予算となります。防犯灯につきましては、昨年度まで集落活性化補助金で対応をお願いしておりましたが、補助金について見直しを行い、今回、防犯灯の予算については別途補助をすることといたしました。

内容につきましては、各集落へ約10万円を限度に20集落分を計上しております。

歳出の22ページ、款9消防費、項、消防費、目、災害対策費、節18負担金補助及び交付金でございます。このコミュニティ助成事業でございますが、地域の防災組織の育成事業となっております。

内容といたしましては、前川生活館のほうに防災に関連する発電機でありましたり、電工ドラム、また、屋外のテントなどを計上しております。

以上です。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

植木議員の御質問にお答えします。

19ページの7、1、4の13亀徳新港の借上料になります。タイミングについては、この6月中に県のほうに申請を上げて、7月から、一応、借り入れる予定です。その間、事務所内の改修を行い、庁舎、職員の移動に合わせて私たち観光課も9月に移動する予定です。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに。

○3番（宮之原剛君）

2点、お伺いいたします。

事項別明細書の11ページ、款1民生費、項、児童福祉費、目5の子育て世帯生活支援特別給

付金事業の節19、1,350万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業というのがありますけども、これは去年の給付された分とどう違うのか、同じなのか、ちょっとお伺いしたい。

もう1点は、事項別明細書の19ページ、款7商工費、項1商工費、目4の12委託料の説明の中の上のほうの2行、徳之島町魅力発信事業業務委託料1,870万円、それから、その次の徳之島町観光プロモーション事業委託料1,374万円、これの事業内容をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

款項目、3、2、5の子育て世帯生活支援特別給付金事業についてですけれども、去年の給付金事業と給付方法についてはほぼ一緒になっております。事業の目的としましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うとしております。

事業の内容です。

対象者につきましては、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けているもの、独り親世帯ということになりますけれども、こちらは県のほうが主体となっておりますので、県より交付されます。また、その他の非課税世帯の低所得で子供のいる世帯の方に関しましては、町のほうで交付する予定になっております。

また、スケジュールにつきましては、県による交付につきましては6月中に支給されると聞いております。また、町のほうの子供がいる非課税世帯へは、事務処理、抽出等がありますので、7月中旬ごろから支給開始ができればと考えております。

以上です。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

19ページ、7、1、4の12徳之島町魅力発信事業について御説明します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、交流人口の減少が著しい状況ではありますが、世界遺産登録を契機とし、アフターコロナの旅行事業を見据え、首都圏を中心に読者数を持つ旅行専門誌を活用し、地域の魅力の発信を行い、知名度向上と交流人口の拡大を図る事業となっております。

次に、徳之島町観光プロモーション事業について説明します。

世界遺産登録による新たな観光需要や特産品等の消費拡大を図るべく、インフルエンサーやSNSを活用し、地域の魅力や特産品等の情報発信を強化し、アフターコロナに向けた、商工、観光、産業の強化を図る事業となっております。

あと1つ項目がありまして、インフルエンサーを活用したり、町民向けのフェイスブックやインスタグラムの活用セミナーを実施し、町民一人一人が徳之島をSNSによってPRしているという事業になっています。この事業については、議員の皆様も、みんな参加していただいて、徳之島を発信してもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。

介護福祉課長、私、初日に一般質問でしましたけども、内閣府のほうから、このコロナ対策感染症の地方創生臨時交付金の追加配分の分が来ていたと思うんですけども、この中で、今、ロシアのウクライナ侵攻で物価がすごく高騰していく、また、これからもどんどん上がっていくだろうということも踏まえてこの給付金があるということで、例えば、子育て世帯生活支援特別給付金による内閣府からの通達で、教育による児童1人当たり一律5万円に対して上乗せを行うとか、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金による対象者の要件緩和等というのも書かれておりますので、そこら辺、また加味して、どういうふうこれをうまく活用していくのか、8,000万円ちょっと、これは限度額ですけども、昨日、財務に確認したら、まだこれは正式な通達が来ていないんで、一応、全部のほうから計画書を上げて、申請をして、それで金額が決定するということでありますが、8,019万9,000円という限度額が来ておりますので、これを満額もらえるように、そしてまた、有効活用できるように、これは要望ですので、よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（松田太志君）

お疲れさまです。3点、ちょっと確認と要望等を踏まえてお伺いしたいと思います。

歳入の3ページ、国庫補助金のほうになるんですが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に関わることでございます。

昨日、飲食関係の方々と、電話でのやりとりなんですけど、3月6日頃、まん延防止がなったあとには、送別会シーズンということで回復傾向が見られたようなんです。ところが、5月のほうに入りまして、島内でもクラスターが発生して、なかなか飲食関係が、お客さんの出入りであったり、売上げ等がなかなか伸びないというふうなことをお伺いしました。それが1件ではなくて多数の方々に見られるというふうなことをお伺いしまして、飲食関係が動かないとなると、タクシーであったり、代行とか、そういったところもなかなか動きが鈍くなってくるんです。これに対して、行政はどのように考えているのかというのが、まず1点です。

続いて、20ページの節の13になります。使用料及び賃借料になるんですが、重機器の借上げ

ということで3か所、側溝設置のほうを上げておるようです。先ほど地図のほうを手元のほうに資料として受け取ったんですが、これについての説明をお願いいたします。

続きまして、24ページ、教育総務費、節の17の備品購入費で、タブレット端末のほうの導入を上げておりますが、これについての使用、こういった年代の方に使用するだとかというふうな説明をお伺いいたします。

お願いします。

○町長（高岡秀規君）

1番目の項目についてお答えいたします。

今、臨時交付金が政府から来ておりますが、飲食店等々の大きく影響の受けた業界に対してどのような措置ができるかということ、実は、松田議員からもお話があったんですが、役場のほうにも、関係者から2月、3月はよかったんだけど非常に影響を受けているという話がありました。そこで、財務は以前の経験から、感染者がこれだけ増えると恐らく影響が出る業界が出てくるので、それまである程度の計画をストックしておりました。その予算をしっかりと、今、松田議員がおっしゃるように、影響のあった業界のほうに支援をしていきたいというふうに思います。

その支援のやり方については、以前やりました券を発行する、現金を発行する、いろいろなデメリット、メリットを精査して、ある程度、皆さんが本当に売上げ手に対して平等に行き渡る方法はないかということ、しっかりと模索をしながら決定して、予算は皆様方へお願いですが、専決で、早急に決まり次第、予算の執行を行いたいと思いますので、御理解のほどをよろしくをお願いいたします。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

先ほど資料を配りましたが、その3か所に対しましては、5月の初めの大雨に、より民間に大量の水が流れ込んできたため、早急に着手したいと思ひまして上げました。

1枚目の南区の亀津上当原線、それは側溝がないもんですから早急に対応したいと思ひます。

2枚目の亀津公園、そこは横断の側溝がないんで、これも新設です。

そして、3番目の母間の加工センターに行く、町道母間とうはた線、そこはもう側溝が小さくて、今度はそれを大きくしたいので改修したいと思ひます。

以上です。

○学校教育課長（太 稔君）

24ページ、款10教育費、項1教育総務費、節8のICT活用事業の17備品購入ですけども、タブレット購入の理由といたしましては、タブレットの使用目的は、現在、学校教育課で実施しております学士村塾、向学塾、進学塾にして使用いたします。

現在、学士村塾では、学校で使用しているタブレットを持ち帰って、この塾で活用をしておりますが、持ち帰りの移動の際、落としてしまったり壊したりとか、また、忘れた子供たちもいらっしゃると思います。また、新たにタブレットを購入することで、新たな学習用のアプリを導入し、さらに勉強を進めたいと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（勇元勝雄君）

歳出、6ページ、2、1、1の18、290万円。これは大体何灯分を予定しているのでしょうか。

7ページ、2、1、22の18、54万円。事業内容と町民への啓発、この間の新聞でSDGs都市とか何とかいって町が指定されているという新聞報道もありましたけど。

2、1、23の12、197万1,000円。事業内容。

同じく18の事業内容。

2、1、25の13、15万円。これは場所はどこでしょうか。

7ページから8ページにかけて、2、2、2、1,893万5,000円。人件費が減になった理由。

10ページ、3、1、5の12、これは49万円。設計委託料だけですけど、これはもう、工事としては次の議会で予算を取るのか。

3、1、8の18、900万円。毎回の防災無線で呼んでいる数字を数えてみたら、900万円では全然足りないわけです。それを専決でするのか、また、この3万円の給付金はいつまでやるのか。コロナが感染症2類を外れてインフルエンザみたいな格好になるまではやらなければ不公平が出ると思うんです。いつまでやるのか。

一昨日、たまたま電話がきて、濃厚接触者も感染者も同じような状況じゃないかという電話をもらったんです。考えてみたら、濃厚接触者も勝手に出かけない、隔離みたいな格好で家で待機しなければいけないような状態ですけど、それをどう考えるか。

3、2、1の10、クーラーなんですけど、取り替えか、修理か。

11ページ、3、2、4の2、168万8,000円。職員の減か。また、現在、母間保育所は法的定数は何名かお伺いします。また、現在の保母の数。

12ページ、4、1、2の10、107万5,000円。事業内容。

13ページ、4、1、3、12、760万円。事業内容。

4、1、5、予算組みかえの理由。

4、1、14の12、931万1,000円。現在の3回目接種、この間、資料をもらいましたが、また再度お願いします。資料を見たら若年層が接種率が悪いようですので、今後、どのような手

だてを行うか。

14ページ、4、1、15の19、150万円。事業内容。

4、1、16の12、100万円。同じく事業内容。

15ページ、6、1、2の11、13万2,000円。事業内容。

6、1、11の10、99万円。同じく事業内容。

16ページ、6、1、22の18、142万5,000円。同じく事業内容。

6、1、23の17、27万円。事業内容。

6、1、29の1、60万9,000円。職員を増やすのか。

6、1、29の17、製氷機。現在は製氷機がないのか。

6、2、4の7、300万円。現在の実績は。

7、1、4の1、164万7,000円。事業内容。

7、1、4の全体、先ほど説明がありましたけど、観光、役場は一生懸命やっているみたいなんですけど、観光協会、協会自体が動きが鈍いような感じですよ。新聞等を見ても、奄美では観光連盟が一生懸命頑張っている。観光物産協会、有村さんが会長をしている、ああいうところも一生懸命頑張っているみたいなんですけど、役場は一生懸命しているのに、何か民間が全然動かないような感じを受けていますので、町長も3町の町長と話し合っ、観光協会をもっと頑張ってもらおうような手立てをやってもらいたいと思う。これは要望です。

21ページ、8、5の1。前も質問をしたと思うんですけど、総合グラウンドのプールのスライダー、子供たち、非常にあれを楽しみにしているんです。これはやる予定があるのか。

9、1、3の10、117万6,000円。内容。

同じく、12、511万円。事業内容。

9、1、6の10、102万円。事業内容。

23ページ、10の1の2の11、250万円。内容。

11、1、8の7、324万円。事業内容。

26ページ、10、5、7の18、45万円。事業内容。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員より前もって質問内容が提出されております。事項別明細書に沿ってページごとに各課より説明をしていただきたいと思います。

まず、6ページから。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

款2、1総務管理費、一般管理費の負担金補助及び交付金につきましてです。ページは

6 ページでございます。

防犯灯設置事業費290万円について、何灯分かということでございますが、要望をお聞きいたしましたところ、各地区、大体5、6灯の要望がございましたので、1地区、5灯から6灯、設置ができるようにということで、限度額を10万円といたしております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

7 ページ。

○企画課長（吉田 忍君）

企画課よりお答えいたします。

事項別明細書7ページ、款2総務費、項1総務管理費、節22SDGs未来都市推進事業。こちらの中身につきまして御説明いたします。

企画課におきましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、SDGsの目標達成に向けて取り組んでいるところです。計画の中で、域学連携といたしまして、大学生のインターンシップ事業により、徳之島の魅力的な自然、海、食文化等の地域資源を活用した特産品の発掘や、インターネットやSNSを活用した広報展開、また、徳之島高校生徒の交流により、卒業後の、その高校生たちの選択肢の幅を広げる取り組みや、今回は、サトウキビの生産工程の可視化などの研究について、昨年、東京にあります桜美林大学のほうから事業提案がございまして、具体的な事業案が固まりましたので、今回、予算化しております。こちらのほうは、東京武蔵野大学に続く2校目となる受け入れ事業でございます。これらの取組につきましては、町広報誌などで町民の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

次に、同じく目23ふるさと納税推進事業、節12JALキャリア教育プロジェクト委託料。こちらのほうは、令和4年度で2年目になります。徳之島高校とJAL、そして、スープストック東京との官民学連携事業でございます。クラウドファンディング寄附金を活用した今年で2年目となる地域人材育成プログラムの共同実施事業に係る委託料でございます。

こちらのほうも、昨年度はJACの機内便のほうで、町民または飛行機の利用者の方々に取組を周知しているところでございます。

次に、節18高校魅力化プロジェクト事業補助金。

こちらのほうは今回で5年目を迎えます。徳之島高校の総合的な探求の時間におきまして、地域の魅力の再発見や地域資源を見出し、磨きをかけていく事業となっております。

以上で終わります。

○花徳支所長（尚 康典君）

同じページの次の25の款項目、2の1の25の支所管理費の13番の使用料及び賃借料の駐車場敷地借上げ料の場所の件についてですけど、場所は、花徳支所の近くの嶺山理容所の空き地で

あります。

以上です。

○総務課長（村上和代君）

同じく7ページでございます。款、総務費、2町税費、1税務管理費。これの給料の人権の分につきましての御説明です。

収納対策課と税務課の統廃合により2名の職員が減員となったことと、人事異動による減額となっております。

以上です。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

事項別明細書10ページ、款3民生費、項1社会福祉費、5地域福祉センター管理費の12の委託料ですけれども、今回は工事費は乗せておりません。工事をする場所が厨房ということで、食品衛生法と専門的な設計が必要であるために、実施設計を行わないと工事費が見えない部分がありましたので、とりあえず委託料で設計をしてから、工事費のほうを計上していきたいと思っております。なるべく早い時期に計上していきたいというところでございます。

続いて、8の目8の18コロナ感染症陽性者支援事業についてですけれども、現在の感染者数は累計で、令和2年の12月からですけれども863名となっております。

質問にありましたけれども、もちろん予算が足りなくなっております。この補正予算を計上する前、総務課のほうに上げたあとに、非常に爆発的に感染したものですから追いつかない状況になっているんですけれども、今後の感染状況を見ながら、9月補正で間に合うか、間に合わないかというのはもちろんあるでしょうし、そこらは財務と協議しながら対応していきたいと思っております。

続いて、いつまでするかということなんですけれども、基本的には、今年度いっぱいはもちろんする必要があらうと思っておりますし、あと、今後の感染状況等によっては、国の支援、対応等、対策等の進捗を見ながら、また決めていきたいと、いつまでするかというのを決めていきたいと思っております。

次に、濃厚接触者につきましては、非常に課題が多いと思っております。実際、感染者数が800名ですので、2倍にしても、3倍にしても、3,000人ぐらいの数にのぼるんじゃないかと思っておりますし、もちろん、役場、うちの課でも濃厚接触者が出まして休まざるを得ないし、家にいるというのは大変だったと聞いていますのでそこは分かるんですけれども、やっぱり課題がちょっと多いかというふうに思います。また、濃厚接触者になったという特定、証明の方法、そこら辺も課題になると思っております。なので、支援の方法等もまた考えるべきかと思っております。ちょっと課題が多いかと思っております。

また、他市町村においても、濃厚接触者に対して、支援に対してもばらつきがあるようですので、まず、できる、できないのほうから協議していかないといけないと思いますので、今後、また関係部署と協議をしたいと思います。

続いて、3、2、1、10の保育所のエアコンの修繕ですけれども、こちらは修理費になります。

以上です。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

11ページ、民生費、児童福祉費、母間保育所、給料の168万8,000円の減額分でございます。これは、人事異動に伴う職員の減でございます。

法的に必要な保育士の数は、最低でも8名以上です。現在の保育士数は、育児休業や短期の会計年度任用職員も含めて12名となっております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

11ページ。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

款4項1目2節10の修繕費であります。107万5,000円の修繕費の内訳といたしまして、保健センター照明設備修繕56万8,000円。建設後34年たっており、老朽化に伴う故障等により、事務所、和室、診察室の証明をLED照明に変更する予定であります。

続きまして、13ページ、保健センター空調設備修繕47万7,000円。保健センターの入り口とホール、ワクチン保管準備室のクーラーの修繕になります。

そして、保健センター電話修繕3万円。

合わせて107万5,000円となります。

引き続きまして、款4項1目3節12、760万円の事業内容といたしまして、水銀血圧計処分費が2万円。予防接種委託料758万円の内容は、子宮頸がん予防接種キャッチアップ分となります。ワクチンの接種を逃した方のための接種となります。

以上です。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えいたします。

13ページ、款4項1目5組替えの理由ですが、当初、生ごみ処理機キエーロをシルバー人材センターにて購入した方に対して、町へ申請を行い、補助をする予定でしたが、購入者の利便性を考え、シルバー人材センターへ政策販売を委託し、購入者が町へ申請することなく生ごみ

処理機を購入できるように予算の組替えを行いました。

以上です。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

13ページ、款4項1目14節12の現在3回目接種の何パーセントかということですが、令和4年5月30日現在、接種率は、1回目は総人口の72.04%、12歳以上の人口の81.69%、2回目は総人口の70.99%、12歳以上の人口の80.50%、3回目は総人口の50.81%、12歳以上の人口の57.61%。

若年層の接種率は、10代で、1回目が65.10%、2回目は62.85%、3回目は13.92%。20代は、1回目が59.17%、2回目は57.65%、3回目は24.31%となっております。

接種率が低いのは10代、20代が多いようですが、対策といたしまして、接種をしない人に対してワクチンに係る情報提供を継続し、特に若年層や親世代に向けて広報活動を継続して実施していきます。

ワクチン接種の向上対策といたしまして、若者が接種しやすいよう医療機関と調整して夏休み等にできたらと思っています。

引き続き、14ページの款4項1目15の事業内容ですが、新型コロナ検査費助成の150万円の事業内容ですが、濃厚接触者等で保健所から指示されたものについて、PCR等をする場合、初診料がかかるのですが、町と医療機関が契約して、検査した人から料金を取らず、その分を町が医療機関に支払う事業です。本人負担がゼロになるということです。

引き続き、14ページ、款4項1目16節12の健康増進計画策定業務委託料100万円ですが、事業内容といたしまして、健康増進計画は、健康増進法の規定により、国の基本方針及び県の健康増進計画を勘案して、町民の健康増進の推進に係る施策について計画する政策になっています。今年度から徳之島町は第3期の健康増進計画を作成するに当たり、アンケート調査の集計作業と集計報告書の作成の委託料となっております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

事項別明細書の15ページ、6、1、2の11農業総務費の役務費、手数料であります。1つは、ドライブレコーダー取付手数料、これにつきましては、公用車入替えにより、新しくなる公用車に以前の旧公用車よりドライブレコーダーを取りつける手数料となります。

また、シマアザミ特許申請手数料につきましては、現在、申請中でありますアメリカ、中国等における現地特許申請請求手続きの代理人、代行手数料となります。

続きまして、同じく15ページの6、1、11の10農産物処理加工センター運営費の中の需用費、

自動給水ポンプ修繕99万円となっております。これにつきましては、30年近くになっている母間加工センターの、裏のほうに給水タンクがあるんですけども、漏水が激しく、水道課等から指摘を受けている状況でありました。現在、給水栓を止めて、使用するときをやっているというふうな状況でありますので、この漏水等の復旧、修繕のためであります。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

16ページ、款6項1目22美農里館工場運営費、節18負担金補助及び交付金142万5,000円。食の魅力発信事業負担金ですが、これにつきましては、JA徳之島事業本部が事業主体となつて行う事業で、伊仙町、徳之島町、JA徳之島事業本部が事業費を負担して島の魅力を発信する事業となっております。事業費の予算総額が570万円で、負担割合が、JA事業本部が2分の1の負担で285万円、徳之島町、伊仙町がそれぞれ4分の1負担で142万5,000円となっております。

内容といたしましては、徳之島の農産物の認知度拡大に向けて、東京日本橋にある高級レストランにおいて、徳之島の農産物を使用した徳之島フェアの開催であったり、また、販路拡大といたしまして、東京の大手量販店やスーパーにおいて、徳之島産の農産物の販売やPRを行います。

また、その中で、商品開発においては、レストランのシェフによる加工品、また、B級グルメ等といった開発を行う予定であります。それに伴って、誘客促進について、職を通じて徳之島への集客を行っていかうということで、JAのほうから提案があった事業でございます。

以上です。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

16ページ、6、1、23の17の備品購入費27万円なんですけど、農道管理係の備品購入費となっております。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

17ページ、款6項1目29みのり館店舗運営事業費ですが、1報酬費ですが、先ほど16ページ的美農里館工場運営費の中の報酬費との組替えでございまして、職員全体数は変わっては降りません。みのり館の店舗の土日祝日の会計年度職員の予算でございます。

もう一つ、節17備品購入費ですが、店舗の製氷機につきましては、去る5月の連休明けぐらいに店舗の製氷機が故障したためによる買替えでございます。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

17ページになります。6、2、4の7になります。鳥獣被害対策事業費推進事業の中の報償費300万円。鳥獣被害防止緊急捕獲等報償費300万円であります。これにつきましては、予算の組替えと目の移動になります。

御質問の現在の捕獲実績はということでありますけれども、令和2年度で718であったのが、令和3年度では812の買上げとなって、買上げ頭数も増加しております。

以上です。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

19ページ、7、1、4、1報償費、3職員手当、4共済費については、おもてなし観光課の会計年度職員1人分の人件費となっております。

業務内容といたしましては、私たち職員は私を含め3名いますけれども、観光課の全業務に対しての事務の補助員をすることと、あと、窓口対応となっております。

以上です。

○建設課長（清山勝志君）

21ページ、8、5の1都市計画総務費ですけど、都市計画では公園事業を建設課のほうで設計をして工事をしていますもんですから、今年度は、プールの施設の機械設備、管理棟の改修を計画しています。

また、ウォータースライドについては、計画はありますが、維持管理費等のかかることから、管理する社会教育課と十分検討し、今年度中に方向性を決めたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

款9項1目3節10光熱水費でございます。屋外拡声器38か所分と井之川岳と手々にある送信局の電気代となっております。

款9項1目3節12の徳之島町ウェブ版防災マップ構築業務委託料についてでございます。これは、防災マップをスマートフォン等でウェブ上での閲覧が可能になり、現在地から付近の浸水想定区域や避難所などの情報を閲覧、検索することができるというものです。

款9項1目6需用費でございます。これは、消防隊員による新型コロナウイルスなど感染者の搬送に際し、救急業務での二次感染防止など感染症対策の強化を図るための防護めがねや感染防止衣などを購入するために計上しております。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

23ページ、款10教育費、項1教育総務費、2事務局費の17役務費の手数料でございますけども、修学旅行キャンセル手数料は、5月に徳之島ではコロナの感染者が爆発的に発生いたしました。それによりまして、コロナ感染者の児童生徒もおりましたので、5月に予定しておりました修学旅行を延期したために、キャンセル料を計上してあります。また、その後もコロナ対応といたしまして、キャンセルが発生したときのためにも、この予算を計上してあります。

続きまして、8ICT・IoT活用推進事業、7GIGAスクールサポーター報償費ですけども、これは各学校に配置してありますタブレット等の修理及びソフトの面の交換、その他不具合のときに対応していただくための報償費であります。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えいたします。

26ページの款10項5社会教育費の中の7スポーツアイランド推進事業でございます。これは、皆さん、初めてお聞きになる言葉かもしれません。オープンウォータースイミング、これはどういうことかと言いますと、簡単に言いますと、水泳のマラソンになります。距離的に言いますと、10キロ、5キロとか、3キロ、1キロ、海のほうで行うスポーツであります。

実は、本年度の3月に、山漁港、山海岸のほうにて約1キロ四方にブイを打ちまして、それを行いました。この大会は、実は日本の代表選手、強化合宿を兼ねて、アジア代表選手の選考会を兼ねて行いました。その中で、これを新しく徳之島にスポーツアイランドとして定着できないかということの御相談がございましたので、今回、いろいろ準備に入っております。その中で、一応、この事業推進するためには項目を作らないといけないということで、今回、オープンウォータースイミング徳之島大会ということで、ここに補助金として作らせていただきました。

一応、今現在、決まっていますのが、11月5日、6日に山海岸のほうで、このオープンウォータースイミングの第1回大会を考えております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時25分から再開します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、令和4年度一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第48号 令和4年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第48号、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第48号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,572万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金50万円、県支出金5万円の増額であります。

歳出の内容は、諸支出金50万円、保険給付費5万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第49号 令和4年度農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第49号、令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第49号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,237万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金2万5,000円の減額であります。

歳出の内容は、事業費2万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第50号 令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第50号、令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第50号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ730万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,439万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金730万4,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費331万円の増額、事業費1,061万4,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第51号 令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第51号、令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第51号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益460万8,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用460万8,000円の増額であります。

また、資本的収入におきまして、出資金460万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、令和4年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 報告第1号 継続費通次繰越費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、報告第1号、継続費通次繰越費について報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第1号、継続費通次繰越費について、御報告いたします。

繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条の規定に基づき、別紙のとおり、議会に報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和3年度徳之島町継続費通次繰越計算書のとおりでございます。

一般関係、総務費、総務管理費、新庁舎建設事業費、翌年度通次繰越額10億9,753万7,941円、新庁舎建設に係る委託料、工事請負費、備品購入費等でございます。

以上、一般会計1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号については終わります。

△ 日程第13 報告第2号 繰越明許費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、報告第2号、繰越明許費について報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第2号、繰越明許費について、御報告いたします。

繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和3年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、総務費、総務管理費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、翌年度繰越額1億2,324万4,000円、住民税非課税世帯等に対して10万円の支給に係る役務費、補助金等でございます。

次に、総務費、戸籍住民登録費、社会保障、税番号システム整備事業費、翌年度繰越額30万円、社会保障・税番号制度システム整備に係る負担金でございます。

次に、民生費、児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業費、翌年度繰越額1,266万円、子育て世帯へ子供1人につき10万円の支給に係る役務費、補助金等でございます。

次に、農林水産業費、農業費、情報収集等業務効率化支援事業費、翌年度繰越額25万円、農業委員が使用するタブレット端末の導入に係る備品購入費でございます。

次に、農林水産業費、農業費、堆肥生産基盤整備事業費、翌年度繰越額1,243万円、徳之島町堆肥センターのホイールローダー導入に係る備品購入費でございます。

次に、農林水産業費、林業費、県単林道改良事業費、翌年度繰越額409万8,000円、林道山クビリ線の改良工事に係る工事請負費でございます。

次に、農林水産業費、水産業費、水産物供給基盤機能保全事業費、翌年度繰越額521万円、亀津漁港の水域3施設の浚渫に係る工事請負費でございます。

次に、商工費、商工費、里久浜トイレ・シャワー施設整備事業費、翌年度繰越額4,000万円、里久浜のトイレ・シャワー施設整備に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、社会資本整備道路事業費、翌年度繰越額6,001万7,216円、亀津中央線、亀津19号線など社会資本整備道路事業に係る工事請負費、公有財産購入費等でございます。

次に、土木費、河川費、急傾斜地対策事業費、翌年度繰越額1,308万6,700円、井之川中学校急傾斜地対策工事に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、都市計画費、総合運動公園改修事業費、翌年度繰越額1,012万円、総合運動公園野球場の改修に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、住宅費、公営住宅建設事業費、翌年度繰越額4,150万2,800円、港ヶ丘団地改修に係る委託料、工事請負費等でございます。

次に、教育費、保健体育費、幼稚園給食導入事業費、翌年度繰越額819万5,000円、幼稚園給食事業の配送、車両購入に係る備品購入費でございます。

次に、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年発生林業用施設災害復旧事業費、翌年度繰越額2,904万円、林道山クビリ線ののり面大規模崩壊における調査、測量設計に係る委託料でございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧時用火、翌年度繰越額3,071万9,000円、令和3年度6月の豪雨災害による花徳地区の災害復旧に係る工事請

負費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計、公共下水道事業費、公共下水道事業、翌年度繰越額 2 億 9,994 万 4,000 円、管路工事に係る委託料、工事請負費等でございます。

以上、一般会計 15 件、特別会計 1 件、計 16 件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8 番（勇元勝雄君）

要望として聞いてもらいたいと思います。

繰り越し、建設課関係の事業がいっぱいあります。特に下水道は 3 億 7,500 万円のうち 2 億 9,900 万円が繰り越し。補助金の交付決定とか、交付金の決定が遅れたのは仕方がないと思いますが、補助金の決定、交付の決定がなされた場合は、速やかに発注して、なるべく繰り越しをしないような体制で仕事をやってもらいたいと思います。

それと、昨日からの一般質問で、耕地課の畑総関係が、今、危機的な状態です。令和 6 年度で現在全て終わるような、7 か所の事業が終わるような状態になっていますので、それは、再雇用した職員を耕地課に派遣して地元の方と折衝ができるような体制に持って行ってもらいたいと思います。

課長も、各課も、前の課長がそこに座って、現在の課長が仕事をするというのは、非常に仕事がやりにくいと思うんです。そういう点を踏まえて、そういうことも考えてもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第 2 号については終わります。

△ 日程第 14 報告第 3 号 事故繰越費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 14、報告第 3 号、事故繰越費について報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第 3 号、事故繰越費について、御報告いたします。

地方自治法第 220 条第 3 項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した事故繰越について、同法施行令第 150 条第 3 条の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に

御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和3年度徳之島町事故繰越費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、農林水産業費、林業費、地元産材活用促進事業費、翌年度繰越額2,895万2,000円、新庁舎の議会議場に県産材を使用した机等を導入するための備品購入費でございます。

以上、一般会計1件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号については終わります。

△ 日程第15 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月9日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けて財源を保証し、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、こうした観点から国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2023年度政府予算編成において教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることが実現されるよう国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第16 陳情第4—1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第16、陳情第4—1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました陳情第4—1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月9日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配配置の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4―1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4―1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第17 発議第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き
上げをはかるための、2023年度政府予
算に係る意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第17、発議第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年

度政府予算に係る意見書を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました発議第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の説明をいたします。

この件は先ほど採択していただきました陳情第4号に関する意見書の提出であります。

皆様に配布してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 発議第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善
をはかるための、2023年度政府予算に
係る意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため

の、2023年度政府予算に係る意見書の説明をいたします。

この件は先ほど採択していただきました陳情第4—1号に関する意見書の提出であります。皆様に配布してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- △ 日程第20 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- △ 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、総務文教厚生常任委員長から、日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、経済建設常任委員長から、日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について、議会運営委員長から、以上3件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 政 田 正 武

徳之島町議会議員 福 岡 兵 八 郎